

豊前市地域防災計画

資 料 編

豊前市防災会議

(平成 30 年度修正)

1. 条例・組織関連資料	1
1-1 豊前市防災会議条例	1
1-2 豊前市防災会議運営規定	3
1-3 豊前市防災会議委員名簿	5
1-4 豊前市災害対策本部条例	6
1-5 豊前市災害対策本部設置規則	7
1-6 消防団の組織概要	10
1-7 緊急時特別出動班	11
2. 災害危険区域	12
2-1 重要水防箇所	12
2-2 災害危険河川区域	13
2-3 ため池台帳	14
2-4 道路危険箇所	17
2-5 砂防指定地箇所	18
2-6 土石流危険渓流	19
2-7 地すべり危険箇所	22
2-8 地すべり防止区域及び危険地区	22
2-9 急傾斜地崩壊危険区域指定	22
2-10 急傾斜地崩壊危険箇所	23
2-11 山腹崩壊危険地区	25
2-12 崩壊土砂流出危険地区	28
2-13 土砂災害（特別）警戒区域図	31
2-14 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（土石流）	32
2-15 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（急傾斜地の崩壊）	36
2-16 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（地すべり）	39
2-17 豊前市防災マップ	40
3. 施設関連資料	47
3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧	47
3-2 福祉避難所一覧	48
3-3 要配慮者利用施設	49
3-4 市内医療機関	52
3-5 臨時ヘリポート予定地	53
3-6 消防車・サイレン設置場所一覧	54
3-7 水防資機材等一覧	55

目 次

頁

3-8	指定文化財一覧表	56
3-9	ごみ及びし尿処理施設	59
3-10	豊前市指定給水装置工事業者一覧表	60
3-11	豊前市下水道排水設備指定工事店一覧	62
3-12	危険物（石油類）取扱事業所等一覧	64
4.	協定・様式	66
4-1	災害時応援協定	66
4-2	福岡県災害調査報告実施要綱	67
4-3	被害程度の認定基準	71
4-4	県（消防防災指導課）からの通知	73
4-5	福岡県災害調査報告実施要綱の様式	75
4-6	公営・改良住宅災害報告書	109
4-7	り災者台帳	110
4-8	り災証明書	111
4-9	避難者名簿	113
4-10	避難者カード	114
4-11	福岡県災害救助法施行細則	115
4-12	避難勧告等の区分等	125
4-13	県知事が行う水防警報の発表形式	126
4-14	県知事が行う避難判断水位到達情報の発表形式	132
4-15	県知事が行う氾濫危険水位到達情報の発表形式	133
4-16	気象庁震度階級解説関連表	134
4-17	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領	137
4-18	災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて	143
5.	各種マニュアル	145
5-1	消防団活動・安全管理マニュアル	145
5-2	豊前市福祉避難所設置・運営マニュアル	151

1. 条例・組織関連資料

1-1 豊前市防災会議条例

昭和39年6月29日条例第22号

改正

平成7年9月25日条例第22号

平成12年3月10日条例第15号

平成29年3月28日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、豊前市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊前市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 豊前市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱するもの
 - (2) 福岡県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱するもの
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから市長が委嘱するもの
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命するもの
 - (5) 教育長
 - (6) 京築広域圏消防本部消防長
 - (7) 消防団長

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて委嘱するもの

6 前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数は、それぞれ6人以内とする。

7 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月10日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 豊前市防災会議運営規定

昭和39年11月 2 日規程第 2 号

改正

昭和52年 6 月 3 日規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は豊前市防災会議条例(昭和39年条例第22号)第 5 条の規定に基づき、豊前市防災会議(以下「防災会議」という)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第 2 条 防災会議の招集は、会長が行う。

2 会議招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を附記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は、委員の総数の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開き議決することができない。

2 会長は、防災会議の議長となり、議事を整理する。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第 4 条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 豊前市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部を設置すること。

(7) 市地域防災計画を修正すること。

(8) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(9) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は防災主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和39年7月1日より適用する。

附 則（昭和52年6月3日規程第4号）

この規程は、公布の日から施行する。

1-3 豊前市防災会議委員名簿

平成 30 年 4 月 1 日現在

No	役職	区分	所属機関名	氏名
1	会長	豊前市長	豊前市	市長
2	委員	県職員	福岡県消防防災指導課	県消防防災指導課長
3	〃	県職員	京築県土整備事務所	所長
4	〃	警察官	豊前警察署	署長
5	〃	教育長	豊前市	教育長
6	〃	市職員	豊前市	総務部長
7	〃	消防吏員	京築広域圏消防本部	消防長
8	〃	消防団長	豊前市消防団	消防団長
9	〃	指定公共機関 又は指定地方公共機関	豊前市消防委員会	会長
10	〃		日本水難救済会宇島救難所	救助長
11	〃		豊前市区長会	会長
12	〃		豊前築上医師会	会長
13	〃		豊前市建設業協会	会長
14	〃		日本郵便（株）豊前郵便局	局長
15	〃		九州旅客鉄道（株）宇島駅	駅長
16	〃	市長が委嘱するもの	豊前市女性委員	代表
17	〃	市長が委嘱するもの	豊前市女性委員	代表
18	検討委員会		豊前市	総務課長
19			〃	総合政策課長
20			〃	財務課長
21			〃	税務課長
22			〃	人権男女共同参画室長
23			〃	市民課長
24			〃	生活環境課長
25			〃	福祉課長
26			〃	健康長寿推進課長
27			〃	建設課長
28			〃	都市住宅課長
29			〃	農林水産課長
30			〃	商工課長
31			〃	都市住宅課長
32			〃	観光物産課長
33			〃	学校教育課長
34			〃	生涯学習課長
35	事務局		〃	総務課防災安全係長
36			〃	総務課防災安全係
37			〃	総務課防災安全係

1-4 豊前市災害対策本部条例

昭和 39 年 6 月 29 日

条例第 23 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、豊前市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 10 日条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 28 日条例第 10 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-5 豊前市災害対策本部設置規則

昭和 39 年 11 月 2 日規則第 14 号

改正

昭和 46 年 8 月 16 日規則第 18 号	平成 7 年 3 月 30 日規則第 23 号
昭和 51 年 3 月 31 日規則第 18 号	平成 10 年 3 月 26 日規則第 19 号
昭和 51 年 4 月 21 日規則第 36 号	平成 13 年 6 月 27 日規則第 15 号
昭和 54 年 5 月 1 日規則第 14 号	平成 14 年 3 月 29 日規則第 7 号
昭和 55 年 3 月 31 日規則第 7 号	平成 19 年 3 月 30 日規則第 7 号
昭和 59 年 7 月 20 日規則第 18 号	平成 19 年 6 月 29 日規則第 25 号
平成 4 年 10 月 2 日規則第 28 号	

(趣旨)

第 1 条 豊前市災害対策本部条例(昭和 39 年条例第 23 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定により、豊前市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の位置)

第 2 条 本部は、本庁に置く。

(事務)

第 3 条 この規則に定める事務は、原則として他の全ての事務に優先して行う。

(本部の設置)

第 4 条 市長は、次の場合に本部を設置する。

- (1) 気象業務法(昭和 27 年法律第 165 号)に基づく暴風雨大雨洪水又は高潮警報が発令され、総合的な対策を必要とするとき。
- (2) 大規模な地震、火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。
- (3) その他災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき。

(本部長及び副本部長)

第 5 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は市長を、災害対策本部副本部長(以下「副本部長」という。)は副市長及び総務部長をもって充てる。

2 条例第 2 条第 2 項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副市長、総務部長の順とする。

(本部会議)

第 6 条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、災害対策本部長、副本部長、教育長、各部長、各課長、消防長、消防団長及び本部長が必要と認める者をもって構成し、災害対策に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

(班)

第 7 条 本部に、その事務を分掌させるため、班を置く。

2 班には、班長を置く。

- 3 班長は、上司の命令を受けて班の事務を掌理する。
- 4 班に班員を置き、班員には、班長の所属する課に勤務する職員を充てる。
- 5 班員は、班の事務を処理する。
- 6 班に属しない市職員は、すべて予備員とし、応援に従事するものとする。

(本部及び班の分掌事務等)

第8条 本部及び班の組織、分掌事務等は、豊前市地域防災計画で定める。

(配備及び出動体制)

第9条 非常災害が発生し、又は発生すると認めた場合の配備及び出動体制は、豊前市地域防災計画で定めるところによる。

- 2 配備要員となる職員は、常に所在を明らかにするとともに、自ら災害情報を入手し、災害対策本部の設置が推測される場合には、指示を待たず登庁しなければならない。

(応援要請)

第10条 各班長は、災害対策活動を実施するに当たり、他に応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合は、本部長は、必要に応じ所要人員を派遣するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和39年7月1日より適用する。
- 2 豊前市災害対策本部設置規則（昭和32年規則第1号）は廃止する。

附 則（昭和46年8月16日規則第18号）

この規則は、昭和46年8月17日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日規則第18号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月21日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日より適用する。

附 則（昭和54年5月1日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第7号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月20日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年10月2日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月30日規則第23号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日規則第19号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月27日規則第15号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第7号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 7 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 6 月 29 日規則第 25 号）

この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

1-6 消防団の組織概要

様式1

【市町村入力用】



消防団の組織概要

平成30年1月1日現在

都道府県名	福岡県		所在地	〒828-8501	
市町村名	豊前市		所在地	福岡県豊前市大字吉木955番地	
消防団事務所管	豊前市役所 総務課 交通防災係		電話番号(直通)	0979-82-1111(内1334)	FAX 0979-83-2560
消防団名	豊前市消防団		メールアドレス	bousai@city.buzen.lg.jp	

組織	分団数	13	分団	ホームページURL	http://www.city.buzen.lg.jp/
	機能別分団数	1	分団	SNSアカウント	
	方面隊数	0	隊		
	部数	29	部		
団員数	班数	103	班	【組織概要図】 	
	条例定数	470	人		
	実員数	460	人		
	男性団員数	453	人		
	女性団員数	7	人		
	基本団員数	444	人		
	機能別団員数	16	人		
	勤務地団員	0	人		
	通学団員	0	人		
職業構成別団員数	国家公務員	2	人		
	地方公務員	40	人		
	都道府県職員	13	人		
	市区町村等職員	27	人		
	特殊法人等公務員に準ずる職員	23	人		
	農協職員	21	人		
	日本郵政グループ	4	人		
就業形態別団員数	その他	392	人		
	被雇用者	400	人		
	自営業者	36	人		
	家族従業者	18	人		
	学生	1	人		
	大学生	0	人		
	専門学校生	1	人		
階級別団員数	その他	6	人		
	団長	1	人		
	副団長	3	人		
	分団長	13	人		
	副分団長	13	人		
	部長	29	人		
ポンプ	班長	102	人		
	団員	300	人		
	普通消防ポンプ自動車	14	台		
	水槽付消防ポンプ自動車	0	台		
	小型動力ポンプ付積載車	5	台		
	小型動力ポンプ(車両に積載していないもの)	23	台		
無線機	手引き動力ポンプ	0	台		
	携帯用無線機	0	台		
	車載用無線機	18	台		
	簡易無線機	22	台		
	トランシーバー	0	台		
報酬	無線受令機	0	台		
	機能別分団			市役所部 県土整備事務所部 教育事務所部	
報酬	報酬額(階級:団員)	年額	25,000	円	
	(参考)交付税単価(階級:団員)	年額	36,500	円	

1-7 緊急時特別出勤班

＜＜災害対策班＞＞

平成30年1月1日現在

班構成	要 員 数	主な業務内容	避難所担当地区
1 班	各班に班長(1)・副班長(1)班員(2)で構成	警戒業務及び災害時応急対応及び(警戒巡回、被害状況等確認・連絡、土のう作成業務・設置他)、避難所の運営、行方不明搜索等	八屋・中央公民館
2 班			宇島
3 班			角田・山田
4 班			三毛門
5 班			黒土・大村
6 班			千束・横武
7 班			合河・岩屋

＜＜連絡調整班＞＞

班構成	要 員 数	主な業務内容
8 班	班長(1)・班員(3)	災害対策において、各課の災害情報・災害対応の連絡調整、各課が対応する災害対策における災害対策班の応援要請等の調整等

＜＜災害情報収集・整理班＞＞

班構成	要 員 数	主な業務内容
9 班	各班に班長(1)班員(3)で構成	電話交換受付業務、災害対策班及び市民からの災害情報及び被害情報の収集・整理等
10 班		

2. 災害危険区域

2-1 重要水防箇所

◆ 海岸

沿岸名	河川名	位置		摘要
		大字	箇所数、延長	
豊前豊後	三毛門沓川海岸	三毛門	樋門 12 箇所 樋管 1 箇所 L=2,196m	宮新地、波寄 1 号・2 号、六反田川、牛の首 1 号・2 号・3 号、西出屋、中出屋 1 号・2 号、新地、東出屋樋門
	八屋海岸	八屋・四郎丸	樋管 5 箇所 L=2,371m	八屋 1 号・2 号・3 号・4 号樋門
	松江海岸	松江	樋門 4 箇所 樋管 3 箇所 L=1,230m	畠中、鰻池、小脇樋門

◆ 河川

水系名	河川名	位置		摘要
		大字	延長	
岩岳川	岩岳川	梶屋	左:340、右:330	下川原田井堰～浜井堰
	岩岳川	下河内	右:290	今井出井堰上流、下流
	岩岳川	沓川、宇島	左:180、右:180	岩岳橋下流
中川	中川	四郎丸、大村	左:40、右:60	高柳井堰上流、下流
	中川	八屋	左:60、右:50	中川橋～能徳地内井堰
角田川	角田川	中村	左:110	城鼻橋下流

2-2 災害危険河川区域

級別	水系名	河川名	延長(m)	位 置
二	佐井川	佐井川	右 510	久路土 一木井堰上下流
二	佐井川	佐井川	左 75	合河 下井堰直下流
二	佐井川	佐井川	右 85	中川底 平恵橋下流
二	佐井川	佐井川	右 25	中川底 上川底 1 号橋下流
二	佐井川	佐井川	左 60	中川底 向田井堰下流
二	佐井川	佐井川	左右 480	上川底 原田井堰下流～津熊井堰下流
二	佐井川	佐井川	左 40	上川底 吉原下の橋上流
二	岩岳川	岩岳川	右 45	戸津田 川原井堰直下流
二	岩岳川	岩岳川	右 5	梶屋 浜井堰直上流
二	岩岳川	岩岳川	右 90	久路土 平井手井堰下流
二	岩岳川	岩岳川	左右 5	下河内 堀切橋直下
二	岩岳川	岩岳川	右 220	大河内 桜渡橋下流～ネタロ井堰下流
二	岩岳川	岩岳川	左右 5	岩屋 牛渡橋
二	岩岳川	岩岳川	右 70	岩屋 磨ノ渡橋下流
二	岩岳川	岩岳川	左 70	篠瀬 渡瀬井堰上流
二	岩岳川	岩岳川	左 25	篠瀬 宮本井堰上流
二	岩岳川	岩岳川	右 35	篠瀬 犬ヶ岳 1 号橋下流
二	岩岳川	岩岳川	左 35	篠瀬 渡井堰直下流
二	岩岳川	岩岳川放水路	右 120	狭間 佐井川合流部上流
二	岩岳川	岩岳川放水路	右 20	狭間 岩岳川分水部下流
二	中 川	中 川	左 70	八屋 中川橋下流
二	中 川	中 川	右 60	鳥越 藤の井手井堰上流
二	中 川	中 川	左右 150	河内 仲井手井堰下流
二	中 川	中 川	左右 5	櫛狩屋 櫛狩屋橋直下
二	中 川	中 川	左 70	櫛狩屋 櫛狩屋橋上流～前田井堰下流
二	中 川	中 川	左 30	川内 新池ヶ谷尻井堰上流
二	中 川	中 川	右 15	川内 火箱井堰下流
二	中 川	西川内川	左 15	河内 野田井堰直上流
二	中 川	西川内川	右 90	河内 野田井堰上流
二	中 川	西川内川	左 5	河内 西河内橋直下
二	角田川	角田川	左 220	横浜 角田川橋下流
二	角田川	角田川	右 45	中村 御幸橋上流
二	角田川	角田川	左右 100	馬場 葉山田井堰上流
二	角田川	角田川	左 40	馬場 竹の下橋上流
二	角田川	角田川	左 150	畑 ビンゴ橋上下流
二	角田川	角田川	左 50	畑 中の橋上流

2-3 ため池台帳

整理 番号	ため池名	所在地	受益面積 (ha)	貯水量 (千 m^3)
1	提谷	山内 1179-1	14	50
2	桜木	山内 130	16	6
3	楠田	大西 135	21	17
4	千駄	岸井 37-1、高田 437-1	12	13
5	杳川	杳川 716	30	30
6	清水	吉木 269	10	10
7	落	千束 57	5	21
8	馬洗	野田 758-1	55	62
9	上の	野田 644	10	30
10	新	荒堀 104 -1	20	20
11	片平	赤熊 594 -1	10	9
12	奥	大村 520 -1	13	12
13	中	大村 450	13	3
14	鈴木	大村 360	13	10
15	凱旋	大村 1150	36	15
16	本田	大村 1186	36	17
17	野地	四郎丸 1956 -1	27	8
18	宮の前	大河内 509	25	6
19	新	大西 99 -1	20	16
20	小犬丸	小犬丸 72 -1	10	19
21	折戸	三毛門 116	66	35
22	松本	三毛門 5	10	11
23	二番	荒堀 34	30	30
24	池尾	大西 1126	350	380
25	高野	大村 767	14	22
26	畑成	荒堀 68	14	60
27	桐迫	川内 3485	30	45
28	山の神	川内 2848	30	10
29	湯迫	川内 2426	6	10
30	丸山	鳥越 326-2	7	8
31	蛭川	鳥越 28	7	10
32	熊本	中村 647-1	39	50
33	(宮の前) 新	中村 705-1	35	150
34	炭山	松江 706	11	24
35	重箱	大西 857 -1	1	2.9
36	笹原	大河内 2012-1	1	3
37	枇杷迫	大河内 434	10	5
38	耳取	岩屋 446	0.6	0.09
39	産家	鳥井畑 541-13	0.5	0.45

整理 番号	ため池名	所在地	受益面積 (ha)	貯水量 (千 m^3)
40	天和	天和 429	12	100
41	空池	下河内 1273	1.1	0.4
42	四王寺	下河内 1310-3	4	2
43	妙見	下河内 1370	3	3
44	走山	山内 298	25	20
45	妙法寺	山内 965	4	1
46	小田	山内 430	6	4
47	梶迫	山内 1250	6	4
48	住城	山内 1456	25	22
49	御所前	山内 795 -1	18	35
50	後迫	山内 877	3	1
51	大迫	才尾 527	0.4	0.63
52	夕田	才尾 369-1	123	201
53	宮の後	挾間 300 -1	12	3
54	上原	永久 43-1	15	15
55	(河原田) 御洗	河原田 308 -1	4	10.0
56	島廻	大西 98-1	20	10
57	鮒池	永久 263	4	10
58	倉谷	青畑 91	25	20
59	宮池	久路土 1000	1	3
60	細辺	堀立 446 -1	1	2
61	畑辺	久路土 650	1	1.6
62	深町	久路土 1103	15	14
63	釘丸	岸井 260-1	8	6
64	小婦方	高田 342-1	15	9
65	中の坪	吉木 235	3	2
66	久松	沓川 684	15	11
67	新池	小犬丸 15	6	6
68	恒富	恒富 4-2	15	13
69	六郎	高田 437-1	22	13
70	三楽	三楽 10-2	17	18
71	森久	森久 49、森久 64	6	9.0
72	(太郎池) 太田	三毛門 997	20	33
73	谷池	三毛門 1042-1	12	11
74	熊本	吉木 1116-1	6	8
75	(迫池) 新池	塔田 322	5	1
76	塔田	永久 494-1	32	43
77	(守島池) 清水	清水町 178	25	10
78	前田	八屋 819	5	15
79	御手洗	大村 107	12	17
80	桐迫中の池	川内 3630	10	6

整理 番号	ため池名	所在地	受益面積 (ha)	貯水量 (千 m^3)
81	桐迫奥池	川内 3635	6	5
82	赤毛	川内 2966	2	2
83	渕迫	川内 2880	90	74
84	横田	鳥越 249	8	20
85	山下	鳥越 679	5	3
86	立石	鳥越 39	5	2
87	(小迫池) 迫	四郎丸 1668	3	1
88	(奥池) 杉ヶ谷	四郎丸 2362-2	41	25
89	杉ヶ谷	四郎丸 2327	41	8
90	米ヶ谷	四郎丸 2032	30	5
91	カンビ	川内 3752-27	20	5
92	西川内	川内 500-1	29	67
93	川原谷	川内 1086	22	20
94	八ッ田	川内 1623	1	0.5
95	別所	中村 235	12	2.0
96	ビヤの池	中村 361-1	21	6
97	鵜迫	松江 1040-1	4	10
98	上池	松江 1021	1	1
99	夏焼	畑 438	1	0.6
100	黒辺	松江 1128	10	6
101	上宇土	才尾 522	1	0.6
102	中宇土	才尾 500	0.5	0.36
103	山谷	畑 138-2	135	110
104	大道寺	馬場 751-2	0.3	0.09
105	大龍寺	大村 1132	3	2

2-4 道路危険箇所

路線	管理番号	字	危険内容	対策工法
豊前耶馬溪	N002A020	中川底	落石崩壊	落石防護網
豊前耶馬溪	N002A025	中川底	落石崩壊	落石防護網
豊前耶馬溪	N002A030	上川底	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵
豊前耶馬溪	N002A035	上川底	落石崩壊	落石防護網
豊前耶馬溪	N002A040	上川底	落石崩壊	擁壁工
豊前耶馬溪	N002A045	上川底	落石崩壊	落石防護柵
豊前耶馬溪	N002A060	上川底	落石崩壊	落石防護柵
豊前耶馬溪	N002A070	上川底	落石崩壊	落石防護柵
豊前耶馬溪	N002F010	上川底	盛土	擁壁工・腹付け盛土
豊前耶馬溪	N002G050	上川底	擁壁	擁壁工
豊前耶馬溪	N002G080	上川底	擁壁	コンクリートブロック
犀川豊前	N032A059	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵
犀川豊前	N032A060	求菩提	落石崩壊	擁壁
犀川豊前	N032A070	求菩提	落石崩壊	落石防護擁壁・落石防護柵
犀川豊前	N032A080	求菩提	落石崩壊	落石防護網
犀川豊前	N032A090	求菩提	落石崩壊	落石防護網
犀川豊前	N032A110	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵・クラック補修
犀川豊前	N032A120	求菩提	落石崩壊	落石防護網
犀川豊前	N032A130	求菩提	落石崩壊	擁壁工・落石防護柵
犀川豊前	N032A140	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵 H26 点検 防災カルテ →要対策
犀川豊前	N032A145	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵
犀川豊前	N032A150	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵
犀川豊前	N032A160	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵
犀川豊前	N032A180	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵
犀川豊前	N032A185	求菩提	落石崩壊	重力式擁壁・落石防護柵
犀川豊前	N032G080	求菩提	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G100	求菩提	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G140	求菩提	擁壁	法面工
犀川豊前	N032G170	篠瀬	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G180	岩屋	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G190	岩屋	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G195	岩屋	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G200	岩屋	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G210	岩屋	擁壁	擁壁工
犀川豊前	N032G220	岩屋	擁壁	擁壁工
国見松江	N232A010	松江	落石崩壊	落石防護柵

2-5 砂防指定地箇所

溪流名	告示年月日	告示番号	指定面積 (ha)
中川	S23. 5. 20	93	6. 3100
佐井川	S24. 12. 21	921	27. 4600
枝川内川	S24. 12. 21	921	3. 9400
松尾川内川	S24. 12. 21	921	2. 9100
岩岳川	S24. 12. 21	921	6. 1700
角田川	S24. 12. 21	921	9. 4100
湯の河内川	S24. 12. 21	921	0. 6000
真河内川	S24. 12. 21	921	1. 4700
小河内川	S24. 12. 21	921	0. 2400
岩岳川	S28. 2. 2	139	3. 2200
松尾川内川	S35. 12. 20	2729	4. 0500
枝川内川	S35. 12. 20	2729	8. 5000
松尾川内川右支川	S41. 4. 7	1198	0. 6200
湯の河内川及び右支川	S41. 4. 7	1198	2. 1200
稲積川及び稲積川左支川	S42. 12. 28	4607	4. 9700
轟川及び同左支川	S59. 3. 30	793	0. 7600
稗畑川	S62. 1. 12	38	0. 4300
下笹川	H6. 6. 2	1446	0. 5700
猪迫川	H6. 11. 28	2267	1. 3100
枝川内川	H8. 5. 13	1328	0. 2600
下尾平川	H26. 2. 21	139	1. 7312

2-6 土石流危険渓流

箇所番号	渓流所在置			流域概要			保全対象	
	河川名	渓流名	字	渓流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均河 床勾配	保全対 象戸数 (戸)	公共施設等
214-I-001	岩岳川	岩岳川	世須岳	2.40	6.29	12	23	生活改善センター
214-I-002	岩岳川	岩岳川1	求菩提	0.66	0.17	12	2	生活改善センター
214-I-003	岩岳川	枝川内川	枝川内	1.45	2.99	17	12	-
214-I-004	佐井川	轟川	轟	1.26	0.95	11	24	生活改善センター
214-I-005	佐井川	下山	立岩	0.54	0.12	14	5	-
214-I-006	佐井川	成山	立岩	0.44	0.13	14	6	集会所
214-I-007	佐井川	寺山	立岩	0.47	0.14	16	11	-
214-I-008	佐井川	松尾川内谷3	松尾川内	0.26	0.03	23	7	-
214-I-009	佐井川	松尾川内谷4	松尾川内	0.29	0.03	21	4	集会所
214-I-010	佐井川	上山	松尾川内	0.29	0.06	15	7	-
214-I-011	佐井川	夫婦木	夫婦木	0.32	0.08	20	5	-
214-I-012	岩岳川	立石	枝川内	0.24	0.03	20	1	集会所
214-I-013	岩岳川	琵琶迫川	寺村	0.65	0.21	14	10	-
214-I-014	岩岳川	川原の上川	原組	0.56	0.18	15	8	-
214-I-015	岩岳川	大迫	下組	0.27	0.07	13	5	-
214-I-016	佐井川	下笹川	下川底	1.15	0.55	9	5	-
214-I-017	岩岳川	太山	天和	0.33	0.07	14	6	-
214-I-018	岩岳川	大谷	天和	0.38	0.14	10	5	-
214-I-019	中川	ママタムコ	八田	0.40	0.08	9	6	-
214-I-020	中川	大森	平原	0.09	0.03	16	9	-
214-I-021	舟入川	迫川	迫	0.29	0.02	8	5	-
214-I-022	角田川	荒倉	馬場	0.11	0.01	26	0	寺(集会施設)
214-I-023	角田川	高尾	馬場	0.12	0.02	19	6	-
214-I-024	角田川	ヒシアカス	原井	0.25	0.06	10	5	-
214-I-025	角田川	下尾平	畑	0.20	0.04	16	2	小学校・寺
214-I-026	角田川	上尾1	畑	0.90	0.06	18	5	-
214-I-027	角田川	上尾2	畑	0.15	0.05	18	6	-
214-I-028	角田川	宮迫	畑	0.11	0.03	15	14	公民館
214-I-029	角田川	小畑	畑	0.23	0.06	17	6	-
214-I-030	岩岳川	岩原	岩屋	0.42	0.12	15	6	-
214-I-031	岩岳川	小谷上	小谷	0.31	0.08	20	7	-
214-I-032	岩岳川	上ノ面	中畑	0.79	0.16	14	5	集会所
214-I-033	岩岳川	戸符谷	戸符	0.84	0.20	15	5	-

箇所番号	溪流所在置			流域概要			保全対象	
	河川名	溪流名	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均河 床勾配	保全対 象戸数 (戸)	公共施設等
214-Ⅰ-034	岩岳川	カシザコ	篠瀬	0.11	0.01	29	1	集会所
214-Ⅰ-035	岩岳川	上牟田	鳥井畑	0.52	0.07	16	10	－
214-Ⅰ-036	岩岳川	市迫川	鳥井畑	0.83	0.49	14	10	－
214-Ⅰ-037	岩岳川	内畑川	鳥井畑	1.24	0.45	13	3	旅館
214-Ⅰ-038	岩岳川	鳥井畑谷2	鳥井畑	0.60	0.14	16	20	－
214-Ⅰ-039	岩岳川	鳥井畑谷1	鳥井畑	0.32	0.06	16	11	－
214-Ⅱ-001	岩岳川	世須岳谷(2)	世須岳	0.65	0.14	23	3	－
214-Ⅱ-002	岩岳川	世須岳谷(1)	世須岳	0.52	0.16	19	1	－
214-Ⅱ-003	佐井川	轟谷川	轟	0.62	0.14	14	3	－
214-Ⅱ-004	佐井川	立岩谷	立岩	0.31	0.05	18	3	－
214-Ⅱ-005	佐井川	松尾川内谷(1)	松尾川内	0.19	0.03	15	2	－
214-Ⅱ-006	佐井川	松尾川内谷(2)	松尾川内	0.85	0.42	11	4	－
214-Ⅱ-007	岩岳川	枝川内谷(2)	枝川内	0.45	0.10	18	3	－
214-Ⅱ-008	岩岳川	枝川内谷(3)	枝川内	0.32	0.07	19	2	－
214-Ⅱ-009	岩岳川	園迫	枝川内	0.34	0.05	19	4	－
214-Ⅱ-010	岩岳川	枝川内谷(4)	枝川内	0.25	0.03	21	1	－
214-Ⅱ-011	岩岳川	枝川内谷(1)	枝川内	0.24	0.05	22	1	－
214-Ⅱ-012	佐井川	久保迫	夫婦木	0.30	0.06	23	4	－
214-Ⅱ-013	佐井川	井ノ上	夫婦木	0.31	0.02	22	3	－
214-Ⅱ-014	佐井川	夫婦木谷(1)	夫婦木	0.54	0.15	17	4	－
214-Ⅱ-015	佐井川	夫婦木谷(2)	夫婦木	0.52	0.16	15	2	－
214-Ⅱ-016	佐井川	夫婦木谷(3)	夫婦木	0.36	0.07	21	2	－
214-Ⅱ-017	佐井川	野添	松尾川内	0.14	0.02	23	1	－
214-Ⅱ-018	佐井川	松尾川内谷(5)	松尾川内	0.22	0.03	24	1	－
214-Ⅱ-019	佐井川	稗畑川	大稗	1.15	0.42	9	1	－
214-Ⅱ-020	佐井川	大稗谷	大稗	0.75	0.02	12	1	－
214-Ⅱ-021	佐井川	下川底谷	下川底	0.33	0.07	15	2	－
214-Ⅱ-022	岩岳川	山内谷	山内	0.83	0.13	5	2	－
214-Ⅱ-023	中川	ウオツキ	青畑	0.15	0.02	8	2	－
214-Ⅱ-024	中川	谷山	青畑	0.19	0.02	9	2	－
214-Ⅱ-025	角田川	権木	竹ノ下	0.09	0.02	18	1	－
214-Ⅱ-026	角田川	原井谷2	原井	0.31	0.06	14	4	－
214-Ⅱ-027	角田川	原井谷(1)	原井	0.21	0.03	18	2	－
214-Ⅱ-028	角田川	湯川内	湯川内	0.12	0.03	20	4	－
214-Ⅱ-029	角田川	畑谷	畑	0.60	0.18	18	2	－

箇所番号	溪流所在置			流域概要			保全対象	
	河川名	溪流名	字	溪流長 (km)	流域面積 (km ²)	平均河 床勾配	保全対 象戸数 (戸)	公共施設等
214-Ⅱ-030	角田川	山谷（2）	山谷	0.53	0.14	15	2	－
214-Ⅱ-031	角田川	山谷（1）	山谷	0.90	0.05	4	1	－
214-Ⅱ-032	中川	櫛狩屋谷（3）	櫛狩屋	0.10	0.02	17	1	－
214-Ⅱ-033	中川	櫛狩屋谷（1）	櫛狩屋	0.55	0.27	15	2	－
214-Ⅱ-034	中川	櫛狩屋谷（2）	櫛狩屋	0.34	0.01	13	1	－
214-Ⅱ-035	岩岳川	岩屋谷	岩屋	0.45	0.07	19	1	－
214-Ⅱ-036	岩岳川	丸山	中畑	0.67	0.20	13	4	－
214-Ⅱ-037	岩岳川	篠瀬谷（2）	篠瀬	0.70	0.32	13	1	－
214-Ⅱ-038	岩岳川	篠瀬谷（1）	篠瀬	1.07	0.47	14	3	－
214-Ⅲ-001	佐井川	轟谷（2）	轟	1.50	1.11	13	－	－
214-Ⅲ-002	岩岳川	産家谷	産家	0.85	0.48	15	－	－
214-Ⅲ-003	岩岳川	下組谷	下組	0.28	0.05	15	－	－
214-Ⅲ-004	佐井川	轟谷（1）	轟	0.47	0.16	12	－	－
214-Ⅲ-005	佐井川	松尾川内谷(6)	松尾河内	1.00	0.57	11	－	－
214-Ⅲ-006	佐井川	中川底谷	中川底	1.05	0.57	8	－	－
214-Ⅲ-007	佐井川	下川底谷(2)	下川底	0.40	0.07	15	－	－
214-Ⅲ-008	佐井川	下川底谷(1)	下川底	0.23	0.03	16	－	－
214-Ⅲ-009	枝川内川	枝川内谷(5)	枝川内	0.80	0.26	12	－	－
214-Ⅲ-010	角田川	畑谷（1）	畑	0.33	0.05	15	－	－
214-Ⅲ-011	湯川内川	湯川内谷	湯川内	0.24	0.03	9	－	－
214-Ⅲ-012	角田川	冷泉谷(1)	冷泉	0.43	0.01	12	－	－
214-Ⅲ-013	角田川	冷泉谷(2)	冷泉	0.45	0.08	11	－	－
214-Ⅲ-014	角田川	冷泉谷(3)	冷泉	0.38	0.06	14	－	－
214-Ⅲ-015	角田川	山谷（3）	山谷	0.30	0.05	11	－	－

2-7 地すべり危険箇所

区域名	幹川名	溪流名	大字	区域面積(ha)	勾配	保全人家(戸)
畑	角田川	-	畑	71.1	18	70
湯河内	角田川	湯河内川	馬場	28.8	19	13

2-8 地すべり防止区域及び危険地区

【地すべり危険地区(民有林)】

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
1	鳥井畑	0	研修所	1	林道

2-9 急傾斜地崩壊危険区域指定

区域名	所在地	告示年月日	告示番号	指定面積(ha)
夫婦木	上川底字夫婦木	S52. 4. 16	532	0. 5757
枝川内	岩屋	S54. 10. 25	1604	0. 5221
松尾川内(2)	中川底	S60. 12. 13	1820-2	0. 83
		H5. 10. 25	1718	0. 5896
馬場	馬場	S61. 12. 27	1947	0. 4192
		H2. 8. 8	1215	1. 5482
		H6. 10. 7	1726	1. 1292
迫	四郎丸	H6. 4. 1	660	1. 8266
川内	川内	H6. 4. 13	765	2. 2265
立岩	上川底	H12. 3. 17	449	1. 0542
堂の前	畑	H13. 10. 12	1673	1. 9872
杉ヶ谷	四郎丸	H13. 12. 5	1963	1
堂の前(B)	畑	H15. 3. 5	421	2. 4673
馬場(A)	馬場、中村	H17. 1. 19	82	0. 9887
小谷	岩屋	H21. 6. 26	1074	0. 3234
平原	川内	H27. 6. 12	565	2. 1968

2-10 急傾斜地崩壊危険箇所

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家 (戸)	公共 建築物	公共施設
		大字	小字	長さ (m)	傾斜度	斜面高さ (m)			
214-I-001N	馬場(a)	畑	馬場	270	35	30	10	-	市町村道 80
214-I-002N	竹ノ下	畑	竹ノ下	250	30	40	7	-	-
214-I-003N	馬場	畑	馬場	100	60	50	5	-	-
214-I-004N	迫	四郎丸	迫	170	35	20	8	-	市町村道 170
214-I-005N	畑(a)	畑	畑	100	30	30	4	その他	市町村道 230
214-I-006N	原井(a)	畑	原井	230	30	30	5	-	市町村道 50
214-I-007N	平原(a)	鳥越	平原	300	40	40	10	公民館	市町村道 300
214-I-008N	堂ノ前	畑	堂ノ前	700	30	30	34	-	県道 700
214-I-009N	櫛狩屋	川内	櫛狩屋	150	50	40	6	-	-
214-I-010N	川内	川内	川内	150	35	60	12	-	市町村道 150
214-I-011N	内尾	川内	内尾	210	30	10	8	-	市町村道 90
214-I-012N	上大西	大西	上大西	150	30	20	7	公民館	市町村道 170
214-I-013N	篠瀬(a)	篠瀬	篠瀬	120	40	50	2	公民館	-
214-I-014N	中畑	岩尾	中畑	300	40	9	9	公民館	-
214-I-015N	小谷	岩尾	小谷	50	80	25	11	-	-
214-I-016N	鳥井畑(a)	鳥井畑	鳥井畑	170	45	60	9	その他	-
214-I-017N	枝川内	岩尾	枝川内	250	40	20	5	-	市町村道 80
214-I-018N	産家(b)	求菩提	産家	80	45	450	1	その他	県道 30、 市町村道 40
214-I-019N	産家(a)	求菩提	産家	260	35	40	6	-	市町村道 220
214-I-020N	轟	上川底	轟	200	45	40	7	-	県道 150
214-I-021N	立岩	上川底	立岩	180	50	30	14	学校、公民 館、その他	県道 180
214-I-022N	夫婦木(a)	鳥井畑	夫婦木	140	45	40	5	-	県道 170
214-I-023N	夫婦木	上川底	夫婦木	200	50	14	16	-	県道 260
214-I-024N	松尾川内(2)	中川底	松尾川内	300	50	40	10	公民館	市町村道 100
214-I-025N	松尾川内(1)	中川底	松尾川内	200	60	15	6	-	市町村道 200
214-II-001N	平原(b)	鳥越	平原	70	30	20	1	-	市町村道 90
214-II-002N	原井(b)	畑	原井	130	40	70	3	-	市町村道 170
214-II-003N	杉ヶ谷	四郎丸	杉ヶ谷	190	35	50	2	-	市町村道 210
214-II-004N	山谷	畑	山谷	180	60	20	2	-	市町村道 230
214-II-005N	山田山	川内	山田山	190	55	20	2	-	-
214-II-006N	篠瀬(b)	篠瀬	篠瀬	100	35	50	2	-	県道 120
214-II-007N	戸符(b)	篠瀬	戸符	200	45	90	3	-	-
214-II-008N	戸符(a)	篠瀬	戸符	250	40	70	3	-	県道 250
214-II-009N	小谷(a)	岩屋	小谷	90	30	90	1	-	市町村道 80

箇所番号	箇所名	位置		地形			人家 (戸)	公共 建築物	公共施設
		大字	小字	長さ (m)	傾斜度	斜面高さ (m)			
214-Ⅱ-010N	鳥井畑(b)	鳥井畑	鳥井畑	110	40	90	1	-	-
214-Ⅱ-011N	中川底	中川底	中川底	140	30	60	3	-	河川 40
214-Ⅱ-012N	産家(c)	求菩提	産家	150	45	450	4	-	市町村道 160
214-Ⅱ-013N	世須岳	求菩提	世須岳	100	40	50	2	-	県道 150
214-Ⅲ-001N	馬場(b)	畑	馬場					-	-
214-Ⅲ-002N	上迫	四郎丸	上迫					-	-
214-Ⅲ-003N	平原 (C)	鳥越	平原					-	-
214-Ⅲ-004N	畑(b)	畑	畑					-	-
214-Ⅲ-005N	立石	鳥越	立石					-	-
214-Ⅲ-006N	櫛狩屋(c)	川内	櫛狩屋					-	-
214-Ⅲ-007N	櫛狩屋(b)	川内	櫛狩屋					-	-
214-Ⅲ-008N	櫛狩屋(a)	川内	櫛狩屋					-	-
214-Ⅲ-009N	狭間	狭間	狭間					-	-
214-Ⅲ-010N	戸符(d)	篠瀬	戸符					-	-
214-Ⅲ-011N	戸符(c)	篠瀬	戸符					-	-
214-Ⅲ-012N	新貝	大河内	新貝					-	-
214-Ⅲ-013N	中組	大河内	中組					-	-
214-Ⅲ-014N	上川底	上川底	上川底					-	-
214-Ⅲ-015N	産家(e)	求菩提	産家					-	-
214-Ⅲ-016N	産家(d)	求菩提	産家					-	-

2-11 山腹崩壊危険地区

【国有林】

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
1	岩屋	1			林道

【民有林】

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
1	中村	19	神社	1	県道
2	馬場	16			町道
3	馬場	52	橋梁	1	県道
4	松江	5			県道
5	四郎丸	1			市道
6	馬場	37			町道
7	畑	35	橋	2	県道
8	畑	3	神社、橋	各 1	
9	四郎丸	22			県道
10	四郎丸	22			県道
11	川内	5			市道
12	川内	19			県道
13	畑	6			県道
14	畑	10			県道
15	畑	11	学校	1	県道
16	畑	80			県道
17	畑	15			県道
18	川内	15			県道
19	青畑	12			市道
20	畑	6			県道
21	川内	0			林道
22	川内	2			林道
23	川内	14			県道
24	川内	23	橋	1	県道
25	川内	1			県道
26	川内	10			林道
27	川内	16	橋	2	県道
28	川内	3	橋	2	県道
29	川内	4	橋	1	市道

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数	道路の種類
30	川内	2			市道
31	山内	2			林道
32	山内	6			市道
33	山内	6			市道
34	山内	11	公民館	1	県道
35	挾間	7	神社、橋	各 1	市道
36	挾間	0			農道
37	天和	40	神社	1	市道
38	天和	50	神社	1	県道、市道
39	大河内	0	橋	1	
40	大河内	12			農道
41	下川底	2	学校	1	
42	篠瀬	11			県道
43	篠瀬	24	橋	1	市道、農道
44	篠瀬	11			県道
45	篠瀬	9	橋	1	
46	篠瀬	22	小学校	1	県道
47	鳥井畑	23			県道、市道
48	鳥井畑	35			市道
49	求菩提	6			県道
50	求菩提	1			県道
51	求菩提	12			県道
52	求菩提	1			県道
53	鳥井畑	18			県道、市道
54	求菩提	3			市道
55	鳥井畑	4			林道
56	求菩提	5			林道
57	鳥井畑	7			林道
58	岩屋	6			市道
59	岩屋	13			市道
60	岩屋	32			市道
61	岩屋	2			市道
62	岩屋	0	神社、橋	各 1	農道
63	岩屋	3	橋	2	市道
64	岩屋	17			市道
65	岩屋	5			市道
66	岩屋	7			県道

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
67	大河内	6			市道
68	中川底	21			県道、市道
69	中川底	1	橋	1	県道
70	中川底	8	橋	1	市道
71	上川底	5			県道
72	上川底	4			県道
73	上川底	7			県道
74	中川底	6			林道
75	上川底	15			県道
76	上川底	11			県道
77	上川底	3			県道
78	上川底	7			県道
79	上川底	15			県道
80	上川底	1	神社	1	
81	上川底	5			県道
82	上川底	2			県道
83	中川底	7			林道
84	中川底	5			県道
85	中川底	13			林道
86	中川底	2			林道
87	上川底	11			県道
88	上川底	6	公民館	1	林道
89	上川底	2	小屋		県道

2-12 崩壊土砂流出危険地区

【国有林】

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
1	鳥井畑	27			林道
2	岩屋	27			
3	岩屋	24			林道

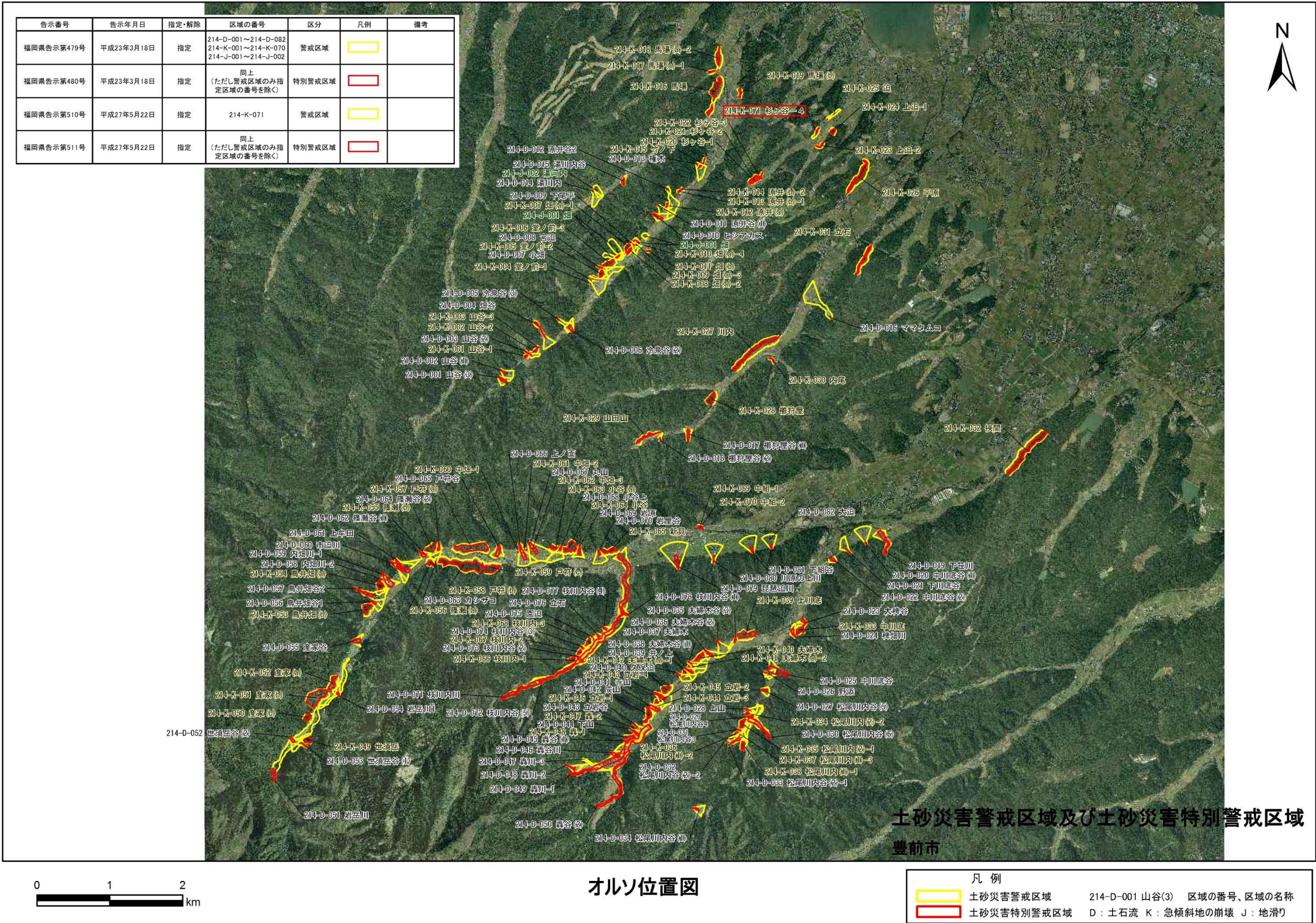
【民有林】

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
1	畑	53			県道
2	畑	80			県道
3	畑	85			市道
4	畑	80			県道
5	四郎丸	31			市道
6	川内	30			市道
7	川内	11			林道
8	川内	60			市道、農道
9	川内	60			市道、農道
10	天和	100			市道
11	岩屋	30			県道
12	岩屋	55			県道、市道
13	岩屋	60			県道、市道
14	岩屋	70			県道、市道
15	岩屋	30			林道
16	岩屋	70			県道、農道
17	岩屋	80			県道、農道
18	岩屋	40			
19	岩屋	70			県道、農道
20	篠瀬	80			県道、市道
21	篠瀬	80			県道
22	篠瀬	60			県道、市道
23	篠瀬	60			県道、市道
24	篠瀬	0			県道、農道
25	鳥井畑	40			市道、農道
26	鳥井畑	60			県道、市道
27	鳥井畑	80			県道、農道

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数量	道路の種類
28	求菩提	80			市道
29	鳥井畑	40			県道、農道
30	求菩提	60			県道、市道
31	鳥井畑	15			林道
32	求菩提	20	資料館	1	林道
33	求菩提	20	資料館	1	林道
34	求菩提	20	資料館	1	農道
35	鳥井畑	20	資料館	1	林道
36	求菩提	20	資料館	1	市道、農道
37	求菩提	25	資料館	1	市道、農道
38	求菩提	20	資料館	1	市道、農道
39	大河内	100			市道
40	大河内	100			市道、農道
41	岩屋	50			市道
42	岩屋	50			市道
43	岩屋	50			市道
44	岩屋	40			市道
45	岩屋	35			林道
46	下川底	50			林道
47	下川底	40			市道、農道
48	中川底	60			県道、農道
49	中川底	7			
50	中川底	60			県道、市道
51	上川底	55			県道、農道
52	上川底	50			県道、農道
53	大河内	40			県道
54	上川底	35			県道、市道
55	上川底	60			県道、市道
56	上川底	50			県道、市道
57	上川底	50			県道、農道
58	岩屋	60			県道、農道
59	岩屋	60			県道、農道
60	上川底	60			県道、農道
61	上川底	65			県道、農道
62	上川底	50			県道、農道
63	上川底	90			県道、農道
64	上川底	45			林道

番号	位置	保全対象			
	大字	人家数	公共施設の種類	公共施設の数	道路の種類
65	上川底	50			林道
66	上川底	1			林道
67	中川底	30			林道
68	中川底	25			市道
69	中川底	30			市道
70	中川底	40			市道、農道
71	上川底	40			市道
72	鳥井畑	25	資料館	1	市道
73	川内	21	公民館	1	県道
74	川内	6			県道
75	大河内	15			町道
76	大河内	2			市道
77	岩屋	4			市道
78	岩屋	0			県道
79	岩屋	0			林道
80	鳥井畑	18			市道
81	天和	3			
82	川内	2			林道
83	川内	2			県道
84	上川底	2			県道
85	上川底	7			県道
86	上川底	3			県道
87	上川底	0			林道
88	上川底	20			県道
89	上川底	0			林道
90	川内	20	公民館	2	町道
91	大河内	67	集会所	2	県道、市道

2-13 土砂災害（特別）警戒区域図



2-14 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（土石流）

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示年 月日	告示 番号
214-D-001	土石流	山谷 (3)	サノヅ (3)	豊前市大字畑	214-Ⅲ-015	○		12,832	2,720	H23.3.18	479
214-D-002	土石流	山谷 (1)	サノヅ (1)	豊前市大字畑	214-Ⅱ-031	○		19,470	884		
214-D-003	土石流	山谷 (2)	サノヅ (2)	豊前市大字畑	214-Ⅱ-030	○		8,045	861		
214-D-004	土石流	畑谷	ハタニ	豊前市大字畑	214-Ⅱ-029	○		22,594	2,749		
214-D-005	土石流	冷泉谷 (3)	レイセンタニ (3)	豊前市大字畑	214-Ⅲ-014	○		14,756	260		
214-D-006	土石流	冷泉谷 (2)	レイセンタニ (2)	豊前市大字畑	214-Ⅲ-013	○		13,324	2,929		
214-D-007	土石流	小畑	ホクタ	豊前市大字畑	214-Ⅰ-029	○		35,929	33		
214-D-008	土石流	宮迫	ミヤコ	豊前市大字畑	214-Ⅰ-028	○		21,780	637		
214-D-009	土石流	下尾平	シモヘラ	豊前市大字畑	214-Ⅰ-025	○		12,076	115		
214-D-010	土石流	ヒシアカス	ヒシカス	豊前市大字畑	214-Ⅰ-024	○	○	20,358	4,100		
214-D-011	土石流	原井谷 (1)	ハラヰニ (1)	豊前市大字畑	214-Ⅱ-027	○		27,587	136		
214-D-012	土石流	原井谷 2	ハラヰニ 2	豊前市大字畑	214-Ⅱ-026	○		34,897	215		
214-D-013	土石流	権木	ゴンギ	豊前市大字畑	214-Ⅱ-025	○		20,551	188		
214-D-014	土石流	湯川内	ユナガチ	豊前市大字馬場	214-Ⅱ-028	○		18,693	152		
214-D-015	土石流	湯川内谷	ユナガチニ	豊前市大字馬場	214-Ⅲ-011	○		4,184	1,923		
214-D-016	土石流	ママタムコ	マタムコ	豊前市大字川内	214-Ⅰ-019	○		59,789	26		
214-D-017	土石流	櫛狩屋谷 (1)	クシガリヤニ (1)	豊前市大字川内	214-Ⅱ-033	○	○	9,764	3,964		
214-D-018	土石流	櫛狩屋谷 (2)	クシガリヤニ (2)	豊前市大字川内	214-Ⅱ-034	○		2,444	244		
214-D-019	土石流	下笹川	シモサカリ	豊前市大字下川底	214-Ⅰ-016	○	○	25,913	12,417		
214-D-020	土石流	中川底谷 (1)	ナカガソコタニ (1)	豊前市大字下川底	214-Ⅲ-008	○		29,569	279		
214-D-021	土石流	下川底谷	シモガソコタニ	豊前市大字下川底	214-Ⅱ-021	○		17,016	645		
214-D-022	土石流	中川底谷 (2)	ナカガソコタニ (2)	豊前市大字下川底	214-Ⅲ-007	○		5,931	1,989		

区域の番号	自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカタ)	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示年 月日	告示 番号
214-D-023	土石流	大稗谷	マヒエタニ	豊前市大字中川底	214-II-020	○		3,904	1,963		
214-D-024	土石流	稗畑川	ヒエバタカワ	豊前市大字中川底	214-II-019	○	○	9,017	2,935		
214-D-025	土石流	中川底谷	ナカガハコタニ	豊前市大字中川底	214-III-006	○		31,622	18,838		
214-D-026	土石流	野添	ノゾエ	豊前市大字中川底	214-II-017	○	○	11,788	230		
214-D-027	土石流	松尾川内谷(5)	マツオガハチタニ(5)	豊前市大字中川底	214-II-018	○	○	9,471	1,530		
214-D-028	土石流	上山	カミヤマ	豊前市大字中川底	214-I-010	○		17,095	363		
214-D-029	土石流	松尾川内谷 4	マツオガハチタニ 4	豊前市大字中川底	214-I-009	○		16,633	1,380		
214-D-030	土石流	松尾川内谷(6)	マツオガハチタニ(6)	豊前市大字中川底	214-III-005	○		30,569	15,013		
214-D-031	土石流	松尾川内谷 3	マツオガハチタニ 3	豊前市大字中川底	214-I-008	○		7,956	367		
214-D-032	土石流	松尾川内谷(2)-2	マツオガハチタニ(2)-2	豊前市大字中川底	214-II-006-2	○		49,125	74		
214-D-033	土石流	松尾川内谷(2)-1	マツオガハチタニ(2)-1	豊前市大字中川底	214-II-006-1	○		42,724	2,945		
214-D-034	土石流	松尾川内谷(1)	マツオガハチタニ(1)	豊前市大字中川底	214-II-005	○	○	11,927	981		
214-D-035	土石流	夫婦木谷(3)	メウケキタニ(3)	豊前市大字上川底	214-II-016	○		5,239	1,049		
214-D-036	土石流	夫婦木谷(2)	メウケキタニ(2)	豊前市大字上川底	214-II-015	○		22,536	704		
214-D-037	土石流	夫婦木	メウケキタニ	豊前市大字上川底	214-I-011	○	○	19,214	2,832		
214-D-038	土石流	夫婦木谷(1)	メウケキタニ(1)	豊前市大字上川底	214-II-014	○		29,502	380		
214-D-039	土石流	井ノ上	イノウエ	豊前市大字上川底	214-II-013	○	○	21,898	1,747		
214-D-040	土石流	久保迫	クボサコ	豊前市大字上川底	214-II-012	○		18,295	450		
214-D-041	土石流	寺山	テラヤマ	豊前市大字上川底	214-I-007	○	○	28,246	3,953		
214-D-042	土石流	成山	ナリヤマ	豊前市大字上川底	214-I-006	○		16,410	5,107		
214-D-043	土石流	立岩谷	タテイワタニ	豊前市大字上川底	214-II-004	○		10,912	588		
214-D-044	土石流	下山	シモヤマ	豊前市大字上川底	214-I-005	○	○	10,716	2,463		
214-D-045	土石流	轟谷(1)	トドロタニ(1)	豊前市大字上川底	214-III-004	○		2,076	1,182		
214-D-046	土石流	轟谷川	トドロタニカワ	豊前市大字上川底	214-II-003	○	○	12,770	4,402		

区域の番号	自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカタ)	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示年 月日	告示 番号
214-D-047	土石流	轟川-3	トノカワ-3	豊前市大字上川底	214-I-004-3			107,479	0		
214-D-048	土石流	轟川-2	トノカワ-2	豊前市大字上川底	214-I-004-2	○		134,787	1,545		
214-D-049	土石流	轟川-1	トノカワ-1	豊前市大字上川底	214-I-004-1	○	○	131,757	71,284		
214-D-050	土石流	轟谷(2)	トノカタニ(2)	豊前市大字上川底	214-III-001	○	○	78,993	65,445		
214-D-051	土石流	岩岳川	イワツカガリ	豊前市大字求菩提 及び鳥井畑	214-I-001	○		113,830	5,898		
214-D-052	土石流	世須岳谷(2)	セスガタケタニ(2)	豊前市大字求菩提 及び鳥井畑	214-II-001	○	○	18,873	2,185		
214-D-053	土石流	世須岳谷(1)	セスガタケタニ(1)	豊前市大字鳥井畑 及び求菩提	214-II-002	○		11,705	689		
214-D-054	土石流	岩岳川1	イワツカガリ1	豊前市大字鳥井畑 及び求菩提	214-I-002	○		9,725	1,092		
214-D-055	土石流	産家谷	サンゲタニ	豊前市大字鳥井畑 及び求菩提	214-III-002	○		11,031	5,213		
214-D-056	土石流	鳥井畑谷1	トリイハタニ1	豊前市大字鳥井畑	214-I-039	○	○	17,549	1,833		
214-D-057	土石流	鳥井畑谷2	トリイハタニ2	豊前市大字鳥井畑	214-I-038	○		41,513	5,778		
214-D-058	土石流	内畑川-2	ウチハタカワ-2	豊前市大字鳥井畑 及び篠瀬	214-I-037-2	○		20,716	234		
214-D-059	土石流	内畑川-1	ウチハタカワ-1	豊前市大字鳥井畑 及び篠瀬	214-I-037-1	○	○	17,471	10,999		
214-D-060	土石流	市迫川	イチサカガリ	豊前市大字篠瀬	214-I-036	○	○	43,856	12,093		
214-D-061	土石流	上牟田	ウエムタ	豊前市大字篠瀬	214-I-035	○	○	40,136	4,625		
214-D-062	土石流	篠瀬谷(1)	シノセタニ(1)	豊前市大字篠瀬	214-II-038	○	○	7,346	3,555		
214-D-063	土石流	カシザコ	カシザコ	豊前市大字篠瀬	214-I-034	○		12,159	25		
214-D-064	土石流	篠瀬谷(2)	シノセタニ(2)	豊前市大字篠瀬	214-II-037	○	○	5,715	1,923		
214-D-065	土石流	戸符谷	トブタニ	豊前市大字岩屋 及び篠瀬	214-I-033	○	○	18,565	5,889		

区域の番号	自然現象 の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカタ)	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	警戒区域 面積 (㎡)	特別警戒 区域面積 (㎡)	告示年 月日	告示 番号
214-D-066	土石流	上ノ面	ウエノノ	豊前市大字岩屋	214-I-032	○	○	39,983	7,043		
214-D-067	土石流	丸山	マルヤマ	豊前市大字岩屋	214-II-036	○	○	61,994	6,516		
214-D-068	土石流	小谷上	コタニガエ	豊前市大字岩屋	214-I-031	○		26,036	1,020		
214-D-069	土石流	岩原	イワハラ	豊前市大字岩屋	214-I-030	○		12,228	2,502		
214-D-070	土石流	岩屋谷	イワヤニ	豊前市大字岩屋	214-II-035	○	○	22,151	1,431		
214-D-071	土石流	枝川内川	エダカワチカワ	豊前市大字岩屋 及び大河内	214-I-003	○	○	220,872	115,176		
214-D-072	土石流	枝川内谷(5)	エダカワチカニ(5)	豊前市大字岩屋	214-III-009	○		7,435	1,685		
214-D-073	土石流	枝川内谷(2)	エダカワチカニ(2)	豊前市大字岩屋	214-II-007	○	○	9,918	3,038		
214-D-074	土石流	枝川内谷(3)	エダカワチカニ(3)	豊前市大字岩屋	214-II-008	○		9,821	605		
214-D-075	土石流	園迫	ソノサコ	豊前市大字岩屋	214-II-009	○		7,671	190		
214-D-076	土石流	立石	タテイシ	豊前市大字岩屋	214-I-012	○	○	7,568	788		
214-D-077	土石流	枝川内谷(4)	エダカワチカニ(4)	豊前市大字岩屋	214-II-010	○	○	8,795	912		
214-D-078	土石流	枝川内谷(1)	エダカワチカニ(1)	豊前市大字岩屋 及び大河内	214-II-011	○		15,257	1,907		
214-D-079	土石流	琵琶迫川	ヒマツバコカワ	豊前市大字大河内	214-I-013	○	○	79,676	5,712		
214-D-080	土石流	川原の上川	カワハラノエカワ	豊前市大字大河内	214-I-014	○		31,716	761		
214-D-081	土石流	下組谷	シタグミタニ	豊前市大字大河内	214-III-003	○		34,057	2,214		
214-D-082	土石流	大迫	オオサコ	豊前市大字大河内	214-I-015	○		23,772	906		

2-15 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（急傾斜地の崩壊）

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	所在地	旧危険箇所番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別警 戒区域 面積 (㎡)	告示年 月日	告示 番号
214-K-001	急傾斜地の崩壊	山谷-1	ヤコウ-1	豊前市大字畑	214-II-004N-1	○	○	17	40	2,244	844	H23.3.18	479
214-K-002	急傾斜地の崩壊	山谷-2	ヤコウ-2	豊前市大字畑	214-II-004N-2	○	○	17	41	6,997	2,157		
214-K-003	急傾斜地の崩壊	山谷-3	ヤコウ-3	豊前市大字畑	214-II-004N-3	○	○	8	51	608	141		
214-K-004	急傾斜地の崩壊	堂ノ前-1	ドウノマエ-1	豊前市大字畑	214-I-008N-1	○	○	8	56	780	112		
214-K-005	急傾斜地の崩壊	堂ノ前-2	ドウノマエ-2	豊前市大字畑	214-I-008N-2	○	○	33	50	16,149	5,264		
214-K-006	急傾斜地の崩壊	堂ノ前-3	ドウノマエ-3	豊前市大字畑	214-I-008N-3	○	○	49	63	25,502	8,110		
214-K-007	急傾斜地の崩壊	畑(a)-1	ハタ(a)-1	豊前市大字畑	214-I-005N-1 214-I-008N	○	○	48	59	17,676	7,015		
214-K-008	急傾斜地の崩壊	畑(a)-2	ハタ(a)-2	豊前市大字畑	214-I-005N-2	○	○	13	55	5,713	1,509		
214-K-009	急傾斜地の崩壊	畑(a)-3	ハタ(a)-3	豊前市大字畑	214-I-005N-3	○	○	38	40	6,814	2,368		
214-K-010	急傾斜地の崩壊	畑(a)-4	ハタ(a)-4	豊前市大字畑	214-I-005N-4	○	○	11	53	2,002	537		
214-K-011	急傾斜地の崩壊	畑(b)	ハタ(b)	豊前市大字畑	214-III-004N	○		8	45	1,747	403		
214-K-012	急傾斜地の崩壊	原井(a)	ハライ(a)	豊前市大字畑	214-I-006N	○	○	28	80	6,245	1,877		
214-K-013	急傾斜地の崩壊	原井(b)-1	ハライ(b)-1	豊前市大字畑	214-II-002N-1	○	○	17	46	2,261	686		
214-K-014	急傾斜地の崩壊	原井(b)-2	ハライ(b)-2	豊前市大字畑	214-II-002N-2	○		13	48	958	275		
214-K-015	急傾斜地の崩壊	竹ノ下	タケノシタ	豊前市大字畑	214-I-002N	○	○	13	70	5,390	1,000		
214-K-016	急傾斜地の崩壊	馬場	ババ	豊前市大字馬場	214-I-003N	○	○	64	70	48,841	19,909		
214-K-017	急傾斜地の崩壊	馬場(a)-1	ババ(a)-1	豊前市大字馬場	214-I-001N-1	○	○	14	70	4,091	691		
214-K-018	急傾斜地の崩壊	馬場(a)-2	ババ(a)-2	豊前市大字馬場 及び中村	214-I-001N-2	○	○	27	46	21,391	6,742		
214-K-019	急傾斜地の崩壊	馬場(b)	ババ(b)	豊前市大字馬場	214-III-001N	○		17	53	5,757	1,885		
214-K-020	急傾斜地の崩壊	杉ヶ谷-1	スギガタニ-1	豊前市大字四郎丸	214-II-003N-1	○	○	14	45	7,104	2,095		

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	所在地	旧危険箇所番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別警 戒区域 面積 (㎡)	告示年 月日	告示 番号
214-K-021	急傾斜地の崩壊	杉ヶ谷-2	スギヶ谷-2	豊前市大字四郎丸	214-II-003N-2	○	○	12	80	5,516	1,224		
214-K-022	急傾斜地の崩壊	杉ヶ谷-3	スギヶ谷-3	豊前市大字四郎丸	214-II-003N-3	○	○	8	68	3,995	657		
214-K-023	急傾斜地の崩壊	上迫-2	カシコ-2	豊前市大字四郎丸	214-III-002N-2	○		13	40	5,199	1,385		
214-K-024	急傾斜地の崩壊	上迫-1	カシコ-1	豊前市大字四郎丸	214-III-002N-1	○		33	31	6,707	3,623		
214-K-025	急傾斜地の崩壊	迫	サコ	豊前市大字四郎丸	214-I-004N	○	○	10	61	6,940	64		
214-K-026	急傾斜地の崩壊	平原	ヒラバ	豊前市大字川内	214-I-007N 214-II-001N 214-III-003N	○	○	36	68	47,890	19,338		
214-K-027	急傾斜地の崩壊	川内	カチ	豊前市大字川内	214-I-010N	○	○	34	45	74,612	29,743		
214-K-028	急傾斜地の崩壊	櫛狩屋	クガリヤ	豊前市大字川内	214-I-009N	○	○	59	42	18,952	9,672		
214-K-029	急傾斜地の崩壊	山田山	ヤマダヤマ	豊前市大字川内	214-II-005N	○	○	30	61	14,845	5,638		
214-K-030	急傾斜地の崩壊	内尾	ウチオ	豊前市大字川内	214-I-011N	○	○	7	80	2,942	657		
214-K-031	急傾斜地の崩壊	立石	タテイ	豊前市大字大村	214-III-005N	○	○	25	45	30,364	10,772		
214-K-032	急傾斜地の崩壊	挾間	ハサマ	豊前市大字挾間	214-III-009N	○	○	61	56	76,439	33,115		
214-K-033	急傾斜地の崩壊	中川底	ナカガワコ	豊前市大字中川底	214-II-011N	○	○	52	52	17,591	7,555		
214-K-034	急傾斜地の崩壊	松尾川内(2)-2	マツオカチ(2)-2	豊前市大字中川底	214-I-024N-2	○	○	53	43	8,159	2,758		
214-K-035	急傾斜地の崩壊	松尾川内(2)-1	マツオカチ(2)-1	豊前市大字中川底	214-I-024N-1	○	○	57	50	18,223	5,647		
214-K-036	急傾斜地の崩壊	松尾川内(1)-2	マツオカチ(1)-2	豊前市大字中川底	214-I-025N-2	○	○	39	47	10,306	3,473		
214-K-037	急傾斜地の崩壊	松尾川内(1)-3	マツオカチ(1)-3	豊前市大字中川底	214-I-025N-3	○	○	8	60	1,514	271		
214-K-038	急傾斜地の崩壊	松尾川内(1)-1	マツオカチ(1)-1	豊前市大字中川底	214-I-025N-1	○	○	26	70	9,753	3,852		
214-K-039	急傾斜地の崩壊	上川底	カシガワコ	豊前市大字上川底 及び中川底	214-III-014N	○	○	63	47	29,529	16,592		
214-K-040	急傾斜地の崩壊	夫婦木	ミョウキ	豊前市大字上川底	214-I-023N	○	○	33	56	24,084	6,809		
214-K-041	急傾斜地の崩壊	夫婦木(a)-2	ミョウキ(a)-2	豊前市大字上川底	214-I-022N-2	○	○	36	51	9,961	3,153		

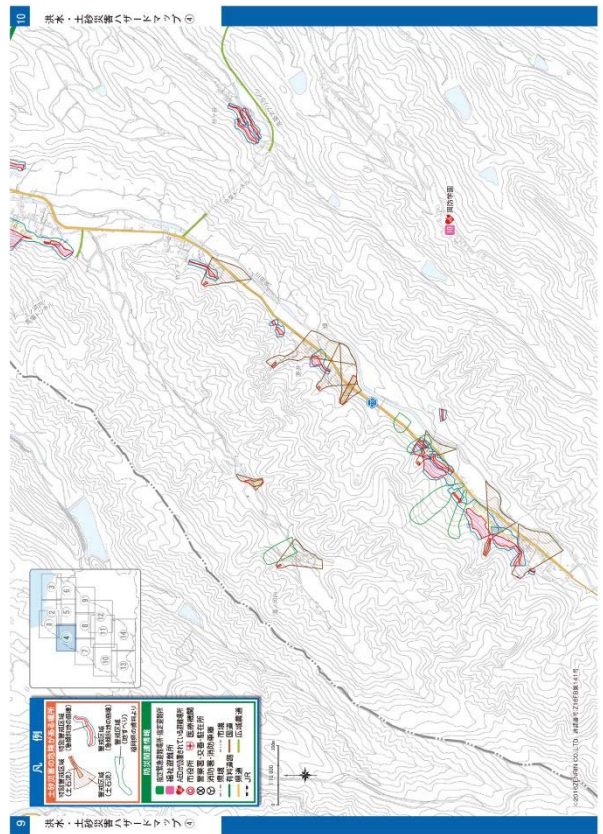
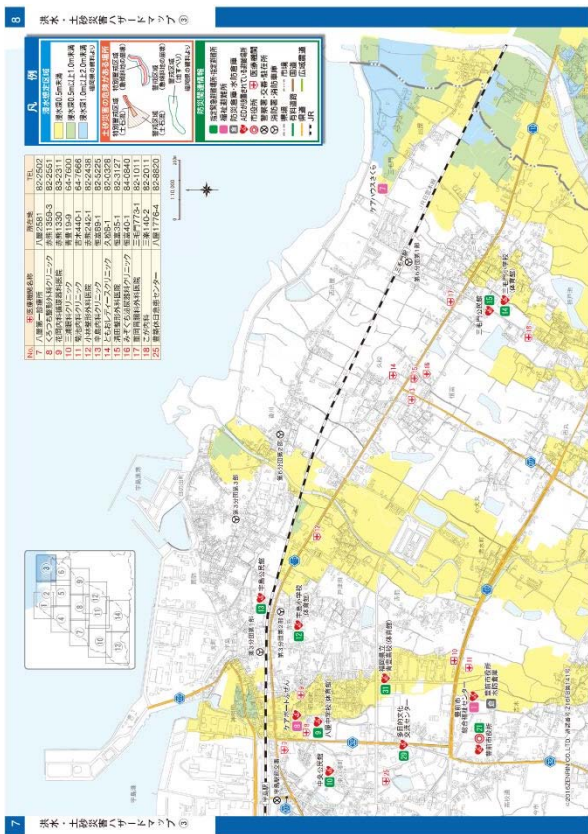
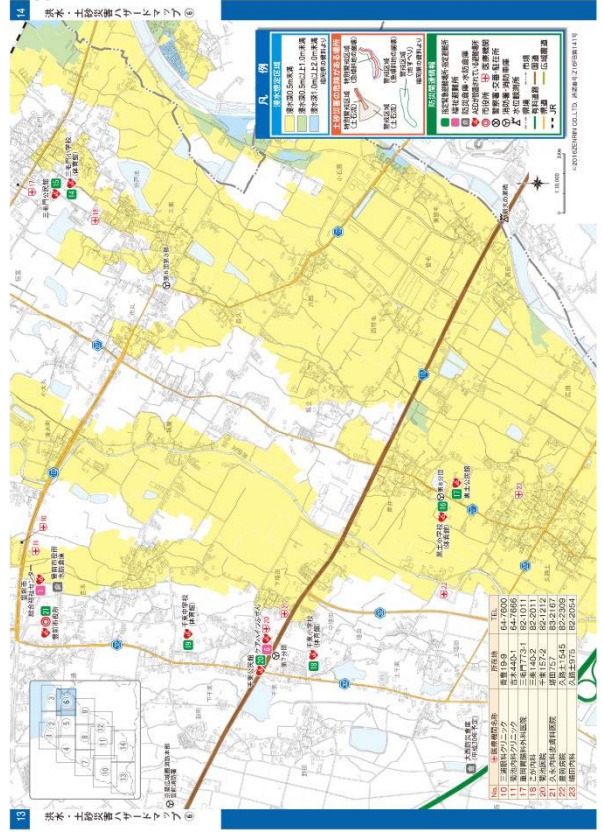
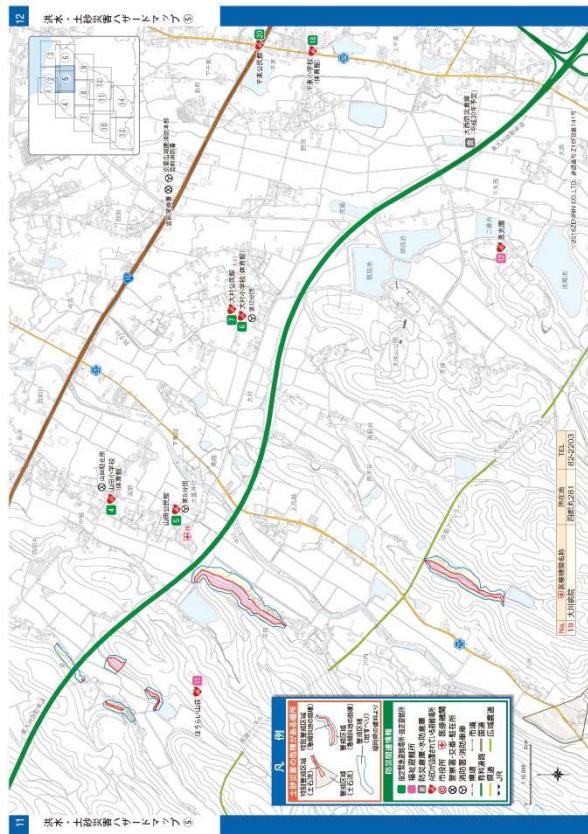
区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	所在地	旧危険箇所番号	特別 警戒 区域	特別 警戒 区域 人家	最大 高さ (m)	最大 勾配 (°)	警戒区 域面積 (㎡)	特別警 戒区域 面積 (㎡)	告示年 月日	告示 番号
214-K-042	急傾斜地の崩壊	夫婦木(a)-1	ミョウトギ(a)-1	豊前市大字上川底	214-I-022N-1	○	○	36	47	7,731	2,854		
214-K-043	急傾斜地の崩壊	立岩-4	タテイワ-4	豊前市大字上川底	214-I-021N-4	○	○	52	56	16,417	6,920		
214-K-044	急傾斜地の崩壊	立岩-3	タテイワ-3	豊前市大字上川底	214-I-021N-3	○	○	9	70	2,543	91		
214-K-045	急傾斜地の崩壊	立岩-2	タテイワ-2	豊前市大字上川底	214-I-021N-2	○	○	30	70	11,418	3,878		
214-K-046	急傾斜地の崩壊	立岩-1	タテイワ-1	豊前市大字上川底	214-I-021N-1	○	○	41	43	19,487	7,372		
214-K-047	急傾斜地の崩壊	轟-2	トノロ-2	豊前市大字上川底	214-I-020N-2	○	○	16	62	2,099	464		
214-K-048	急傾斜地の崩壊	轟-1	トノロ-1	豊前市大字上川底	214-I-020N-1	○	○	48	49	14,969	7,496		
214-K-049	急傾斜地の崩壊	世須岳	セスダケ	豊前市大字鳥井畑 及び求菩提	214-II-013N	○	○	69	41	13,967	7,535		
214-K-050	急傾斜地の崩壊	産家(c)	サンゲ(c)	豊前市大字求菩提	214-II-012N	○	○	40	32	11,454	5,463		
214-K-051	急傾斜地の崩壊	産家(b)	サンゲ(b)	豊前市大字求菩提	214-I-018N 214-III-016N	○	○	140	70	52,745	36,742		
214-K-052	急傾斜地の崩壊	産家(a)	サンゲ(a)	豊前市大字求菩提	214-I-019N	○	○	75	49	21,464	9,662		
214-K-053	急傾斜地の崩壊	鳥井畑(b)	トリイタ(b)	豊前市大字鳥井畑	214-II-010N	○	○	70	55	18,766	9,017		
214-K-054	急傾斜地の崩壊	鳥井畑(a)	トリイタ(a)	豊前市大字鳥井畑	214-I-016N	○	○	75	49	23,574	10,906		
214-K-055	急傾斜地の崩壊	篠瀬(b)	シノセ(b)	豊前市大字篠瀬	214-II-006N	○	○	56	50	22,433	14,521		
214-K-056	急傾斜地の崩壊	篠瀬(a)	シノセ(a)	豊前市大字篠瀬	214-I-013N	○	○	50	45	11,970	4,544		
214-K-057	急傾斜地の崩壊	戸符(a)	トフ(a)	豊前市大字篠瀬	214-II-008N	○	○	75	59	55,974	34,432		
214-K-058	急傾斜地の崩壊	戸符(b)	トフ(b)	豊前市大字篠瀬	214-II-007N 214-III-010N	○	○	85	50	85,874	45,736		
214-K-059	急傾斜地の崩壊	戸符(c)	トフ(c)	豊前市大字篠瀬 及び岩屋	214-III-011N	○		73	54	25,989	14,761		
214-K-060	急傾斜地の崩壊	中畑-1	ナカハタ-1	豊前市大字岩屋	214-I-014N-1	○	○	9	54	1,539	392		
214-K-061	急傾斜地の崩壊	中畑-2	ナカハタ-2	豊前市大字岩屋	214-I-014N-2	○	○	10	76	2,225	389		
214-K-062	急傾斜地の崩壊	中畑-3	ナカハタ-3	豊前市大字岩屋	214-I-014N-3	○		7	65	1,485	319		

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	最大高さ (m)	最大勾配 (°)	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
214-K-063	急傾斜地の崩壊	小谷(a)	オタニ(a)	豊前市大字岩屋	214-II-009N	○	○	36	44	13,125	4,596		
214-K-064	急傾斜地の崩壊	小谷	オタニ	豊前市大字岩屋	214-I-015N	○	○	92	43	29,493	15,938		
214-K-065	急傾斜地の崩壊	新貝	シカベ	豊前市大字岩屋	214-III-012N	○		44	64	19,184	6,914		
214-K-066	急傾斜地の崩壊	枝川内-1	エダガハチ-1	豊前市大字岩屋	214-I-017N-1	○	○	77	44	12,581	7,211		
214-K-067	急傾斜地の崩壊	枝川内-2	エダガハチ-2	豊前市大字岩屋	214-I-017N-2	○	○	36	45	12,409	2,714		
214-K-068	急傾斜地の崩壊	枝川内-3	エダガハチ-3	豊前市大字岩屋	214-I-017N-3	○	○	45	48	17,553	7,370		
214-K-069	急傾斜地の崩壊	中組-1	ナカグミ-1	豊前市大字大河内	214-III-013N-1	○		8	42	2,320	511		
214-K-070	急傾斜地の崩壊	中組-2	ナカグミ-2	豊前市大字大河内	214-III-013N-2	○		10	69	1,344	268		
214-K-071	急傾斜地の崩壊	杉ヶ谷-4	スギガタニ-4	豊前市大字四郎丸	214-NK-001	○		12	49	7,123	835	H27.5.22	510

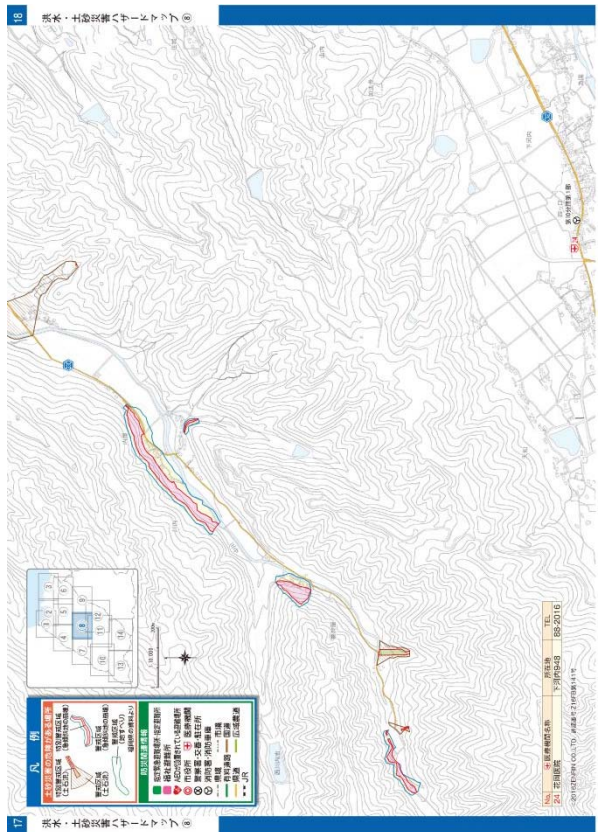
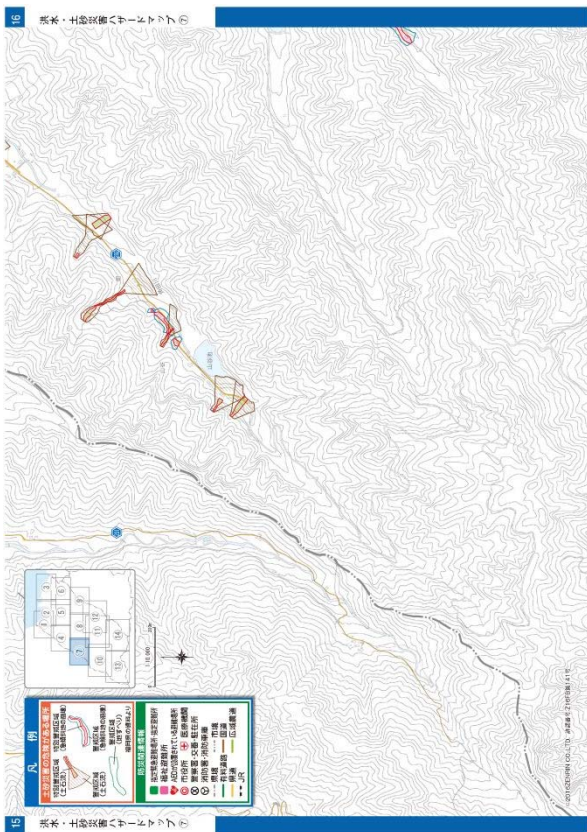
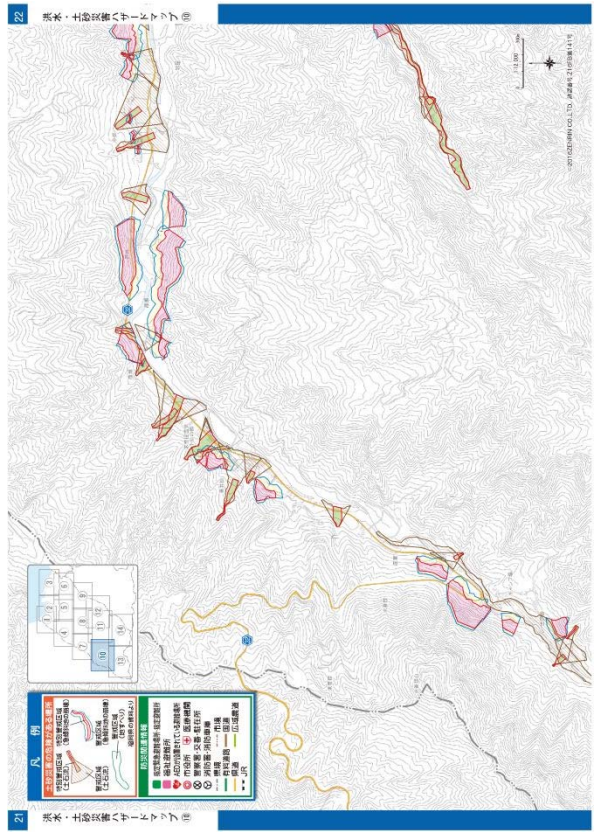
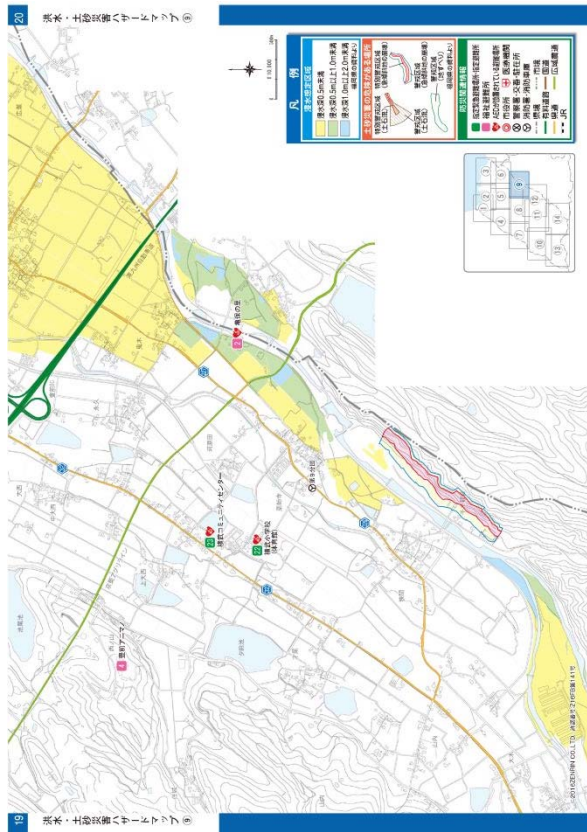
2-16 土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（地すべり）

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	区域の名称 (読みカナ)	所在地	危険箇所番号	ブロック名	特別警戒区域	特別警戒区域 人家	ランク区分	長さ (m)	幅 (m)	警戒区域面積 (㎡)	特別警戒区域面積 (㎡)	告示年月日	告示番号
214-J-001	地滑り	畑	ハタ	豊前市大字畑	1	①			C	124.0	42.0	10,103	—	H23.3.18	479
						②			C	129.0	95.0	21,499	—		
						③			C	87.0	45.0	6,585	—		
						④			C	66.0	53.0	6,179	—		
						⑤			C	43.0	75.0	5,548	—		
214-J-002	地滑り	湯河内	ユノカハ	豊前市大字馬場	2	①			C	90.0	81.0	12,558	—		

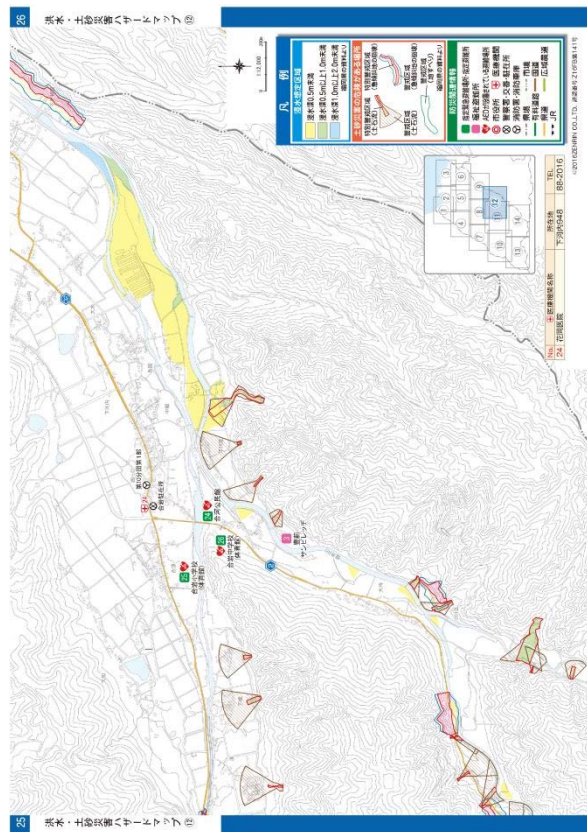
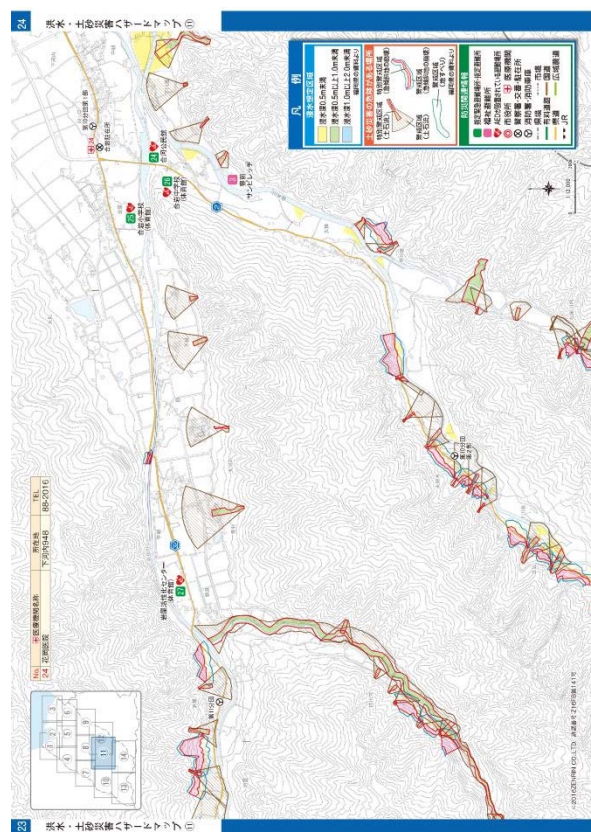
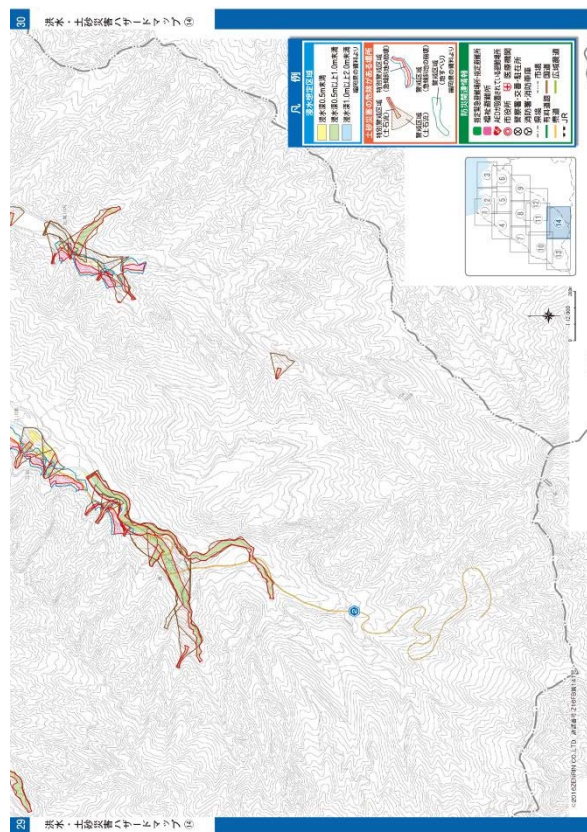
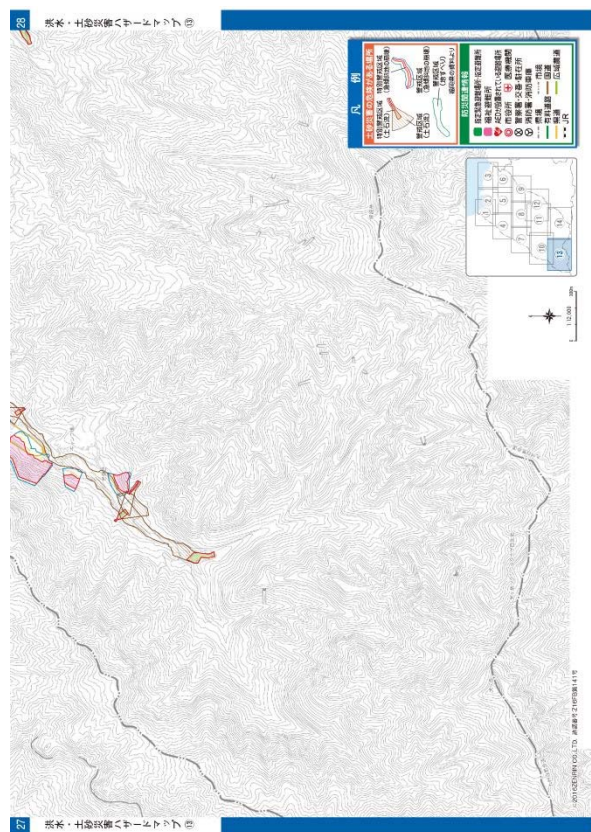
平成28年3月作成

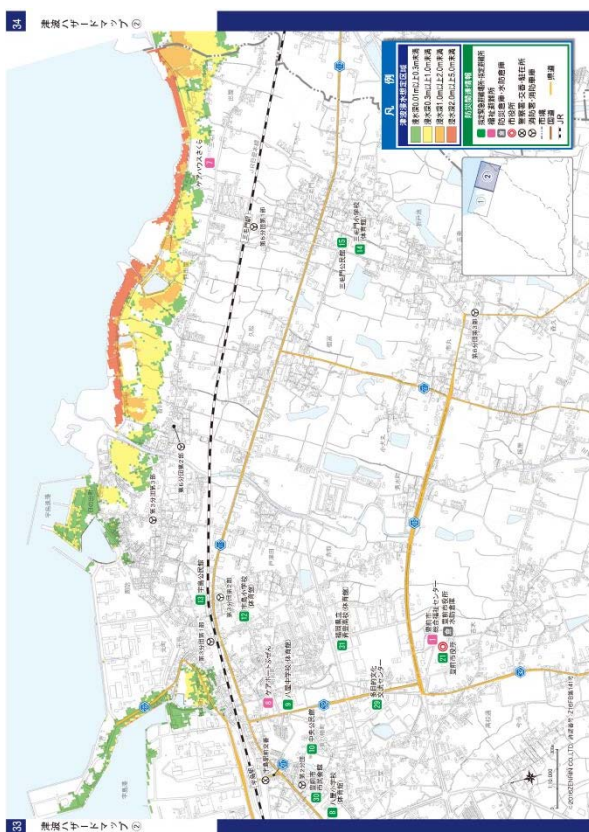
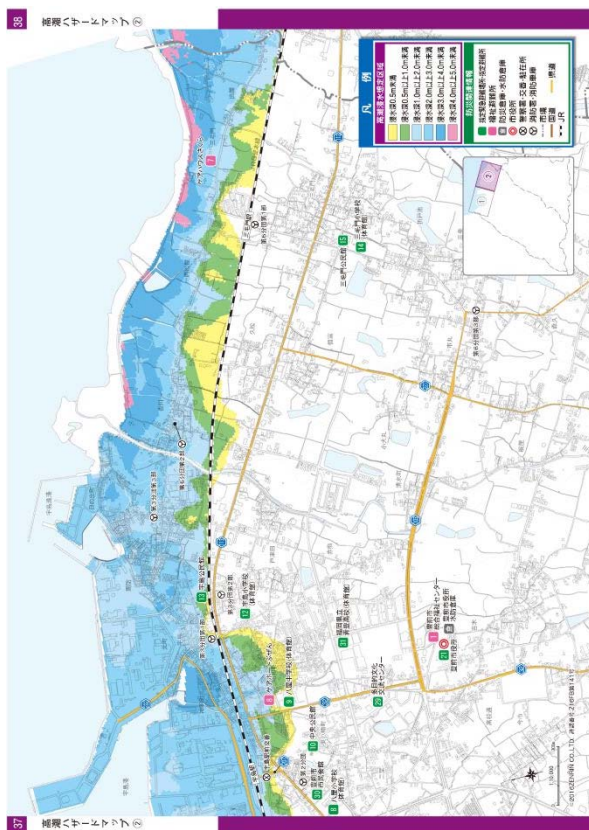
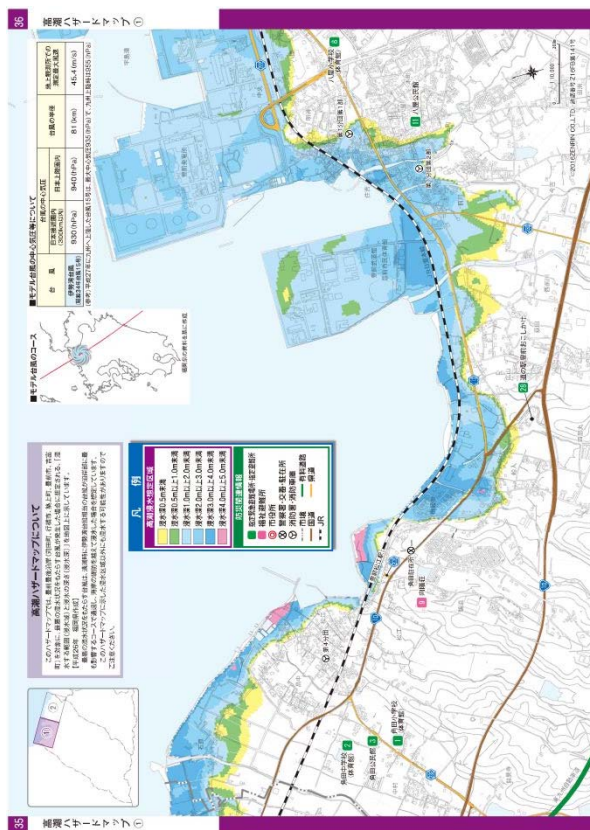


平成28年3月作成



平成28年3月作成





3. 施設関連資料

3-1 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

指定緊急避難場所・指定避難所一覧									
■指定緊急避難場所とは・・・災害発生時に一時的に安全を確保するための施設です。 ■指定避難所とは・・・自宅へ戻れなくなった被災者などが一定期間避難生活を送るための施設です。									
No	名称	住所	電話番号 (市外局番0979)	災害対応(○:利用可能、×:利用不可)					うち指定 避難所
				洪水	土砂	高潮	地震	津波	
1	角田小学校(体育館)	中村 943-1	82-2710	○	○	○	○	○	○
2	角田中学校(体育館)	中村 392	82-2712	○	○	○	○	○	○
3	角田公民館	中村 412-2	82-2701	○	○	○	○	○	
4	山田小学校(体育館)	四郎丸 417-2	82-2604	○	○	○	○	○	○
5	山田公民館	四郎丸 263	82-2666	○	○	○	○	○	
6	大村小学校(体育館)	大村 1524	82-2026	○	○	○	×	○	
7	大村公民館	大村 1780	82-7753	○	○	○	○	○	
8	八屋小学校(体育館)	八屋 2232-1	82-2128	○	○	○	○	○	○
9	八屋中学校(体育館)	赤熊 1363-1	82-2253	○	○	○	○	○	○
10	中央公民館	八屋 1860-12	82-2402	○	○	○	×	○	
11	八屋公民館	八屋 1381-2	82-2775	○	○	○	○	○	
12	宇島小学校(体育館)	赤熊 750	82-2045	○	○	○	○	○	○
13	宇島公民館	赤熊 484-1	82-3196	○	○	×	○	○	
14	三毛門小学校(体育館)	三毛門 976-1	82-2017	○	○	○	○	○	○
15	三毛門公民館	三毛門 914-4	82-2671	○	○	○	○	○	
16	黒土小学校(体育館)	久路土 1191-1	82-2401	×	○	○	○	○	○
17	黒土公民館	久路土 1180-1	82-2670	×	○	○	○	○	
18	千束小学校(体育館)	千束 75	82-2364	○	○	○	○	○	○
19	千束中学校(体育館)	吉木 1122-1	82-2153	○	○	○	○	○	○
20	千束公民館	千束 167	82-2250	○	○	○	○	○	
21	豊前市役所	吉木 955	82-1111	○	○	○	×	○	
22	横武小学校(体育館)	薬師寺 221-1	82-2736	○	○	○	○	○	○
23	横武コミュニティセンター	薬師寺 70-3	82-2669	○	○	○	○	○	
24	合河公民館	下川底 304-1	88-2001	○	○	○	○	○	
25	合岩小学校(体育館)	下河内 81-9	88-2787	○	○	○	○	○	○
26	合岩中学校(体育館)	下川底 32	88-2012	○	○	○	○	○	○
27	岩屋活性化センター(体育館)	大河内 301-3	88-2002	○	○	○	○	○	○
28	道の駅豊前おこしかけ	四郎丸 1041-1	84-0544	○	○	○	○	○	
29	多目的文化交流センター	八屋 1776 - 2	53-9535	○	○	○	○	○	○
30	豊前市市民会館	八屋 2009-3	82-2705	○	○	○	×	○	
31	福岡県立青豊高校(体育館)	青豊 3-1	82-2105	○	○	○	○	○	○

3-2 福祉避難所一覧

福祉避難所一覧								
■福祉避難所とは・・・・・・一般的な避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者や障がいのある方など）が避難するための施設であり、市は災害の規模や避難者の状況により、福祉施設の管理者と連携を行い、避難所の開設を行います。								
No	名称	住所	電話番号 (市外局番0979)	災害対応(○:利用可能、×:利用不可)				
				洪水	土砂	高潮	地震	津波
1	豊前市総合福祉センター	吉木 955	福祉避難所に関する問合せ先 《連絡窓口》 市役所総務課 82-1111	○	○	○	○	○
2	亀保の里	鬼木 20-1		×	○	○	○	○
3	豊前サンビレッジ	下川底 170		×	×	○	○	○
4	豊前アニマノ	才尾 450-3		○	○	○	○	○
5	望海荘	松江 991-9		○	○	○	○	○
6	ケアハイツぶぜん	千束 157-2		○	○	○	○	○
7	ケアハウスさくら	三毛門 1340-1		×	○	×	○	○
8	ケアポートぶぜん	赤熊 1359-1		○	○	○	○	○
9	向陽荘	松江 968-1		○	○	○	○	○
10	周防学園	川内 3739-16		○	○	○	○	○
11	ほうらい山荘	四郎丸 1690-3		○	○	○	○	○
12	恵光園	荒堀 37-12		○	○	○	○	○

3-3 要配慮者利用施設

◆ 介護・老人福祉施設

施設名	所在地	電話
特別養護老人ホーム		
亀保の里	鬼木 20-1	82-3344
豊前サンビレッヂ	下川底 170	88-3121
老人保健施設		
ケアハイツぶぜん	千束 157-2	82-1212
ほうらい山荘	四郎丸 1690-3	83-1155
軽費老人ホーム		
ケアハウスさくら	三毛門 1340-1	82-2488
望海荘	松江 991-9	82-6000
養護老人ホーム		
向陽荘	松江 968-1	82-2721
有料老人ホーム		
ケアポートぶぜん	赤熊 1359-1	84-0107
ケアポートぶぜん 2 番館	赤熊 1359-4	84-1107
フラワーズヴィラおこしかけ	四郎丸 1308-1	84-1500
ほうらい鳥越	鳥越 789-2	83-3713
グループホーム		
グループホームあやめ	三毛門 1348-1	84-1165
グループホーム望海荘	松江 690-10	82-6090
グループホームほうらい	今市 135-1	83-1165
なごみ園グループホーム	三毛門 914-1	82-4885
通所施設		
あおぞらの里豊前デイサービスセンター	三毛門 400-5	84-0111
小規模多機能型居宅介護事業所りくぜん	青豊 18-3	84-0238
J A福岡豊築デイサービス「さくらんぼ」	薬師寺 70-1	82-1166
デイサービスほうらい今市	今市 122-2	84-1010
デイサービスたんぼぼ	今市 115-1	84-1212
デイサービスほうらい山田	大村 6-1	83-3711

◆ 障がい者福祉施設

施設名	所在地	電話
入所施設		
ガーデンハウス恵光	荒堀 37-25	82-2676
ガーデンハウスまぐら	荒堀 37-27	82-2676
障害者支援施設第一周防学園	川内 3739-16	82-4619
豊前アニマノ	才尾 450-3	84-1171
通所施設		
グループ楓	荒堀 37-27	82-2676
グループ榊	荒堀 37-25	82-2676
障害者支援施設 第一周防学園	川内 3739-16	82-4619
障害者支援施設 豊前アニマノ	才尾 450-3	84-1171
グループフェニックス	大西 1120	82-0885
多機能型事業所第二周防学園	川内 3739-16	82-4619
ワークセンター栃グループやまもも	大西 1120	82-0885
きのこセンター翼	青畑 415	53-9591
LifeRoad	皆毛 134-1	53-9370
ワークセンター栃	大西 1120	82-0885
障がい者就労支援施設 みらい	久路土 1491-3	83-0352
多機能型施設あごら	八屋 1801-1	83-1612
森の学校	下河内 658	84-8155
居住・グループホーム		
恵光園グループホーム 大西	大西 1109	82-5586
恵光園グループホーム 山内	山内 1397-1	82-5586
恵光園グループホーム 山田	四郎丸 751	82-8286
恵光園グループホーム グリーンハウス	大西 1188-10	82-2676
共同生活ホームあすなろ荘	久路土 1491-1	83-0357
あごらんち	八屋 1801-1	83-1613
ゆずりは荘	久路土 1487-1	82-3250
フレッシュハウス	久路土 1480-2	82-3250
のぞみ	鳥越 773-5	82-1305
ラポールⅠ	塔田 589-1	82-1305
ラポールⅡ	塔田 589-1	82-1305
せせらぎ	大村 6-2	82-1305
グループホーム三楽	三楽 79-4	83-3094

◆ 放課後児童クラブ

クラブ名	所在地	電話
八屋放課後児童クラブ	八屋 2232-1	82-2315
宇島放課後児童クラブ	赤熊 750	82-5822
三毛門放課後児童クラブ	三楽 156-4	82-5115
黒土放課後児童クラブ	岸井 256-1	82-8718
山田放課後児童クラブ	四郎丸 417-2	82-1535
千束放課後児童クラブ	千束 75	82-5756
角田放課後児童クラブ	中村 943-1	82-8010
合岩放課後児童クラブ	下河内 81-9	82-2480
横武放課後児童クラブ	薬師寺 573-2	82-8288
障害児ひまわり学童保育所	宇島 76-70	82-8680

◆ 保育園

施設名	所在地	電話
市立ちづか保育園	千束 78-1	82-2842
社会福祉法人宝林会 宇島乳児保育園	赤熊 304-1	82-6095
社会福祉法人宝林会 宇島保育園	赤熊 309-1	82-6406
社会福祉法人和光福祉会 和光保育園	八屋 1910	82-2800
社会福祉法人清香会 清高保育園	八屋 1537-1	82-2672
社会福祉法人清香会 こどもの園りとるばんぷきんず	三毛門 959-1	82-7687
社会福祉法人真秋会 松若保育園	四郎丸 1331	82-3029
社会福祉法人慈恵会 ほほえみ保育園	久路土 1179-1	82-1841
社会福祉法人ひかり会 清和保育園	薬師寺 195	82-5886
社会福祉法人正念会 みのり保育園	今市 323-3	82-2555

◆ 地域子育て支援センター

施設名	所在地	電話
たけのこ	千束 78-2	82-2881

3-4 市内医療機関

No.	医療機関名称	住所	電話
1	梶原内科泌尿器科クリニック	四郎丸 1298-1	82-2456
2	まえだ小児科医院	八屋 2284	82-2232
3	倉富医院	八屋 1360	82-2221
4	ぶぜん眼科クリニック	八屋 2044-1	82-4800
5	わたなべ整形外科	八屋 2039-1	82-2371
6	矢鳴耳鼻咽喉科医院	八屋 1921-7	82-3276
7	八屋第一診療所	八屋 2581	82-2502
8	くろつち整形外科クリニック	赤熊 1359-3	82-2551
9	花岡内科循環器科医院	赤熊 1330	83-2311
10	三浦眼科クリニック	青豊 19-9	64-7600
11	菊池内科クリニック	吉木 440-1	64-7666
12	小林整形外科医院	赤熊 242-1	82-2438
13	辛島内科クリニック	恒富 89-1	82-5225
14	ともおレディースクリニック	久松 8-1	82-0328
15	清田整形外科医院	恒富 35-1	82-3127
16	みぞぐち泌尿器科クリニック	恒富 40-1	84-0840
17	重岡胃腸科外科医院	三毛門 773-1	82-1011
18	こが内科	三楽 140-2	82-2011
19	大川病院	四郎丸 281	82-2203
20	菊池医院	千束 157-2	82-1212
21	久永内科皮膚科医院	塔田 757	83-2167
22	豊前病院	久路土 1545	82-2309
23	嶋田内科	久路土 975	82-2054
24	花岡医院	下河内 948	88-2016
25	豊築休日急患センター	八屋 1776-4	82-8820

3-5 臨時ヘリポート予定地

■ ヘリコプター離発着場一覧

名称	所在地	連絡先（電話）	連絡先（FAX）
角田小学校グラウンド	中村 943-1	82-2710	82-2711
山田小学校グラウンド	四郎丸 417-2	82-2604	82-2616
八屋小学校グラウンド	八屋 2232-1	82-2128	83-4890
宇島小学校グラウンド	赤熊 750	82-2045	82-2172
三毛門小学校グラウンド	三毛門 976-1	82-2017	82-2517
千束小学校グラウンド	千束 75	82-2364	82-2375
黒土小学校グラウンド	久路土 1191-1	82-2401	82-2405
横武小学校グラウンド	薬師寺 221-1	82-2736	82-2732
合岩小学校グラウンド	下河内 81-9	88-2787	88-2767
角田中学校グラウンド	中村 392	82-2712	82-2807
八屋中学校グラウンド	赤熊 1363-1	82-2253	82-2243
千束中学校グラウンド	吉木 1122-1	82-2153	82-5888
合岩中学校グラウンド	下川底 33	88-2012	88-3287
天地山公園 多目的運動公園	大村 1186	82-1111	83-2560
南部グラウンド	下河内 81-5	82-1111	83-2560
岩屋活性化センターグラウンド	大河内 301-3	88-2002	88-2002

■ 応援部隊の輸送拠点及び資機材の集積拠点

名称	所在地	連絡先(電話)	連絡先(FAX)
天地山公園多目的運動公園	大村 1186	82-1111	83-2560
南部グラウンド	下河内 81-5	82-1111	83-2560

3-6 消防車・サイレン設置場所一覧

◆ 消防車

N0.	分団	車両	車種	購入年	地区	団員数
1	1 分団	1 部	CD-1	H. 2	八屋	30 人
2		2 部	CD-1	H. 1	八屋	
3	2 分団		BD-1	H. 13	八屋	20 人
4	3 分団	1 部	BS-1	H. 10	宇島	50 人
5		2 部	BD-1	H. 15	宇島	
6		3 部	BS-1	H. 11	宇島	
7	4 分団		CD-1	H. 20	角田	45 人
8	5 分団		BD-1	H. 12	山田	40 人
9	6 分団	1 部	積載車	S. 61	三毛門	45 人
10		2 部	積載車	S. 61	三毛門	
11		3 部	BD-1	H. 15	三毛門	
12	7 分団		CD-1	H. 18	千束	35 人
13	8 分団		BS-1	H. 4	黒土	40 人
14	9 分団		BS-1	H. 9	横武	50 人
15	10 分団	1 部	BD-1	H. 6	合河	50 人
16		2 部	軽	H. 21	合河	
17	11 分団		BD-1	H. 14	岩屋	40 人
18	12 分団		積載車	S. 62	大村	20 人

◆ サイレン設置箇所

N0.	名称	備考	N0.	名称	備考
1	京築消防本部		11	角田消防車庫	
2	三毛門公民館		12	山田小学校	
3	黒土公民館		13	大村消防車庫	
4	横武公民館		14	前川消防車庫	
5	合河公民館		15	中央公民館	
6	轟公民館		16	宇島公民館	
7	岩屋新貝				
8	篠瀬				
9	千束公民館	時報のみ			
10	旧畑小学校				

3-7 水防資機材等一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

食料備蓄

資 機 材 名	数 量	備 考
アルファ米、マジックライス（食）	1,032	
アルファ粥（食）	137	
レトルト一般用（食）	660	
ミネラルウォーター（本）	684	2L用

資機材等

資 機 材 名	数 量	備 考	資 機 材 名	数 量	備 考
トイレ用テント	10		チェンソー	3	
簡易トイレ	10		簡易担架	45	
毛布（枚）	600		車椅子	5	
燃料携行缶	10		リヤカー	11	
食器セット	200		一輪車	2	
炊出し用釜・鍋	20		台車	14	
手提げ簡易ポリタンク	80		誘導棒	80	
給水袋（枚）	200		はしご・脚立	5	
発電機	12		ポリバケツ	10	
投光器	3		ヘルメット	100	
ランタン	22		簡易無線機	12	
コードリール	20				
ブルーシート	10				
バリケード	10				
土嚢袋	2,000				
土嚢（作成済）	1,000				
安全三角コーン	300	観光物産課			
コーンバー	200	観光物産課			
トラロープ等縄類	15	200M巻			
スコップ	20				
ハンマー	10				
鎌	5				
のこぎり	10				
斧	5				
鉋（なた）	5				

3-8 指定文化財一覽表

(H29. 4. 1 現在)

種目		国指定文化財			県指定文化財	市町村指定文化財	合計
		国宝	重要文化財	計			
有形文化財	建造物①					(2 棟) () 2	2
	絵画②					() 4	4
	彫刻③		1	1		() 6	7
	工芸品④					()	
	書跡典籍⑤					() 1	1
	古文書⑥					() 2	2
	歴史資料⑦					() 3	3
	考古資料⑧	1	1	2		() 2	4
	小計	1	2	3		() 20	23
無形文化財						()	
選定保存技術						()	
民俗文化財	有形民俗文化財⑨				7	()	7
	無形民俗文化財⑩		1	1	3	() 4	8
	小計		1	1	10	() 4	15
記念物	史跡⑪	1		1	2	() 2	5
	名勝					()	
	天然記念物⑫	1		1	5	() 9	15
	小計	2		2	7	() 11	20
重要伝統的 建物群保存地区						()	
重要文化的景観		1		1		()	1
合計		4	3	7	17	() 35	59

《国指定文化財》

(平成29年4月1日現在)

No.	指定種目	文化財の名称	指定年月日	所在地
1	国宝(考古)	銅板法華経・銅筥	(明治39.4.14) 昭和28.11.14	太宰府市大字石坂4-7-2 (九州国立博物館)
2	国指定重要文化財(考古)	豊前市求菩提山経塚出土品	昭和53.6.15	大字鳥井畑247 求菩提資料館
3	国指定重要文化財(彫刻)	木造千手観音立像	明治39.4.14	大字扶間 千手観音堂
4	国指定天然記念物	犬ヶ岳ツクシシャクナゲ自生地	昭和40.6.4	大字犬ヶ岳
5	国指定史跡	求菩提山	平成13.8.13	大字求菩提121-1ほか 大字岩屋85-2ほか(岩洞窟) 大字山内991 如法寺境内ほか
6	国選定重要文化的景観	求菩提の農村景観	平成24.9.19	大字求菩提1ほか、鳥井畑122ほか
7	国指定重要無形民俗文化財	豊前神楽 (豊前市の岩戸神楽)	平成28.3.2 (平成11.3.19)	大字岩屋1214-1 七社神社 大字山内144 嘯吹八幡神社 大字久路土996 石清水八幡神社 大字三毛門306 春日神社 大字四郎丸256 大富神社 大字中村567 角田八幡神社

《県指定文化財》

No.	指定種目	文化財の名称	指定年月日	所在地
1	県指定有形文化財(彫刻)	木造金剛力士立像	昭和50.8.14	大字山内991 如法寺境内
2	県指定有形文化財(書跡)	求菩提山文書	昭和46.11.16	大字鳥井畑247 求菩提資料館
3	県指定有形文化財(考古)	如法寺の石塔群	昭和43.2.3	大字山内991 如法寺境内
4	県指定有形民俗文化財	大富神社の棟札	昭和31.7.28	大字四郎丸256 大富神社
5	県指定有形民俗文化財	宇佐神宮の杣始めの掛札および箱	昭和31.7.28	大字下川底 白山神社境内
6	県指定有形民俗文化財	盲僧琵琶(ささびわ、付属品・文献1冊)	昭和31.7.21	大字鳥井畑247 求菩提資料館
7	県指定有形民俗文化財	求菩提山修験道遺品	昭和48.4.19	大字鳥井畑247 求菩提資料館
8	県指定無形民俗文化財	山田の感応楽	昭和29.4.21 昭和51.4.24	大字四郎丸256 大富神社 (国記録選択)
9	県指定無形民俗文化財	大富神社神幸祭(八屋祇園)	昭和51.4.24	大字四郎丸256 大富神社
10	県指定無形民俗文化財	求菩提山のお田植祭(求菩提山松会)	昭和51.4.24	大字求菩提 国玉神社
11	県指定史跡	黒部古墳群	昭和55.3.1	大字松江
12	県指定史跡	蔵春園(恒遠塾跡)	昭和31.7.28	大字薬師寺570
13	県指定天然記念物	大河内の広葉杉	昭和31.7.28	大字大河内1923
14	県指定天然記念物	求菩提のヒメシャガ	昭和43.2.3 平成26.3.5	大字求菩提 求菩提山 (追加指定)
15	県指定天然記念物	求菩提のボダイジュ	昭和43.2.3	大字求菩提 国玉神社境内
16	県指定天然記念物	白山神社の大樟	昭和31.7.28	大字下川底 白山神社境内
17	県指定天然記念物	須佐神社の大樟	昭和31.7.28	大字下川底1070 須佐神社境内

《市指定文化財》

No.	指定種目	文化財の名称	指定年月日	所在地
2	市指定有形文化財(彫刻)	木造不動明王像	昭和59.11.22	大字挾間 千手観音堂
3	市指定有形文化財(彫刻)	如意輪観音像	昭和59.11.22	大字山内991 如法寺境内
4	市指定有形文化財(彫刻)	木造地藏菩薩像	昭和59.11.22	大字岩屋295-1
5	市指定有形文化財(建造物)	覚魔社 社殿	平成3.5.10	大字鳥井畑597 大山祇神社境内
6	市指定有形文化財(彫刻)	白山神社石造如来形座像(残欠)	平成8.7.11	大字下川底 白山神社境内
7	市指定有形文化財(歴史・書籍)	如法寺の扁額及び即非画像	平成10.2.13	大字山内991 如法寺境内
8	市指定有形文化財(歴史)	蔵春園関係資料	平成10.2.13	大字薬師寺570
		”(追加指定)	平成14.2.12	
9	市指定有形文化財(古文書)	矢野家の文書	平成11.6.21	大字久路土873-3
10	市指定有形文化財(考古)	鬼木四反田遺跡及び関連遺跡出土青銅器	平成14.2.12	大字吉木955
11	市指定有形文化財(考古)	黒部古墳群出土遺物	平成14.2.12	大字吉木955
12	市指定有形文化財(建造物)	日吉神社本殿	平成14.2.12	大字大河内471-1
13	市指定有形文化財(絵画)	浄圓寺絹本阿弥陀来迎図	平成14.2.12	大字松江404
14	市指定有形文化財(歴史)	上毛・築城の郡界石	平成14.2.12	大字松江5316
15	市指定有形文化財(絵画)	石清水八幡神社歌仙板絵馬	平成14.3.8	大字久路土996 石清水八幡神社
16	市指定有形文化財(歴史)	辛島家宇島築港関係資料	平成18.3.9	大字鳥井畑247 求菩提資料館
17	市指定有形文化財(古文書)	津野田文書	平成25.12.3	大字鳥井畑247 求菩提資料館
18	市指定有形文化財(絵画)	別府一九郎寄進絵図	平成25.12.3	大字山内991 如法寺
19	市指定有形文化財(絵画)	天狗曼荼羅絵図	平成25.12.3	大字鳥井畑247 求菩提資料館
20	市指定有形民俗文化財(彫刻)	角田八幡神社棟札	昭和59.11.22	大字鳥井畑247 求菩提資料館
21	市指定無形民俗文化財	角田八幡神社の豊前楽	平成14.2.12	大字中村567 角田八幡神社
22	市指定無形民俗文化財	畑のどんと焼き	平成14.2.12	大字畑
23	市指定無形民俗文化財	厳島神社の百手祭	平成16.3.9	大字八屋2445 厳島神社
24	市指定無形民俗文化財	宇島祇園	平成17.3.8	大字宇島70-1 宇島神社境内
25	市指定天然記念物	千手観音堂「乳の霊水」	昭和60.3.20	大字挾間 千手観音堂
26	市指定天然記念物	水神社「冷泉」	昭和60.3.20	大字畑701 水神社境内
27	市指定天然記念物	如法寺「写経水」	昭和60.3.20	大字山内991 如法寺境内
28	市指定天然記念物	水神社大樟	昭和63.4.11	大字畑701 水神社境内
29	市指定天然記念物	高橋家の豊後ウメ	平成11.6.21	大字久路土893
30	市指定天然記念物	轟のフジ	平成11.6.21	大字上川底 貴船神社境内
31	市指定天然記念物	矢野家のモッコク(木斛)	平成14.2.12	大字久路土873-1
32	市指定天然記念物	求菩提山のクワ(桑)	平成14.2.12	大字求菩提283-2
33	市指定天然記念物	鬼木の大樟	平成18.3.9	大字鬼木273
34	市指定史跡	黒峰尾古墳群	昭和63.4.11	大字松江1084
35	市指定史跡	平原横穴墓群	昭和63.4.11	大字川内3219
				大字川内3233-1、3233-2

3-9 ごみ及びし尿処理施設

■ ごみ処理場

ごみ処理場	所在地	電話番号
豊前市外二町清掃施設組合・リサイクルセンター	八屋 322-45	82-2192

3-10 豊前市指定給水装置工事業者一覧表

平成30年1月1日現在

No	業 者 名	住 所	電話番号
1	(有) 太田総合設備	豊前市大字堀立439-1	83-2510
2	(有) 山崎工務店	豊前市大字宇島316-6	83-2839
3	(有) 西電工業	豊前市大字宇島76-24	83-3567
4	(有) 小路設備工業	豊前市大字宇島53-8	83-3075
5	(有) 三和工業	豊前市大字市丸292-3	82-3541
6	(有) 中井設備	豊前市大字大西1106-2	82-3711
7	(有) 恵良工務店	豊前市大字四郎丸423-1	82-1696
8	(株) 下畑電設工業	豊前市大字久路土635-1	82-8705
9	(株) しげもり豊前支店	豊前市大字千束115-5	82-1078
10	江川ホーム設備	豊前市大字恒富42-3	82-3820
11	(株) ムクノ	豊前市大字八屋2533-2	83-2002
12	三幸設備工業(有)	宇佐市大字山本111	0978-32-6253
13	(株) 泉産業	京都郡苅田町神田町1-16-8	093-434-0459
14	(有) 能方設備	行橋市東泉4-21-19	0930-23-3068
15	高瀬設備工業	築上郡吉富町大字別府384-4	23-1477
16	(有) ユウケイ設備	築上郡吉富町大字広津452-2	23-4182
17	(株) つねひろ	中津市大字永添346-6	24-0088
18	岡村電設工業(有)	中津市大字角木501-2	22-6386
19	アクア工業 (株)	中津市牛神字石原26-4	22-1959
20	光設備(有)	築上郡築上町大字東築城114-1	0930-52-3274
21	(株) ながそえ	中津市沖代町2-2-13	22-0611
22	(有) 村本工務店	中津市大字下池永929-1	22-2468
23	(株) 松本総合設備	中津市大字宮夫273-7	24-5035
24	(株) 向野工務店	中津市大字蛸瀬1215-25	23-1925
25	宮西設備 (株)	行橋市中央1-10-18	0930-23-1634
26	(株) 米田水道	行橋市行事4-4-36	0930-22-1612
27	(有) 巢野電気設備	中津市大字東浜774-98	25-2759
28	(有) サクラ住宅設備	中津市大字下宮永645-7	24-2173
29	(株) 日豊サービス	豊前市大字今市260-1	82-5087
30	阿部電管工業 (株)	中津市大字大塚65	24-5250
31	(株) 周防灘ビルサービス	行橋市南大橋2-3-8	0930-22-7988
32	(有) 高橋燃料	宇佐市大字長洲3714-2	0978-38-0553
33	(有) ダイワ工業	行橋市大字金屋419-10	0930-25-1885
34	(有) 高松工務店	中津市大字上如水410	32-2892
35	(有) 金屋商会	北九州市八幡西区則松1-5-12	093-691-1195
36	波木建設	豊前市大字高田48-4	82-8990
37	(株) 岩渕工務店	中津市大字田尻崎8-3	32-5505
38	(株) 明光設備工業	北九州市小倉北区中井3-8-17	093-561-6577
39	(株) 福田工務店	遠賀郡遠賀町大字木守966	093-293-0168
40	(有) 錦織工務店	中津市大字角木103-19	22-0284
41	(有) 日高商会	中津市大字一ツ松215	22-4081
42	山和 (株)	北九州市小倉北区足原2-5-33	093-921-5888
43	(有) 石川建設	京都郡苅田町大字雨窪556-2	093-436-0742
44	(有) 西口住宅設備	築上郡築上町大字高塚399-1	0930-56-4146
45	(株) 奥村商会	行橋市大字道場寺1432-1	0930-22-2499
46	(有) 西村ガス住設センター	豊前市大字中川底368	88-2783
47	稲田住設	行橋市行事2-8-1	0930-23-2659
48	(株) 森若工務店	京都郡苅田町大字与原1814-5	0930-23-3562
49	(有) 永幸設備	行橋市大字元永字新開777-3	0930-22-6240
50	(有) 友末工務店	中津市大字角木3-2	22-5635

平成30年1月1日現在

No	業 者 名	住 所	電話番号
51	広 工	北九州市小倉南区中曽根4-14-1	093-472-7777
52	(有)小林総合設備	豊前市大字市丸399-4	84-0378
53	(株)阿部建設	中津市大字角木97-20	22-5936
54	TOTOリモデルサービス(株)豊前	豊前市大字大村2340-1	84-0301
55	(株)ニシエイ	中津市中央町2-3-16	22-3678
56	協和工業 (株)	行橋市大字津留788	0930-24-6166
57	(株) 山内工務店	築上郡築上町大字湊608-7	0930-56-2207
58	(有) フジ電	中津市大字大悟法795	32-1515
59	司城 設備	豊前市大字荒堀705-1	82-4971
60	ムラタハウジングシステム	豊前市大字赤熊634	82-1002
61	(有)沖永衛生社	京都郡苅田町大字与原2123-1	093-436-2236
62	光輪サービス	豊前市大字宇島52-3	83-2717
63	門野設備	築上郡築上町大字伝法寺562	0930-54-0123
64	(有)島崎設備工業	中津市大字是則301-1	32-3745
65	酒盛サービス設備	豊前市大字吉木840-14	82-1551
66	(株) 大弥	北九州市八幡東区中尾3-7-8	093-651-0279
67	(有) 瀧田設備	宇佐市大字長洲3194-1	0978-38-0030
68	ダイワ設備	田川郡福智町金田1006-3	0947-22-4039
69	(株) 増田設備工業	北九州市小倉南区田原新町1-12-10	093-472-3066
70	ヤツシゲ住設	豊前市大字久路土780-1	82-3165
71	清水管工	北九州市小倉南区安部山2-1	093-921-7733
72	(有)岡田設備工業	遠賀郡岡垣町大字吉木1158-5	093-283-3531
73	(株)若本屋	豊前市大字千束289-5	83-2525
74	総合設備業 A・S企画	中津市大字高瀬1016-4	23-7271
75	サクラホーム	中津市中央町1-4-17	23-8218
76	新貝電気店	宇佐市大字下庄1675-1	0978-32-1530
77	(株) 城山水道設備	北九州市八幡西区木屋瀬1-18-22	093-617-2705
78	(有) はちまん設備	宇佐市大字南宇佐1267	0978-37-0139
79	菅設備(株)	北九州市八幡西区東鳴水1-10-5	093-641-2121
80	(株)みやこ産業	京都郡苅田町大字与原2210-2	093-436-2666
81	イークラフト	中津市大字大悟法46-8	32-7752
82	なみき株式会社	中津市大字沖代町2-7-8	64-8311
83	松山設備	豊前市大字八屋1540-16	82-5697
84	拓水設備	豊前市大字八屋2287-1	82-4546
85	高井設備	豊前市大字赤熊565	82-3303
86	(株)日大	中津市大字福島1642-1	64-6464
87	上田工務店	中津市上如水975-6	32-7660
88	(有)平原工業	中津市大字伊藤田2900	32-6173
89	(株)ミツワ	中津市大字鍋島829	32-5589
90	ひびき(株)	中津市大字福島2149-1	32-7103
91	すえまつ興産(株)	行橋市行事7-24-35	0930-22-1407
92	義高建設工業(株)	北九州市小倉南区沼南町1-16-31	093-471-7796
93	(株)浦山設備工業	糸島市二丈吉井3725-5	092-326-5124
94	三菱電機システムサービス(株)北九州サービスゲーション	北九州市八幡東区昭和2-5-25	093-653-1231
95	徳丸設備(株)	中津市沖代町2-6-21	53-8313
96	(株) N. I. C	広島市中区舟入幸町21-23 1F	082-275-5227
97	(株) イースマイル	福岡県福岡市南区折立町6-7(九州支店)	0120-123-456
98	(株)アクアライン	広島市中区上八丁堀8番8号 第1ウエノヤビル6F	082-502-6644
99	(株)松山商会	中津市1572番地	22-2878
100	スエマツ	豊前市大字野田567-9	77-4774
101	RPシオタニ	豊前市大字大村1900-1	0120-32-3584
102	中之島鉄工(株)	大分県豊後高田市御玉8番地2	0978-24-0222

3-11 豊前市下水道排水設備指定工事店一覧

平成30年1月1日現在

	業 者 名	所 在 地	電話番号
あ	アクア工業(株)	豊前市大字三毛門873-1	0979-82-4988
	アーム管工	行橋市大字今井3304-5	0930-25-8132
い	(株)石田組 豊前支店	豊前市大字八屋1897-3	0979-83-2072
	(株)泉産業	京都郡菟田町神田町1丁目16-8	093-434-0459
	(有)岩崎電気	豊前市大字赤熊407-2	0979-83-2479
	(株)岩渕工務店 豊前出張所	築上郡上毛町大字垂水1812-2	0979-72-2224
う	(有)ウチマル工業	豊前市大字三毛門1271-2	0979-82-6505
	(株)浦山設備工業	福岡県糸島市二丈吉井3725番地5	092 - 326 - 5124
え	(有)永幸設備	行橋市大字元永777-3	0930-22-6240
	(有)恵良工務店	豊前市大字四郎丸423-1	0979-82-1696
お	(有)太田総合設備	豊前市大字堀立439-1	0979-83-2510
	(株)奥村商会	行橋市大字道場寺1432-1	0930-22-2499
こ	光輪サービス	豊前市大字宇島52-3	0979-83-2717
さ	酒盛サービス設備	豊前市大字吉木840-14	0979-82-1551
	山和(株)	北九州市小倉北区足原2-5-33	093-921-5888
し	(株)しげもり 豊前支店	豊前市大字千束115-5	0979-82-1078
	司城設備	豊前市大字荒堀705-1	0979-82-4971
	清水管工	北九州市小倉南区安部山2-1	093-921-7733
	(株)下畑電設工業	豊前市大字久路土635-1	0979-82-8705
	(有)小路設備工業	豊前市大字宇島53-8	0979-83-3075
	(株)城山水道設備	北九州市八幡西区木屋瀬1丁目18-22	093-617-2705
	新興産業	築上郡上毛町大字宇野705-3	0979-84-7588
す	すえまつ興産 (株)	行橋市行事7丁目24-35	0930-22-1407
そ	水道工事 そのだ	築上郡吉富町大字直江597-1	0979-23-4785
た	(有)大建	豊前市大字市丸259	0979-82-1631
	(有)ダイワ工業	行橋市大字金屋419-10	0930-25-1885
	高井設備	豊前市大字赤熊565	0979-82-3303
	高瀬設備工業	築上郡吉富町大字別府384-4	0979-23-1477
	拓水設備	豊前市大字八屋2287-1	0979-82-4546
	タナベホーム設備	豊前市大字杵川92-1	0979-82-3699
	(有)谷崎組	豊前市大字今市438-4	0979-82-0873

平成30年1月1日現在

	業 者 名	所 在 地	電話番号
つ	(株) ツボネ	豊前市大字清水町69-1	0979-82-8653
と	TOTOリモデルサービス(株) 豊前営業所	豊前市大字大村2340-1	0979-84-0301
な	(有) 中井設備	豊前市大字大西1106番地 2	0979-82-3711
	(株) ながそえ 吉富営業所	築上郡吉富町大字広津489-2	0979-23-0502
	波木建設	豊前市大字高田48-4	0979-82-8990
	なみき株式会社 吉富営業所	築上郡吉富町大字広津128	0979-22-4516
に	(有) 西口住宅設備	築上郡築上町大字高塚399-1	0930-56-4146
	有限会社 西村ガス住設センター	豊前市大字中川底368	0979-88-2783
	(有) 西電工業	豊前市大字宇島76-24	0979-83-3567
ひ	ひびき株式会社 吉富営業所	築上郡吉富町大字幸子569-1	0979-23-3012
	平川ガス(有)	築上郡築上町大字東築城1042-7	0930-52-1104
ふ	株式会社福田工務店	福岡県遠賀郡遠賀町大字木守966番地	093-293-0168
	(有) フジ電 豊前営業所	豊前市大字下河内1515	0979-88-2039
ほ	(株) 豊成建設	豊前市大字八屋1753-1	0979-82-2374
ま	松山建設(株) 豊前支店	豊前市大字八屋322-59	0979-83-3270
	松山設備	豊前市大字八屋1540-16	0979-82-5697
	(株) 丸秀産業	北九州市小倉北区赤坂1-1-10	093-551-4722
み	ミヤフサ建設(株)	豊前市大字赤熊279-1	0979-82-1015
む	(株) ムクノ	豊前市大字八屋2533-2	0979-83-2002
	向野工務店	築上郡吉富町大字幸子910-4	0979-23-4415
	ムラタハウジングシステム	豊前市大字赤熊634	0979-82-1002
	(有) 村本工務店 豊前営業所	豊前市大字四郎丸639-2	0979-82-2661
も	(株) 森若工務店	京都郡荊田町大字与原1814-5	0930-23-3562
や	ヤスタケ産業(株)	豊前市大字塔田738	0979-83-2828
	ヤツシゲ住設	豊前市大字久路土780-1	0979-82-3165
	有限会社 矢鳴組	豊前市大字梶屋171-7	0979-82-7200
	(株) 山内工務店	築上郡築上町大字湊608-7	0930-56-2207
	山崎建設	豊前市大字赤熊854-1	0979-83-2161
	(有) 山崎工務店	豊前市大字宇島316-6	0979-83-2839
よ	義高建設工業 (株)	北九州市小倉南区沼南町1丁目16-31	093-471-7796
わ	(株) 若本屋	豊前市大字千束289-5	0979-83-2525

3-12 危険物（石油類）取扱事業所等一覧

◆ 石油販売事業所（スタンド）

番号	給油所名	住所
1	福岡京築農業協同組合 豊前 SS	荒堀 500
2	チヒロ興産（有）豊前 SS	岸井 1-1
3	千石物産株式会社 三毛門給油所	三毛門 897
4	出光リテール販売（株）九州カンパニー 豊前 SS	赤熊 406-1
5	宮崎石油店	下河内 1126-10
6	ENEOS ウイングセルフ豊前 SS	八屋 212-1
7	ENEOS ウィングルート 10 豊前 TS	八屋 496-1
8	ホームセンターセブン（株）豊前給油所	久松 118-1
9	上田石油店（有）セルフ松江給油所	松江 459-2
10	豊前石油（株）豊前給油所	八屋 186-2

◆ 危険物安全協会 加入事業所（平成 29 年度）

番号	事業所名	住所
1	九州電力（株）豊前発電所	八屋 2463-9
2	宮崎石油店	下河内 1126-10
3	千石物産（株）	三毛門 897
4	出光リテール販売（株）九州カンパニー	赤熊 406-1
5	TOTOプラテクノ（株）	八屋 322-43
6	日鐵住金建材（株）豊前ニッテックス工場	八屋 2544-6
7	福岡京築農業協同組合	荒堀 500
8	豊前東芝エレクトロニクス（株）	杵川 760
9	（株）一二	松江 1381-1
10	九州高圧コンクリート工業（株）豊前工場	八屋 2544-61
11	大分製紙（株）豊前工場	杵川 312
12	豊前市外二町清掃施設組合	八屋 322-45
13	（株）富士菊	三毛門 1087-1
14	豊築漁業協同組合	宇島 76-31
15	中央塗料商事（株）	赤熊 234-4
16	豊前市役所	吉木 955
17	吉野プラスチック（株）福岡工場	岸井 480
18	豊前石油（株）	八屋 186-2
19	特別養護老人ホーム 亀保の里	鬼木 20-1
20	中野塗料（有）	赤熊 875-3
21	宇島港湾（株）	宇島 76-8

番号	事業所名	住所
22	社会福祉法人保誠会 豊前サンビレッジ	下川底 170
23	(株) フクミ	小石原 124-1
24	(株) 積水化成品九州 豊前事業部	小石原 158-2
25	寿工業 (株)	宇島 76-8
26	(有) 上田石油店	松江 459-2
27	(株) ENEOS ウイング	八屋 212-1
28	両備トランスポート九州 (株)	皆毛 63-10
29	(株) トライアルカンパニー豊前店	四郎丸 1102-6
30	(株) ホームセンターセブン豊前店	久松 118-1
31	フレゼニウスメディカルケアジャパン (株)	皆毛 92-7
32	寿屋フロンテ株式会社	小石原 163-1
33	京築広域圏消防本部	荒堀 525-1

4. 協定・様式

4-1 災害時応援協定

(1) 災害応援協定

協定名	協定締結機関名	締結・改正年月日
福岡県消防相互応援協定	県内 68 市町村及び 15 消防組合	平成 18 年 10 月 10 日
災害時における豊前市・豊前市内郵便局間の相互協力に関する覚書	市内郵便局（普通局・特定局）	平成 11 年 7 月 2 日
豊前市における災害時出動要請に関する協定	豊前市建設業協会	平成 21 年 3 月 10 日
豊前市における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省九州地方整備局	平成 25 年 10 月 21 日
福岡県豊前市と宮城県東松島市との災害時相互応援に関する協定	東松島市	平成 26 年 8 月 22 日

(2) 災害時に必要な物資等の調達に関する協定

協定名	協定締結機関名	締結年月日
災害時における物資の供給協力に関する協定	株式会社 マルショク	平成 21 年 9 月 10 日
道の駅豊前おこしかけの防災機能利用に関する基本協定	国土交通省九州工事事務所 (株)ぶぜん街づくり会社	平成 26 年 11 月 1 日
災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	平成 27 年 3 月 26 日
	ホームプラザナフコ フレスポ豊前店	平成 27 年 3 月 26 日
	株式会社 グッディ 豊前店	平成 27 年 3 月 26 日

(3) 災害情報の伝達・確保に関する協定

協定名	協定締結機関名	締結年月日
災害時における放送要請に関する協定	東九州コミュニティ放送（株）	平成 25 年 11 月 11 日
特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社	平成 27 年 3 月 24 日

(4) その他の協定

協定名	協定締結機関名	締結年月日
災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定	市内の 11 福祉施設	平成 26 年 6 月 5 日
災害時における災害廃棄物の仮置場確保に関する協定	日鐵住金建材（株） 豊前ニッテックス工場	平成 26 年 11 月 19 日
災害ボランティアの設置・運営に関する協定	豊前市社会福祉協議会	平成 27 年 7 月 27 日

4-2 福岡県災害調査報告実施要綱

福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日

改正 平成 6年 4月 1日

平成10年 4月 1日

(趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出 先 機 関 の 長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあっては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

（報告の順序）

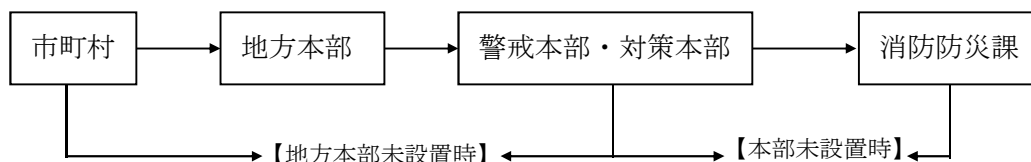
第6 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

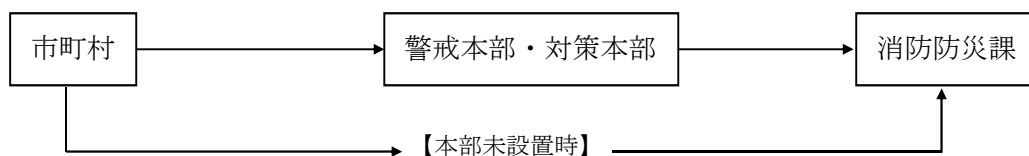
（1）災害概況及び被害状況即報

（様式第1号・様式第2号の1）



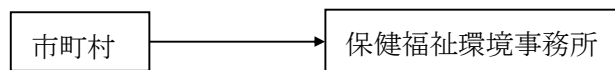
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



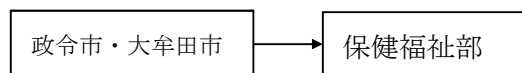
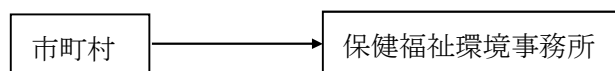
(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



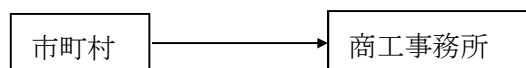
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



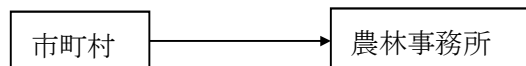
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



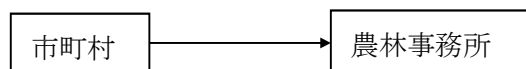
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



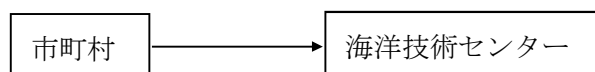
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10)



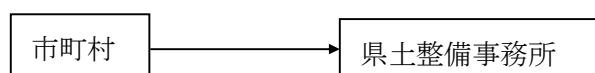
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12)



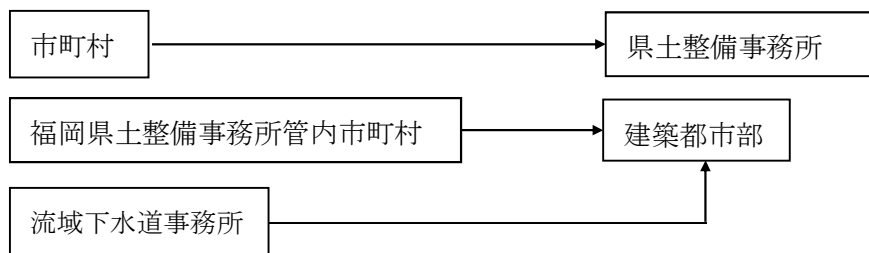
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



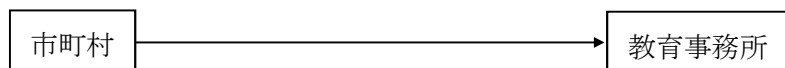
(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



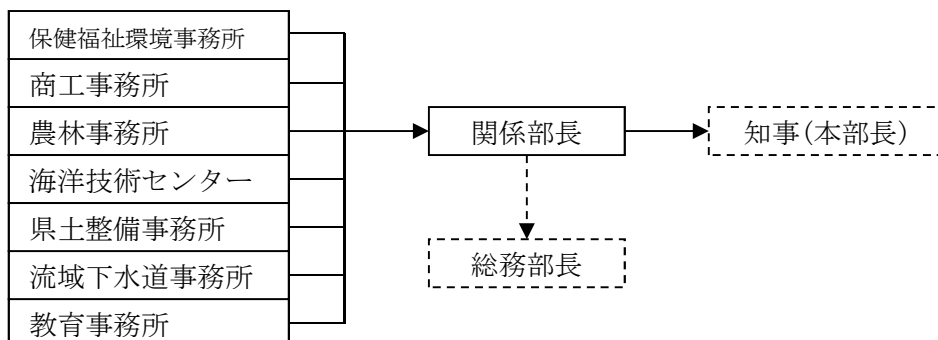
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 出先機関の長の報告

各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。

被害額については、様式第4号により報告するものとする。

災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

4-3 被害程度の認定基準

(福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。

被害区分		備考
その他	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
被害金額	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。
		住屋の一部破損及び床上浸水の被害世帯は含まない。

4-4 県（消防防災指導課）からの通知

例

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各市町村
各消防本部
各農林事務所

} 殿

福岡県災害警戒本部
(防災危機管理局)

大雨・洪水警報に伴う警戒について

〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇地方（〇〇）（の一部）に大雨・洪水警報が発表されました。福岡県では、〇〇月〇〇日〇〇〇にかけて、局地的に非常に激しい雨の降る恐れがあります。

大雨・洪水警報が発表された市町村・消防本部におかれては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

記

- 1 災害対策本部を迅速に設置できるよう、要員の手配等所要の準備を行うこと。
- 2 災害危険箇所の付近の住民に対して、迅速な避難勧告等を行えるよう、広報車の準備、要員の手配、避難所の開設準備等を行っておくこと。
- 3 市町村の対応状況について、「被害概況報告書」で報告してください。（職員登庁後速やかにFAXすること。）
- 4 被害が発生した場合は、「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」によりFAX報告して下さい。

※ 宿直（守衛）の方へ、市町村の防災担当者に至急登庁するよう御連絡下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 市 町 村 殿

福岡県災害警戒本部
(防災危機管理局)

被害状況の報告について

このことについて下記のとおりご連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 被害状況を取りまとめのうえ、「被害概況報告書」及び「災害発生箇所別報告書」を防災危機管理局にFAXで送付してください。

〇〇日： 〇〇時〇〇分現在の状況 →〇〇時30分までに報告

(防災無線FAX：1-78-700-7390)

(災害時専用NTTFAX：092-643-3118)

- 2 被害等がない場合、〇〇時までに大雨警報が解除された場合も必ずFAXの送付をお願いします。
- 3 道路被害や土砂災害等の被害報告の際は可能な限り、特記事項欄にて住所、被害規模、う回路の有無等を詳しく記入いただきますようお願いします。
- 4 市町村における災害体制についても併せて報告してください。
- 5 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）の発表並びに人的被害が発生した場合は、上記の報告時間を待つことなく、直ちに防災危機管理局まで報告してください。
(災害時有線電話：092-641-4734)

4-5 福岡県災害調査報告実施要綱の様式

福岡県災害調査報告実施要綱

様式第1号

[災 害 概 況 即 報]

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

(市町村→地方本部→県本部)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況					避 難 状 況					
					勧告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員	

被害状況報告

〔即報〕
〔確定〕

様式第2号の1

福岡県災害調査報告実施要綱

市 町 村 名			報 告 者 名									
地 方 本 部 名			報 告 者 名		報 告 日 時							
					月 日 時 分 現在				(市町村-地方本部-県本部)			
市 町 村 名												
区 分			被 害		被 害		被 害		被 害		被 害	
人的被害	死者		人									
	行方不明者		人									
	負傷者	重傷	人									
		軽傷	人									
住家被害	全壊		棟									
			世帯									
			人									
	半壊		棟									
			世帯									
			人									
	一部破損		棟									
			世帯									
			人									
	床上浸水		棟									
			世帯									
			人									
非住家	公共建物		棟									
	その他		棟									
その他の	田畑	流出・埋没	ha									
		冠水	ha									
		流出・埋没	ha									
		冠水	ha									
	その他	文教施設	箇所									
		医療機関	箇所									
		道路	箇所									
		橋りょう	箇所									
		河川	箇所									
		港湾	箇所									
		砂防	箇所									
		清掃施設	箇所									
		崖崩れ	箇所									
		鉄道不通	箇所									
		被害船舶	隻									
		航空機被害	機									
		水道	戸									
		電気	回線									
ガス	戸											
ブロック塀	箇所											
り災世帯数		世帯										
罹災者数		人										
火災発生	建物	件										
	危険物	件										
	その他	件										
公共文教施設		千円										
農林水産業施設		千円										
公共土木施設		千円										
その他の公共施設		千円										
その他の	農産被害	千円										
	林産被害	千円										
	畜産被害	千円										
	水産被害	千円										
	商工被害	千円										
その他の		千円										
被害総額		千円										
災害対策本部		設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
解散			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
災害救助法適用			月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	
消防職員出動延人数		人										
消防団員出動延人数		人										

〇〇〇〇災害による福祉施設被害即報

〇〇市町村
〇〇保健福祉環境事務所

施設の種類別	施設名	所在地	設置主体	被害状況	被害額	復旧の対応状況

様式第2号の3

〇〇〇〇災害による救護を要する傷病者即報

(保健福祉環境事務所長へ)
(保健福祉部長へ)

〇〇市町村
〇〇保健福祉環境事務所

即 報 月 日		月 日		即 報 時 間		時		即 報 回 数		第		回	
被 害 地 等	災 害 発 生 日 時	傷 病 者 数	内 訳				傷 病 者 収 容 状 況		救 護 の 状 況	備 考			
			外 傷 者		罹 病 者								
			死 者	重 傷	軽 傷	重 症	軽 症	伝 染 病			収 容 人 員		
			4	5	6	7	8	9			10	11	12
1	2	3	人	人	人	人	人	ヶ所	人				

様式第2号の4

〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)
(商工部長へ)〇〇市町村
〇〇商工事務所

項目 被害区分 業種		被災 事業所数	被災 従業員数	被災総額				備考
				土地	建物	機械設備	商品・原材料 仕掛品等	
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
工業	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
その他	A							
	B							
	C							
	D							
	計	(うち)	(うち)	(うち)				
合計		(うち)	(うち)	(うち)				

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、()で記入のこと。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流出したもの。
- B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
- 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。
- C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
- ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30cm以上1m未満のもの。
- ③事業用建物等の延面積10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。
- D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
- 工業は、 〃 の製造業
- その他は、 〃 の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

様式第2号の5

〇〇〇〇災害による農業関係被害即報
(農林事務所長へ)
(農政部長へ)

〇〇市町村長
〇〇農林事務所長

作物等名	被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha	万円	
	麦			
	野菜			
	果樹			
	花き			
	飼料作物			
	その他			
	作物小計			
	家畜	頭、羽		
	畜産施設	件		
温室等栽培施設	件			
農協等共同利用施設	件			
農地・農業用施設	箇所			
その他の				
合計				

様式第2号の6

〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況

即報

詳細

確定

報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市町村
〇〇農林事務所

区分	崩壊地			山地			地すべり			地			備考
	山腹			渓流			山腹			渓流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
市町村		ha	千円		ha	千円					ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、渓流は被害延長を記入する。地すべり地の渓流被害については、面積を併記すること。
なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

（即報）

（詳細）

（確定）

報告

（農林事務所長へ）
（水産林務部長へ）

〇〇市町村
〇〇農林事務所長

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害			備 考
			数	量	金 額	
計						

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況

即報

詳細

確定

報告

(農林事務所長へ)
(水産林務部長へ)

〇〇市町村
〇〇農林事務所

市町村 ／ 区分	路線名	道			路			橋		梁			計			備考
		箇所番号	延長	金額	箇所番号	延長	金額	箇所番号	延長	金額	箇所数	延長	金額			
			m	千円		m	千円		m	千円		m	千円			

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。

報告

〔即報 詳細 確定〕

〇〇〇〇災害による山林【作業路・林産物・苗木・林業施設】被害状況

(農林事務所長)

(水産林務部長)

〇〇市町村

〇〇農林事務所

[illegible]

様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

☐ 水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ

☐ 水産林務部長へ（水産振興課経由）

☐即
☐詳
☐確

報
報
報

定
定
定

報告

平成	年	月	日
		時	分
☐ 〇〇〇〇市町村合計			

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

	被害程度＝	減失	大破	中破	小破	計	備考
共同 私設利用	事業主施設名					—	
	施設数					—	
	単価					—	
	被害額					—	
非共同 私設利用	施設隣接体名					—	
	施設数					—	
	単価					—	
	被害額					—	
地方公共 団体施設名	事業主施設名					—	
	施設数					—	
	単価					—	
	被害額					—	
漁船	登録番号					—	
	動力の有無					—	
	経営体数					—	
	被害額					—	
漁具	種類					—	
	経営体数					—	
	単価					—	
	被害額					—	
養殖施設	養殖物の種類					—	
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	単価					—	
漁場	場業権の免許番号					—	
	事業主施設名					—	
	堆積泥土の種類					—	
	被害面積					—	
	被害単価					—	
	被害額					—	
	備考					—	
	平均堆積高等					—	
	被害額の算出基礎					—	

2 水産物等被害

養殖施設	養殖物の種類					計	備考
	養殖方法					—	
	経営体数					—	
	単価					—	
その他の 水産物	種類					—	
	経営体数					—	
	単価					—	
	被害額					—	
協同組合 在庫品	生産資材					—	
	種類					—	
	単価					—	
	被害額					—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。
2 提出先：筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、
有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所
3 「被害程度」の目安：滅失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、
中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX：海技センター：092-806-5223
水産振興課：092-643-3558
有明海研：0944-72-6170
豊前海研：0979-82-5599

様式第2号の12
平成 年 月 日

〇〇〇〇災害による漁港被害状況
〔即報〕 報告
〔詳細〕
〔確定〕

(水産林務部長へ)

〇〇市町村

漁 港 名	被 害 箇 所	数 量	被 害 額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）に報告する。

(被害金額単位：千円)

様式第2号の13

〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)
(県土整備事務所長へ)

〇〇市町村
〇〇県土整備事務所

被 害 報 告 表										報告書 第 号 平成 年 月 日		受理者 調査率 % 月 日 時現在			
災 害 発 生 年 月 日		月 日～ 月 日		災害名											
災 害 救 助 法 発 令 等		市町村名		発令月日		月 日		市町村名		発令月日		月 日			
市 町 村 名															
連 続 雨 量		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時			
日 雨 量		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時			
時 間 雨 量		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時		mm		日 時～ 日 時			
時 間 最 大 風 速		m/秒		日 時 分		m/秒		日 時 分		m/秒		日 時 分			
平 均 風 速		m/秒		日 時 分～ 時 分		m/秒		日 時 分～ 時 分		m/秒		日 時 分～ 時 分			
工 種		県 工 事				市町村工事				計					
		箇 所		金 額		箇所		金額		箇所		金額			
河 川				千円				千円				千円			
海 岸															
砂 防 設 備															
地 す べ り 防 止 施 設															
急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設															
道 路															
橋 梁															
港 湾															
下 水 道															
計															
主な公共施設の被害															
	事業主体		区分	水系名	河川・海岸名	被災位置		被災延長		被害額		被害内容 (破堤、溢水等)			
河川・海岸			級	水系		郡 町 大字 市 村 大字		m		千円					
			級	水系		郡 町 大字 市 村 大字		m							
			級	水系		郡 町 大字 市 村 大字		m							
			級	水系		郡 町 大字 市 村 大字		m							
道路	事業主体		区分	路線名		被災位置		被災延長		被害額					
						郡 町 大字 市 村 大字		m		千円					
						郡 町 大字 市 村 大字		m							
						郡 町 大字 市 村 大字		m							
道路交通止	事業主体	区分	路線名	地先名	全面・一部の別 及び被災状況	延長	幅員	被害額	急の 有無	応急工事 見込額	ハザ 道路 有無	交通量	迂回路 の有無	交通止年 月日	解除年月日
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
		道	線			m	m	千円		千円		台/日			
一般被害(人的被害)															
区分		場所		原因		区分		主な場所				原因 (破堤、溢水、内水)			
死者		名				全 焼 戸									
行方不明者		名				半 焼 戸									
		名				流 出 戸									
		名				床上浸水 戸									
		名				床下浸水 戸									

様式第2号の14

〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 _____ (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。							受付年月日番号 ※	
1. 災害市区町村名								
2. 災害種別		火災・風水害・震災・その他			3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被害区分 5. 建築物の数 (戸数) 床面積の 合計 6. 構造	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物 の損害 見積額 (千円)
		建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メートル)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メートル)	建築物 の数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メートル)	
住居	木造	戸		戸		戸		
	その他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鋼工業	木造							
	その他							
商業 サービス業	木造							
	その他							
公務文教	木造							
	その他							
その他	木造							
	その他							
合計	木造							
	その他							
	計							

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

〇〇市町村
 〇〇県土整備事務所
 流域下水道事務所

平成 年 月 日現在

種 別	県 分		市 町 村 分		計	
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額
街 路		千円		千円		千円
都 市 公 園						
下 水 道						
公 営 住 宅						
計						

主な都市施設等の被害					
種 別	事 業 主 体	箇 所 名	被 害 状 況	被 害 額	復 旧 の 対 応 状 況
街 路					
都 市 公 園					
下 水 道					
公 営 住 宅					

平成 年 月 日現在

[illegible]

〇〇〇〇災害による衛生被害状況

〔 詳 報 確 定 〕 報 告

〇〇保健福祉環境事務所
〇〇政令市

防疫日報
(保健福祉部長へ)

約束番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
区	赤痢患者発生者数	前年同期赤痢患者発生数	防疫活動をしている市町村数 (応援を除く)	防疫活動をしている保健所数 (応援を除く)	保健所職員(雇用職員を含む)防疫活動従事者数	本庁職員(雇用職員を含む)防疫活動従事者数	清潔方法を行った戸数	消毒方法を行った戸数	そ族昆虫駆除を行った戸数	伝染病予防法による家用水の供給を受けた人員	災害救助法による飲料水の供給を受けた人員	検疫調査人員	細菌検査実施人員	集団避難所数	集団避難所の収容人員	備考
日	真性 疑似 保菌者 死者	真性 疑似 保菌者 死者														
月 日																
累 計																
月 日																
累 計																

様式第3号の2

〇〇〇〇災害による商工被害状況

〔 詳報 〕 報告
確定

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

業種	項目	被災	被災	被災総額					
					土地	建物			
商業	A			(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
工業	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
	A								
	B								
	C								
	D								
	計	(うち)	(うち)	(うち)					
合計		(うち)	(うち)	(うち)					

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、() で記入すること。
2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。
- A…事業用建物等の延面積の 60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。
- B…事業用建物等の延面積の 30%以上 60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
又は、事業用建物等の延面積の 50%以上につき、浸水 1 m以上のもの。
- C…①事業用建物等の延面積の 10%以上 30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。
②事業用建物等の延面積の 50%以上につき、浸水 30 cm以上 1m未満のもの。
③事業用建物等の延面積の 10%以上 50%未満につき、浸水 1m以上のもの。
- D…A～Cに該当しない被害。
3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業
工業は、 " の製造業
その他は、 " の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

[illegible]

市町名
農林事務所名

災害の種類

調査年日 年 月 日 時現在

作物名	市町村名	総栽培面積 ha	10アール当り収量 kg	基準収量 t	冠 水										土砂流入		流 失 埋 没				合 計		被害金額 千円	備考 主な被害 地名等				
					2日間		3日間		4日間		5日間		減収 量 小計	被害面積		減収 量	植替可能		植替不可能		減収 量 小計	減収 量						
		ha	kg	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t	被害面積	減収量	被害面積	減収量	t	%	千円	

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。

注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の5

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 **【 詳報 確定 】** 報告(その3)干害

調査年 日 年 月 日 時 現在
市 町 村 名
農林事務所名

市町村名	総栽培面積	10a当たり収穫	基準収量	5日間未満持続			5日間以上持続			10日間以上持続			15日間以上持続			20日間以上持続		
				乾田状態 被害面積 被害率	白乾状態 被害面積 被害率	被害被害率	乾田状態 被害面積 被害率	白乾状態 被害面積 被害率	被害被害率	乾田状態 被害面積 被害率	白乾状態 被害面積 被害率	被害被害率	乾田状態 被害面積 被害率	白乾状態 被害面積 被害率	被害被害率	乾田状態 被害面積 被害率	白乾状態 被害面積 被害率	被害被害率
	ha	t	t	ha %	ha %	%	ha %	ha %	%	ha %	ha %	%	ha %	ha %	%	ha %	ha %	%

市町村名	25日間以上持続			30日間以上持続			枯死面積	塩害		合計		被害金額 (千円)	備考 (主な被害地域名等)
	乾田状態 被害面積 被害率	白乾状態 被害面積 被害率	被害被害率	乾田状態 被害面積 被害率	白乾状態 被害面積 被害率	被害被害率		面積	被害率	被害減収量 2	被害減収率 2÷1		
	ha %	ha %	%	ha %	ha %	%	ha	ha %	%	t	%	千円	

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の6

〇〇〇〇災害による農作物被害状況

〔 詳 報 確 定 〕 報告（水稻を除く）

災害の種類

調査年日 年 月 日 時現在

市 町 村 名
農林事務所名

農作物名	市町村名	総栽培面積	被害面積				被害面積ごと減収量				単価 (kg当たり)	被害金額 (3×4)	平年10 a 当たり収量	基準 集量 (1×6)	既収穫 量	収穫残量 (7-8)	被害面積 率 (2÷1)	被害減収 率 (3÷7)	被害損害状況 主な被害地域名
			30%未満	30～70%	70%以上	被害面積			計										
						30%未満	30～70%	70%以上											
		1	ha	ha	ha	ha	ha	2	計	3	円	kg	kg	kg	8	9	10	11	
			ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	t	千円	kg	kg	kg	kg	kg	%	%	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)

注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。

注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の7

〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況

詳細

報告

確定

災害の種類

調査年日 年 月 日 時現在

市町村名
農林事務所名

施設の 種類	作物名	市町村名	全 壊			大 破			中 破			小 破			ビニール破損				合 計			備 考
			件数	棟数	被害金額 千円	面積 ㎡	件数	棟数	被害金額 千円	面積 ㎡	件数	棟数	被害金額 千円	面積 ㎡	件数	棟数	被害金額 千円	面積 ㎡	件数	棟数	被害金額 千円	
			件	棟	千円	㎡	件	棟	千円	㎡	件	棟	千円	㎡	件	棟	千円	㎡	件	棟	千円	

注1. 「全壊」…全く使用に耐えないもの、「大破」…被害程度が70%以上、「中破」…被害程度が30%以上70%未満、「小破」…被害程度が30%未満、「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。

注2. 報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業共同組合及同連合会所有のものについては()書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては[]書きで内数として記入すること。

様式第3号の8

〇〇〇〇災害による樹体被害状況

報告

〔 詳細確定 〕

市 町 村 名
農林事務所名

災害の種類

調査年 日 年 月 日 時 現在

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額						被害損傷状況 被害地域名	
			甚		中		軽			計
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円		
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								
		未成								
		未成園								

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。
甚: 樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、又はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改値を要すると認められるもの。
中: 30%以上 70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。

様式第3号の11

〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況

〔 詳報 〕 報告(その3)

確定

災害の種類 () 調査年 日 月 年 日 時現在

市町村名 農林事務所名

市町村名	飼 料										物 作									
	牧 草 (イタリアンライグラス)					飼 料					用 作					物 作				
	総栽培 面積 ① ha	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a 当り収量 ⑥ kg	基準収獲量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培 面積 ① ha	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a 当り収量 ⑥ kg	基準収獲量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %
		計②	うち30% 未満									計②	(30%未満)							
農林事務所計																				
合 計																				
市町村名	ソ					ル					ガ					ム				
	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a 当り収量 ⑥ kg	基準収獲量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	総栽培 面積 ① ha	被害面積		被害 減収量 ③トン	単価 ④円	被害額 ⑤(③×④) 千円	平年10a 当り収量 ⑥ kg	基準収獲量 ⑦(①×⑥) トン	被害面積率 ⑧(②÷①) %	被害率 ⑨(③÷⑦) %	被害金額 ⑩(③×④) 千円
	計②	うち30% 未満									計②	(30%未満)								
農林事務所計																				

報告

〔詳報 確定〕

〇〇〇〇災害による農業共同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況

災害の種類

調查年日 年 月 日 時現在

農林事務所名

[illegible]

〇〇〇〇災害による土木被害状況

報告

〔 詳 報 確 定 〕

(県土整備事務所長へ)
(土木部長へ)

〇〇市町村
〇〇県土整備事務所長

区 分	前 回 ま で の 報 告 分				今 回 の 報 告 分		年 間 の 合 計
	の災害		の災害		の災害		
	自 月 日 至 月 日	日 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日	日 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日	日 月 日 至 月 日	
県 工 事	河 川						
	海 岸						
	砂 防						
	道 路						
	橋 梁						
	港 湾						
	計						
市 町 村 工 事	河 川						
	海 岸						
	道 路						
	橋 梁						
	計						
合 計							

(金額の単位 千円)

様式第3号の17

〇〇〇〇災害による建築物被害状況

〔 詳報
確定 〕

報告

(県土整備事務所経由)

知 事 殿 平成 年 月 日 市区町村長名 _____ (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を 報告します。							受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名								
2. 災 害 種 別		火災・風水害・震災・その他		3. 火災件数				
4. 被害区分 5. 建築物の数 (戸数) 床面積の 合計 7. 用途別 6. 構造	全焼・全壊・全流失		半焼・半壊・半流失		計		8. 建築物 の損害 見積額 (千円)	
	建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メ ートル)	建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メ ートル)	建築物 の 数 (戸数)	床面積 の合計 (平方メ ートル)		
居 住	木 造	戸		戸		戸		
	そ の 他	戸		戸		戸		
	計	戸		戸		戸		
鋼 工 業	木 造							
	そ の 他							
商 業 サービス業	木 造							
	そ の 他							
公 務 文 教	木 造							
	そ の 他							
そ の 他	木 造							
	そ の 他							
合 計	木 造							
	そ の 他							
	計							

(注) イ ※欄は記入しないこと。

ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。

ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。

ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

4-6 公営・改良住宅災害報告書

年	月	日	時	作成
---	---	---	---	----

担当者名	
------	--

担当課	
-----	--

市町村名	
------	--

市町村名	団地名	公営・改良の別	被害団地総戸数	滅失			損傷				床上浸水	床下浸水	左欄合計	その他	建設年度	構造	具体的被害状況	共同施設等	対応状況	人的被害 (公営住宅関連)			備考 (被害額等)
				全壊	全流失	全壊	半壊	半流失	半焼	一部損傷	死者	行方不明者	負傷者										

4-7 り災者台帳

り 災 者 台 帳			り 災 の 状 況 (原因・人的・物的被害の状況等)			
り 災 証明 発行年月日	世帯主名又は事業主名 り 災 場 所					
第 ・ 号	氏名		原 因：1.風水害	2.地震・津波	3.その他 ()	4.不明
	豊前市		人的被害：1.死亡()	2.行方不明()		
住 宅 地 図 頁	り 災 年月日	・ ・				

4-8 り災証明書

第 号
年 月 日

り 災 証 明 書

※太線の中に記入して下さい

り災の原因	年 月 日 発生した ☐ 風水害 ☐ 地震・津波 ☐ 火災 ☐ その他()による
人の災害	(1)死亡 名 (2)行方不明 名 (3)負傷 名
建物の種類	☐ 住家 ☐ 事務所 ☐ 事業所 ☐ 倉庫 ☐ 工場 ☐ その他()
り災程度	☐ 全壊(焼)・流出 ☐ 半壊(焼) ☐ 床上浸水 ☐ 一部損壊・床下浸水

上記のとおり相違ないことを証明します

年 月 日

豊前市長 印

り災証明書(裏面)

<り災証明について>

- ・ この証明書は、災害救助の一環として、応急的、一時的な救済を目的に市が確認できる程度の被害について証明するものです。

※ 民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

- ・ 「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。

※ 母屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象となりません。

- ・ 集合住宅の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害に差が生じる場合があります。

- ・ 「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。

※ 表面に表れない被害(例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

- ・ り災者台帳で確認ができないときは、り災程度に参考となる資料を添付して下さい。

- ・ この証明は、災害発生後おおむね、1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。

この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので、大切に保管して下さい。

4-9 避難者名簿

避難所名				開設期間		年 月 日 時から		年 月 日 時まで	
番号	住所	氏名	年齢	性別	収容日時	退所日時	備考		
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
			歳	男・女	日 時 分	日 時 分			
計		名	(内 65 歳以上		名、乳幼児		名)		

4-10 避難者カード

避難者カード

住 所：				避難所名：			
氏	名	続 柄	性 別	年 齢	収 容 日	退 所 日	備 考

4-11 福岡県災害救助法施行細則

福岡県災害救助法施行細則

(昭和 40 年福岡県規則第 44 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(救助実施区域の告示)

第 3 条 知事は、法第 2 条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

(市長村長の緊急処置)

第 4 条 市長村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第 4 条の 2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

3 部に別表第 1 の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表第 1 の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 政令第 9 条第 1 項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第 2 のとおりとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第 6 条 省令第 1 条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書（様式第 3 号から様式第 3 号の 4 まで）

(2) 公用変更令書（様式第 4 号）

(3) 公用取消令書（様式第 5 号）

2 知事は、前項第 1 号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（様式第 6 号）に、これを登録するものとする。

3 第 1 項第 2 号又は第 3 号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。

第 7 条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第 8 条 省令第 2 条第 3 項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書（様式第 7 号）を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占

有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があったとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。
(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 公用令書(様式第9号)

(2) 公用取消令書(様式第10号)

2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。

3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第25条に規定する救助に関する業務に従事させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第14条 政令第11条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第3のとおりとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第27条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込み期間等に関する医師の意見書

(3) 前条第3項の規定は、省令第6条第2項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第44条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)

(2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)

(3) 決定報告による被害状況調(様式第24号)

(4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)

(5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条及び第23条 削除

(災害救助基金台帳)

第24条 法第37条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補 則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成21年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 2（その 1）

	救助の種類	救 助 の 程 度 、 方 法 及 び 期 間
1	避難所の供与	(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。 (2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕の設営し、又はその他の適切により実施する。 (3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1 人 1 日当たり 320 円以内とする。 (4) 福祉避難所(高齢者、障がい者等(以下「高齢者等」という。))であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所。)を設置した場合は、(3)の金額に当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 (5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与する。 (6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。
2	応急仮設住宅の供与	応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型仮設住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「借上型仮設住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものとする。 (1) 建設型仮設住宅 ア 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能である。 イ 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000 円以内とする。 ウ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 エ 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。)を建設型仮設住宅として設置できる。 オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。 カ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。 キ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (2) 借上型仮設住宅 ア 借上型仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 イ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。 ウ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。

(その2)

救助の種類		救 助 の 程 度 、 方 法 及 び 期 間					
3	炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	(1) 炊き出しその他による食品の給与 ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。 イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。 ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料費の経費とし、一人一日当たり 1,030 円以内とする。 エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に 3 日分以内を現物により支給することができるものとする。 (2) 飲料水の供給 ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。 イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地区における通常の実費とする。 ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。					
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。 (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 被服、寝具及び身のまわり品 イ 日用品 ウ 炊事用具及び食器 エ 光熱材料 (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額以内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。 ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯					
季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を 増すごとに加 算する額
夏季	4月～9月	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
冬季	10月～3月	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100

(その3)

救助の種類		救 助 の 程 度 、 方 法 及 び 期 間					
		イ 住居の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により被害を受けた世帯					
季別	期間	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人を 増すごとに加 算する額
夏季	4月～9月	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬季	10月～3月	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500
		(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。					
5	医療及び助産	(1) 医 療 ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に措置するものとする。 イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という）を含む。）において医療（施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。）を行うことができるものとする。 ウ 医療は、次の範囲内にて行う。 （ア）診 療 （イ）薬剤又は治療材料の支給 （ウ）措置、手術その他の治療及び施術 （エ）病院又は診療所への収容 （オ）看 護 エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。 オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。 (2) 助 産 ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して行うものとする。 イ 助産は、次の範囲において行う。 （ア）分べんの介助 （イ）分べん前及び分べん後の措置 （ウ）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 ウ 助産のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産婦による場合は慣行料金の2割引き以内の額とする。 エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。					

(その4)

	救助の種類	救 助 の 程 度 、 方 法 及 び 期 間
6	被災者の救出	(1) 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。 (2) 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。 (3) 被災者の救出を実施できる期間は、災害の発生の日から 3 日以内とする。
7	被災した住宅の応急修理	(1) 被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。 (2) 被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活の必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり 574,000 円以内とする。 (3) 被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 箇月以内に完了しなければならない。
8	生業に必要な資金のタイヨ	(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。 (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。 (3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる額は、次の額以内とする。 ア 生 業 費 1 件当たり 30,000 円 イ 就職支度費 1 件当たり 15,000 円 (4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。 ア 貸 与 期 間 2 年以内 イ 利 子 無利子 (5) 生業に必要な資金の貸与には、災害発生の日から 1 箇月以内に完了しなければならない。

(その5)

	救助の種類	救 助 の 程 度 、 方 法 及 び 期 間									
9	学用品の給与	(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）そう失若しくはき損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。 (2) 学用品の給与は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品 (3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 （ア）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 （イ）高等学校生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具及び通学用品費 <table border="0"> <tr> <td>小学校児童</td> <td>1人当たり</td> <td>4,400円</td> </tr> <tr> <td>中学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td>4,700円</td> </tr> <tr> <td>高等学校生徒</td> <td>1人当たり</td> <td>5,100円</td> </tr> </table> (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。	小学校児童	1人当たり	4,400円	中学校生徒	1人当たり	4,700円	高等学校生徒	1人当たり	5,100円
小学校児童	1人当たり	4,400円									
中学校生徒	1人当たり	4,700円									
高等学校生徒	1人当たり	5,100円									
10	埋葬	(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。 (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材料等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 ア 棺（付属品を含む） イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） ウ 骨つぼ及び骨箱 (3) 埋葬のため支出できる費用は1体当たり大人210,200円、小人168,100円以内とする。 (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。									
11	死体の搜索	(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。 (2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等として、当該地域における通常の実費とする。 (3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。									

(その6)

	救助の種類	救 助 の 程 度 、 方 法 及 び 期 間
12	死体の処理	(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）を行うものとする。 (2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 イ 死体の一時保存 ウ 検 索 (3) 検索は、原則として救護班によって行う。 (4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり 3,400 円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時保存するために既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は一体当たり 5,300 円以内とする。また、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。 ウ 救護班により検索ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。 エ 死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
13	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という）の除去	(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。 (2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費とし、市町村内において障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均が 135,100 円以内とする。 (3) 障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	(1) 応急救助のため輸送費及び人夫費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 死体の捜索 カ 死体の処理 キ 救済用物資の整理配分 (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。 (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は当該救助の実施が認められる期間以内とする。

(福岡県地域防災計画による)

別表第3 (第14条)

	法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実 費 弁 償 の 方 法 及 び 程 度
1	政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	(1) 日 当 ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 23,600円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 17,800円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 17,500円以内 エ 救急救命士 1人1日当たり 15,100円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 16,300円以内 カ 大工 1人1日当たり 20,800円以内 キ 左官 1人1日当たり 19,800円以内 ク とび職 1人1日当たり 20,300円以内 (2) 時間外勤務手当 職種ごとに(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。 (3) 旅 費 ア 医師及び歯科医師にあっては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年福岡県条例第64号。以下「規則」という。)に定める3等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。 イ 薬剤師、保険師、助産師及び看護師にあっては、規則に定める5等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。 ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあっては、規則に定める4等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。
2	政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

(福岡県地域防災計画による)

4-12 避難勧告等の区分等

指示権者	区分	要件、指示等の内容	根拠法令等
市 長	避難準備・高齢者等避難開始	一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとき	防災基本計画
	避難勧告 避難指示(緊急)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第 60 条
知事	避難勧告 避難指示(緊急)	災害の発生により、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長が行うべき上記の措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施	災害対策基本法 第 60 条
警察官	避難指示(緊急)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第 61 条
		人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要するとき	警察官職務執行法第 4 条
海上保安官	避難指示(緊急)	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立ち退きを指示	災害対策基本法 第 61 条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	避難指示(緊急)	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	水防法第 29 条
知事又はその命を受けた吏員	避難指示(緊急)	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、立退くべきことを指示	地すべり等防止法第 25 条
自衛官	避難指示(緊急)	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、警察官職務執行法を準用	自衛隊法第 94 条

※ 『避難準備・高齢者等避難開始』とは、避難に時間を要する要配慮者、特に避難行動要配慮者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったときに行う。

※ 『避難勧告』とは、その地域の住民を拘束するものではないが、住民がその趣旨を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為である。相当な暴風の来襲、断続的な豪雨により災害の発生が予想され、生命、身体の危険が迫ってきたとき、及び指定河川等の水位が氾濫注意水位を突破し、増水が予想され、洪水、高潮等の危険が強まってきたときや、土砂災害警戒情報が発表されるなど、土砂災害の危険が強まってきたときに行う。

※ 『避難指示（緊急）』とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立退かせるためのものである。暴風、豪雨、洪水、高潮、その他災害発生となる事象が避難勧告の段階より悪化し、災害の発生が確実に予想されるに至ったときに行う。また、突然、災害発生の諸現象が現れたときは、避難勧告等の措置を経ず、直ちに避難指示の処置を行う。

4-13 県知事が行う水防警報の発表形式

(様式-1)

送信先	関係各位	送信元	☐ ☐ 水防地方本部長 ☐ ☐ 県土整備事務所（支所）長
-----	------	-----	---

水 防 警 報 （観測所名： ）

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
平成 年 月 日 時 分 ☐ ☐ 水防地方本部長 発表		
_____の水位は_____日_____時_____分になって 水防団待機水位を越え今後ははん濫注意水位に達すると思われるので 待機 して下さい。 （水防団待機水位： m） （はん濫注意水位： m）		

*発信機関名（ 県土整備事務所（支所） ☎ ） 発信者名（ ） 発信時刻（ : ）

送信元	F A X 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(様式-2)

送 信 先	関 係 各 位	送 信 元	○ ○水防地方本部長 (○ ○ 県土整備事務所(支所) 長
-------------	---------	-------------	----------------------------------

水 防 警 報 (観測所名:)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名						
	待 機							
平成 年 月 日 時 分 ○ ○ 水防地方本部長 発表								
_____の水位は_____日_____時_____分には 水防団待機水位に達し <table border="0"><tr><td rowspan="2">〔</td><td>イ</td><td>はん濫注意水位を突破すると思われるので</td><td rowspan="2">〕</td></tr><tr><td>ロ</td><td>1 時間に _____ c m の割合で上昇していますので</td></tr></table> 今後の状況によりいつでも出動できるように準備して下さい。 (水防団待機水位: _____ m) (はん濫注意水位: _____ m)			〔	イ	はん濫注意水位を突破すると思われるので	〕	ロ	1 時間に _____ c m の割合で上昇していますので
〔	イ	はん濫注意水位を突破すると思われるので		〕				
	ロ	1 時間に _____ c m の割合で上昇していますので						

*発信機関名 (県土整備事務所(支所) ☎) 発信者名 () 発信時刻 (:)

送信元	F A X 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(様式-3)

送 信 先	関 係 各 位	送 信 元	○ ○水防地方本部長 (○ ○ 県土整備事務所(支所) 長
-------------	---------	-------------	----------------------------------

水 防 警 報 (観測所名:)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
平成 年 月 日 時 分 ○ ○ 水防地方本部長 発表		
_____の水位は_____日_____時_____分には はん濫注意水位に達し [イ 尚、上昇していますので] ロ 1時間に _____ c mの割合で上昇していますので 出動して厳重に警戒して下さい。 (水防団待機水位: _____ m) (はん濫注意水位: _____ m)		

*発信機関名 (県土整備事務所(支所) ☎) 発信者名 () 発信時刻 (:)

送信元	F A X 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(様式－4)

送 信 先	関 係 各 位	送 信 元	☐ ☐ 水防地方本部長 ☐ ☐ 県土整備事務所（支所）長
-------------	---------	-------------	---

水 防 警 報 （観測所名： ）

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
平成 年 月 日 時 分 ☐ ☐ 水防地方本部長 発表		
_____雨量観測所では_____日の_____時から_____時までの 1 時間に _____ mmの降雨を記録しました。 _____水位観測所の_____日_____時現在の水位は_____mで { イ 尚、上昇しています。 ロ 1 時間に _____ cmの割合で上昇しています。 今後、まだ増水の見込みですから、各水防機関は引き続き 警戒 して下さい。 （水防団待機水位： _____ m） （はん濫注意水位： _____ m）		

*発信機関名（ 県土整備事務所（支所） ☎ ） 発信者名（ ） 発信時刻（ : ）

送信元	F A X 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(様式-5)

送 信 先	関 係 各 位	送 信 元	○ ○水防地方本部長 (○ ○ 県土整備事務所(支所) 長
-------------	---------	-------------	----------------------------------

水 防 警 報 (観測所名:)

水 防 警 報 第 号	種 別	河 川 名
	待 機	
平成 年 月 日 時 分 ○ ○ 水防地方本部長 発表		
_____の水位は_____日_____時_____分になって はん濫注意水位を下り減水していますが、再び水位が上昇することもあると考えられるので、 待機して引き続き注意して下さい。 (水防団待機水位: m) (はん濫注意水位: m)		

*発信機関名 (県土整備事務所(支所) ☎) 発信者名 () 発信時刻 (:)

送信元	F A X 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

(様式－6)

送 信 先	関 係 各 位	送 信 元	○ ○水防地方本部長 (○ ○ 県土整備事務所(支所) 長
-------------	---------	-------------	----------------------------------

水 防 警 報 (観測所名 :)

水 防 警 報 第 号	種 別 待 機	河 川 名
平成 年 月 日 時 分 ○ ○ 水防地方本部長 発表		
_____の水位は_____日_____時_____分_____mを 最高として減水を始め、_____日_____時_____分現在では_____mで、 再び水位の上昇はないと思われますので、水防警報を 解除 します。 (水防団待機水位 : _____ m) (はん濫注意水位 : _____ m)		

*発信機関名 (県土整備事務所(支所) ☎) 発信者名 () 発信時刻 (:)

送信元	F A X 番号	電話番号	受信者名	送信者名	時刻
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:
					:

4-14 県知事が行う避難判断水位到達情報の発表形式

送 信 先	関 係 各 位	送 信 元	(○ ○ 県土整備事務所 (支所) 長
-------------	---------	-------------	----------------------

○ ○ 川 避 難 判 断 水 位 情 報

(観測所名 ;)

平成 年 月 日 ○ ○ 時 ○ ○ 分 発表

福岡県○○県土整備事務所 (支所) 長

○○川は、□□時■■分に、◇◇観測所 (◆◆市××) において、避難準備情報等の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位△△. △mに達しました。

(氾濫注意水位 ; m) (氾濫危険水位 ; m)

* 発信機関名 (県土整備事務所 (支所) Tel)
 発信者名 () 発信時刻 (:)

送 信 先	F A X 番 号	電 話 番 号	受 信 者 名	送 信 者 名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:

4-15 県知事が行う氾濫危険水位到達情報の発表形式

送 信 先	関 係 各 位	送 信 元	(○ ○ 県土整備事務所 (支所) 長
-------------	---------	-------------	----------------------

○ ○ 川 避 難 判 断 水 位 情 報

(水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位)

(観測所名 ;)

平成 年 月 日 ○ ○ 時 ○ ○ 分 発表
福岡県○○県土整備事務所 (支所) 長
○○川は、□□時■■分に、◇◇観測所 (◆◆市××) において、避難勧告等の発令判断の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位△△. △mに達しました。 (氾濫注意水位 ; m) (氾濫危険水位 ; m)

* 発信機関名 (県土整備事務所 (支所) Tel)

 発信者名 () 発信時刻 (:)

送 信 先	F A X 番 号	電 話 番 号	受 信 者 名	送 信 者 名	時 刻
					:
					:
					:
					:
					:

4-16 気象庁震度階級解説関連表

◆ 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人 間	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが目覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる	棚にある食器類や書棚で落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が增多。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに增多。補強されているブロック塀も破損するものがある。

◆ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

◆ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

◆ 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱 6強 7	地割れが生じることがある。 大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。 がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

◆ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

◆ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

4-17 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

制定 平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号 総合食料局長通知
最終改正 平成 29 年 4 月 3 日付け 28 政統第 1947 号 政策統括官通知

第 4 章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第 10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡し体制整備

- (1) 政策統括官は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下に同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救助を行う場合

- (2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 政策統括官が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を政策統括官から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、政策統括官が別途定める。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

- (ア) (1) のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内）であって政策統括官と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、政策統括官がやむを得ないと認めること。

- (イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって政策統括官と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

政策統括官は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

- (1) 政策統括官は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式 4—23）により契約を締結する。

- (2) 政策統括官は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

- (3) 政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認めるときは、(1) 及び (2) の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、政策統括官は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-23）により契約を締結するものとする。

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 平成 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 平成 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省政策統括官〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省政策統括官（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(瑕疵現品の交換)

第5条 引き渡した現品に隠れた瑕疵が発見されたときは、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議の上、瑕疵のあった現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は瑕疵現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担する

ものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定したときは、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号の一に該当するときは、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約の全部又は一部の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が、この契約の条項に違反したとき。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)

について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかったときは、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年14.60パーセント、違約金にあつては、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に瑕疵がある場合であつて、瑕疵発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、この契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 この契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

この契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省政策統括官

印

乙 住所
氏名

印

4-18 災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第 4 章 I 第 10 に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下に同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

記

1. 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 都道府県知事は、要領第 4 章 I 第 10 の 1 の (1) に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者が、政策統括官付貿易業務課担当者（別紙 1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、「災害救助米穀の引渡要請書」（別紙 2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記 (1) の場合にあつて、市町村長が直接、政策統括官に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があつた場合、該当する農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であつて、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあつては、(2) 又は (3) の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2. 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

政策統括官は、1 の (1) の要請があつた場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

3. 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき政策統括官と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2 の調整終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書（添付の売買契約書を参照）を都道府県担当者に 2 部送付する。

- (3) 都道府県担当者は、(2) で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3) で返送された売買契約書について、政策統括官の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡し
の指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、1の(5)の場合において、政策統括官は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う
必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結する
いとまがないと認めるときは、(2) から(4) までの規定にかかわらず、売買契約の締結前
であっても、受託企業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引
き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米
国の引渡し後遅滞なく(2) から(4) までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4. 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、政策統括官から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5. 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、政策統括官から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章Ⅰ第10の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

5. 各種マニュアル

5-1 消防団活動・安全管理マニュアル

消防団活動・安全管理マニュアル

～ 津波災害時 ～

豊前市消防団

平成 27 年 4 月 1 日

第1 主旨

このマニュアルは、津波災害時において、「消防団員の命を守ることを最優先とすること」、「消防団員が自らの命を守ることによって多くの命が救われること」という考え方の下に、地域の安全を確保する消防団活動を継続していくために必要な事項を定め、あらかじめ以下の事項について整備し、消防団員に対する安全を確立させるものである。

第2 平常時の対策（家庭内における地震対策）

- 1 家族の安全を確保し、消防団活動に安心して従事できるよう、平素より、家庭内における地震対策を徹底しておくこと。
- 2 避難経路を確認しておくこと。
- 3 非常食・飲料水等の備蓄（3日間程度）をしておくこと。
- 4 家族の所在がわかるよう、事前に話し合いを実施し、非常時の参集場所及び参集方法を確認しておくこと。

第3 ハザードマップ等の把握

津波災害時の消防団活動にとって被害想定を事前に把握しておくことが重要であることから、ハザードマップでの危険箇所や避難経路等を把握しておくこと。

1 避難路

避難路は、概ね幅員4mの公道及び避難所に通じる道路等であって、避難圏域内の市民を迅速かつ安全に避難させることを可能とする道路。

第4 参集及び出動

- 1 津波警報発令時の参集場所は、各分団指定の団詰所とする。ただし、海岸線沿いを団詰所としている分団については、津波到達時刻まで時間がない場合、団詰所に参集せず、速やかに高台に避難すること。
- 2 出動は、複数人が参集した後、分団長指示の下行うこと。
- 3 参集途上において、津波に巻き込まれないように、防災行政無線、ラジオ等による津波や避難に関する各種情報の収集及び参集ルート（複数の参集ルートの準備）に注意すること。
- 4 参集途上においては、道路状況、住民の避難状況及び火災の発生状況等可能な範囲で情報を収集し、参集場所から団本部へ報告を実施すること。
- 5 以下の装備を必要数配備し出動する際は必ず着用し活動するものとする。
 - (1) 活動服
 - (2) 安全帽（ヘルメット）
 - (3) 長靴等
 - (4) 耐切創性手袋
 - (5) 救命胴衣
 - (6) 無線機

- 6 出動する際は、消防団本部、ラジオ及び防災行政無線等からの情報に十分注意し、団員の生命に危険がおよぶ場合には、現場に向かう途中であっても避難を優先し、消防団本部へ報告すること。

第5 消防団の活動と安全管理

1 全般的事項

- (1) 団本部等は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、津波到達予想時刻、予想される津波高などの情報を収集し、それに基づき活動の有無を含む活動方針及び活動可能時間を判断し、団員に伝達する。

【 関係機関連絡先 】

京築広域圏消防本部	災害時連絡先	0 9 7 9 - (8 2) - 0 1 1 9
豊前警察署	災害時連絡先	0 9 7 9 - (8 2) - 0 1 1 0
豊前市災害対策本部	災害時連絡先	0 9 7 9 - (8 2) - 1 1 1 1

- (2) 2名以上として活動すること。
- (3) 分団長は、災害現場の特徴を的確に把握し、自班の行動の安全確保措置を速やかに決定し、その内容を明確に毅然として団員に指示すること。
- (4) 分団長は、無線等で団指揮本部と連絡を取り、その指揮下で活動すること。
- (5) 分団長は、団指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに分団を速やかに安全なところに退避させること。
- (6) 車両を離れる場合で、3名以上の分団の場合には、原則として1名を車両に残し、無線機による消防団本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせること。また、車両は直ちに退避できるよう停車位置や向きに留意すること。原則として無線等を携帯し、ラジオ等からの津波情報にも十分留意すること。

第6 水門の閉鎖

水門の統廃合や、半開化、遠隔操作化・自動化等の推進による水門等の閉鎖活動の最小化を図ること。

水門等の閉鎖を担当する場合は、原則として2名以上で1つの水門等を担当することとし、やむを得ず複数の水門等を担当せざるを得ない場合は、海岸線から高台等に向かって垂直に移動できるよう、退避ルートの設定等に留意すること。

水門等の閉鎖活動を行う際には、必ず無線機等を携帯し、救命胴衣を着用すること。

地震発生から津波到達までの時間が短い場合には、水門等の閉鎖活動は行わず、自ら退避と住民の避難誘導を優先すること。

第7 避難誘導、避難広報等

1 車両と共に活動する場合

- (1) 避難広報は、原則として車両で行うこととし、2名以上で乗車し、1名は常に無線、ラジオ放送、周囲の状況等を警戒すること。また、常に高台等への退避ルートを念頭に置いて活動すること。

- (2) 避難、誘導を事前計画に基づき複数ルートを選択しておき、家屋の倒壊等により道路が通行できない場合は、迂回するとともに、事前に設定していた別ルートを選定する。

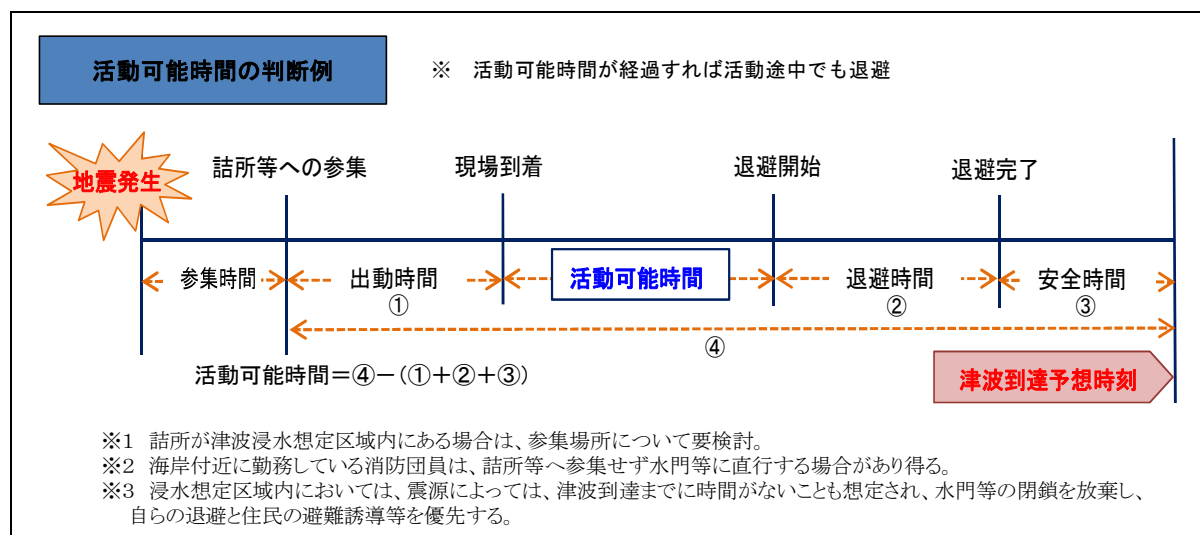
2 車両から離れて活動する場合

- (1) 原則として、1名は車両で待機し、消防団本部との連絡、ラジオ等での情報収集等、周囲の状況把握を行うこと。
- (2) 車両はでき得る限り見晴らしの良い所に停車させ、直ちに退避できるように停車位置や向きに配慮すること。
- (3) 車両から離れて活動する場合は、分団（2名以上）にて行動し、分団長と密に連絡を取り合いながら状況を報告すること。なお、原則として、車両の拡声器のサイレン音が聞こえる範囲で活動すること。

第8 退避ルールと情報伝達手段

1 退避ルール

- (1) 津波浸水想定区域内にある消防団（分団等）は、気象庁が発表する津波警報（津波到達時刻等）の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- (2) 活動する場合においては、「出動時刻から気象庁が発表する津波到達予想時刻までの時間」から、「退避時間」（安全な高台等へ避難するために要する時間）や「安全時間」（安全・確実に対比が完了するよう、余裕を見込んだ時間）を差し引いた「活動可能時間」を設定し、それを経過した場合には直ちに退避すること。
- (3) 団指揮本部や分団長は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。
- (4) 退避ルールとして、津波浸水対象地域内から対象地域外への退避（緊急移動）は、津波到達予想時刻30分前を目途に退避を優先する。



2 情報伝達手段

退避命令を消防団員に伝達する手段については、無線等のほか、車両のサイレンなども含め、複数の情報伝達手段についてあらかじめ定めておき、団員に周知しておくこと。

第9 災害情報収集・伝達

1 活動資機材

無線機、携帯電話等双方向の通信伝達手段を確保出来る資機材等

2 活用方法

(1) 通信の原則

ア 災害情報等は受信のみとする。

イ 消防活動に係る重要情報を把握した場合は、緊急通信を行う。

(2) 通信の優先順位

ア 通信相互間が競合する場合は、情報伝達、指示命令、状況報告の順とする。

イ 緊急事態発生の重要情報を把握した場合は、通信の優先順位に関わらず、通信することができる。

5-2 豊前市福祉避難所設置・運営マニュアル

豊前市福祉避難所 設置・運営マニュアル



平成26年6月
(平成29年7月改定)
豊 前 市

目 次

第1章 福祉避難所の概要	2
1 福祉避難所の目的・基本的事項	2
2 福祉避難所への避難対象者	2
3 福祉避難所への避難までの流れ	2
第2章 平時における取り組み	2～4
1 福祉避難所へ避難する対象者の把握	2
2 福祉避難所の指定及び協定の締結	3
3 福祉避難所の周知	3
4 福祉避難所の施設整備	3
5 医療機関との連携強化	3
6 運営体制の事前整備	3～4
第3章 災害時における取り組み	4～7
1 福祉避難所の開設	4～6
2 福祉避難所の運営体制	6～7
3 福祉避難所における人材確保と要配慮者の支援	7
4 福祉避難所の閉鎖	7
5 費用に関する届出	7

様式集

【福祉避難所開設チェックリスト】	様式 1
【福祉避難所開設要請書】	様式 2
【要配慮者受入要請書(一覧表)】	様式 3
【要配慮者受入要請書(個票)】	様式 4
【福祉避難所避難者名簿】	様式 5
【福祉避難所食料・飲料水供給依頼票】	様式 6
【福祉避難所物資・日用品供給依頼票】	様式 7
【福祉避難所福祉機器等供給要請書】	様式 8
【福祉避難所食料・物資等受払簿】	様式 9
【福祉避難所人的支援依頼票】	様式 10
【福祉避難所設置・運営等に要した費用に関する届出書】	様式 11
【福祉避難所事務引継書】	様式 12
請求書	(別記様式)

第1章 福祉避難所の概要

1. 福祉避難所の目的及び基本的事項

大規模災害発生時においては、高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等（以下「要配慮者」という。）は、避難までに時間を要したり、自力で安全な場所へ避難することが困難であったりとは何らかの支援が必要となります。

特に避難所生活が長期化した場合においては、一般の指定避難所では、安心な避難生活を送ることに支障をきたす場合があります。

このことから、要配慮者が安心して避難生活を送ることが出来るよう、専門的知識と専門施設を有した市内の関係施設を福祉避難所と指定し、災害対策本部と連携した要配慮者の支援体制と福祉避難所の設置・運営について必要な事項を定めたものとあります。

- (1) 各施設においては、可能な範囲で要配慮者の受入れを実施します。
- (2) 要配慮者の移送は原則、家族とし、必要に応じて市が責任を持って実施します。
- (3) 前項において、被災状況等により移送が困難である場合には、福祉避難所と協議し、協力等を得ながら実施します。
- (4) 要配慮者の受入れに要した経費については、要請した市が負担します。
- (5) 福祉避難所開設は必ずしも災害救助法の適用を要件とするものではありません。
- (6) 広域連携による福祉避難所の開設については、「福祉避難所への広域避難に関するマニュアル」（平成29年3月福岡県）により別途運用します。

2. 福祉避難所への避難対象者

福祉避難所は、一般の避難所での生活が困難な方々を対象に開設するため、原則として災害時に何らかの支援を必要とする「要配慮者」のうち、介護施設や病院等への入所・入院されていない方で、在宅生活を行っている者としてします。

3. 福祉避難所開設までの流れ

災害発生時においては、災害の規模や状況により指定避難所（31施設指定）の開設を行い、避難所担当職員の派遣を行います。その後、各避難所において避難者の状態（要介護度や介助者の有無、障害の種類等）を確認し、福祉避難所を開設する必要があると判断された場合に開設を行います。

ただし、各施設において、それぞれの施設に通所する者からの避難要請や自主避難の要望があった場合は、福祉避難所の開設有無を問わず、出来る限り支援体制の協力をお願いします。

第2章 平時における取り組み

1. 福祉避難所への避難する対象者の把握

災害対策本部は、要配慮者（避難行動要支援者）の個別支援計画策定に向けて、要配慮者個人の把握に努めるとともに、同意方式による避難行動要支援者リストを作成し、民生委員、自主防災組織等の防災関係機関と連携・情報の共有に努めます。

2. 福祉避難所の指定及び協定の締結

福祉避難所の要件は、原則として以下のとおりとします。

○施設自体の安全性が確保されていることとします。

- ・原則として、施設が耐震・耐火構造の建築物とします。
- ・原則として、土砂災害危険箇所区域外とします。
- ・原則として、浸水等予定区域外とします。
- ・近隣に危険物を取り扱う施設等がないこととします。

○施設内における要配慮者の安全性が確保されている施設とします。

- ・原則として、障害者トイレやスロープ等の設置及びバリアフリー化がなされている施設とします。

○要配慮者の避難生活に必要な空間を確保できる施設とします。

○指定については、上記の内容を含めて、戸別に協議の上決定するものとし、以下の施設を福祉避難所として指定をいたします。

施設名	住所	災害種別
豊前市総合福祉センター	吉木 9 5 5	災害全般
亀保の里	鬼木 2 0 - 1	災害（河川水害除く）
豊前サンビレッヂ	下川底 1 7 0	災害（河川水害・土砂災害除く）
豊前アニマノ	才尾 4 5 0 - 2	災害全般
望海荘	松江 9 9 1 - 9	災害全般
ケアハイツぶぜん	千束 1 5 7 - 2	災害全般
ケアハウスさくら	三毛門 1 3 4 0 - 1	災害（河川水害・高潮災害除く）
ケアポートぶぜん	赤熊 1 3 5 9 - 1	災害全般
向陽荘	松江 9 6 8 - 1	災害全般
周防学園	川内 3 7 2 9 - 1 6	災害全般
ほうらい山荘	四郎丸 1 6 9 0 - 3	災害全般
恵光園	荒堀 3 7 - 1 2	災害全般

3. 福祉避難所の周知

災害時において円滑に福祉避難所の設置・運営が出来るよう、平時より防災ハザードマップ、広報誌やHPを通じて、広く市民に周知を図り、要配慮者やその家族及び自主防災組織、支援者等の理解と協力を求めます。

4. 福祉避難所の施設整備

施設管理者は、福祉避難所として機能するための必要な施設整備に努めます。

5. 医療機関との連携強化

市は、福祉避難所において症状の急変等により、医療処置や治療、入院等が必要となった場合に備え、医療機関等との連携を図ります。

6. 運営体制の事前整備

（１）運営体制の整備

災害発生時に速やかな設置・運営が出来るよう、防災部局（総務課）と福祉部局（福祉課）、その他関係課において協議を行い、「福祉避難所担当職員」を確保するなど体制の整備を行います。また、施設管理者等と事前に協議を行うとともに、災害発生時には、避難者の避難状況の把握、開設後の巡回等の業務を行い、連携を図ることに努めます。

（２） 人的支援の確保

市は、福祉避難所における要配慮者の支援について、福岡県、市の保健師、社会福祉協議会等の関係機関と連携を図り、有資格者等の人材確保に努めます。

また、地域においても要配慮者の支援者として活動してもらう為、事前に自治会や自主防災組織等に協力を依頼します。

（３） 物資・資機材の確保

市は、平時より要配慮者の支援に必要な物資及び資機材の備蓄を行うこととします。また、事前に福岡県、関係機関・事業者等と災害応援協定を締結し、物資等を提供してもらう体制を整備します。

なお、物資及び資機材の導入時において、福祉避難所で必要となる資機材等を協議し備蓄に努めます。

（４） 訓練・研修会の実施

市は、要配慮者及びその支援者、自治会、自主防災組織、また防災関係機関の連携を図るため、避難訓練や研修会等の開催を通じて、支援体制の強化を図ります。

第３章 災害時における取り組み

１．福祉避難所の開設

（１） 要配慮者の把握

災害対策本部は、一般の指定避難所に避難された方の身体状況等の把握に努めます。その結果、一般の避難所での生活が困難と判断され、福祉避難所の開設が必要と判断された場合には、指定された福祉避難所の管理者に対し、施設の被災状況や受け入れ体制等について協議を行うこととします。

（２） 福祉避難所の開設から運営、閉鎖、費用請求までの流れ

①開設チェックリスト【様式１】

災害対策本部は、福祉避難所を開設する場合には、事前に福祉避難所管理者と協議し、施設の被害状況、受入人数、開設の有無等を協議します。

②開設要請書【様式２】

災害対策本部は、開設決定後、開設要請書を受入福祉避難所に送付（FAX）します。

③要配慮者受入要請書（一覧表）【様式３】

災害対策本部は、受入施設毎に要配慮者一覧表を作成し、福祉避難所担当職員により受入福祉避難所に報告します。

④要配慮者受入要請書（個票）【様式 4】

災害対策本部は、要配慮者一覧表に沿って、要配慮者毎に個票を作成し、福祉避難所担当職員受入福祉避難所に報告します。

⑤福祉避難所避難者名簿【様式 5】

福祉避難所管理者（福祉避難所職員）は、避難者数等に変更が生じた場合は、災害対策本部まで報告（FAX）をします。※費用請求の際に添付します。

⑥食料・飲料水供給依頼票【様式 6】

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、必要に応じ避難所運営に必要な食料等について災害対策本部に要請（FAX）します。災害対策本部は、依頼のあった食料等について供給回答書【様式 6 の下段】を記入し受入福祉避難所に報告（FAX）します。

⑦物資・日用品等供給依頼書【様式 7】

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、必要に応じ避難所運営に必要な物資・日用品等について災害対策本部に要請（FAX）します。災害対策本部は、依頼のあった物資・日用品等について供給回答書【様式 7 の下段】を記入し受入福祉避難所に報告（FAX）します。

⑧福祉機器等供給要請書【様式 8】

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、必要に応じ避難所運営に必要な福祉機器等について災害対策本部に要請（FAX）します。災害対策本部は、依頼のあった福祉機器等について供給回答書【様式 8 の下段】を記入し受入福祉避難所に報告（FAX）します。※福祉機器については、専門機器のため要請に時間を要したり、要請に答えられない場合があります。

⑨食料・物資等受払簿【様式 9】

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、災害対策本部から供給された物資等について使用量等を整理し報告します。※費用請求の際に添付します。

⑩人的支援依頼票【様式 10】

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、避難所運営に必要な人材について支援が必要な場合には、災害対策本部に要請（FAX）します。災害対策本部は、必要な人材の確保に努め回答書【様式 10 の下段】を記入し、受入福祉避難所に報告（FAX）します。

⑪費用に関する届出書【様式 11】

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、避難所運営に要した費用について整理し災害対策本部に報告します。必要に応じ費用請求の際に添付します。

⑫事務引継書【様式 12】

福祉避難所担当職員が交代する場合には、引継書を作成し、後任者に引継ぎをします。※引継様式は任意の様式で構いません。

⑬費用の請求（別記様式）

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、避難所の閉鎖後、運営に必要な経費について請求をします。

（３）福祉避難所担当職員の配備

災害対策本部は、福祉避難所の開設を行った場合には、開設及び運営に関して「福祉避難所担当職員」を派遣します。大規模災害等により開設要員を常時配備できない場合については、当該施設管理者と協議を行い、福祉避難所の適切な管理運営ができるよう支援します。

（４）移送手段の確保

自宅や指定避難所から福祉避難所までの移送に関しては、原則として要配慮者の家族、自主防災組織等の協力を得て行いますが、移送が困難な場合は、市や福祉避難所の管理者が協議して、移送方法を協議します。その場合、福祉車両、救急車両の手配も含め、要配慮者の状態に配慮した、適切な移送が出来るよう努めます。

（５）住民等への周知

災害対策本部は、福祉避難所を開設した場合は、要配慮者とその家族、自主防災組織等の関係機関に速やかに周知します。

（６）福祉避難所の開設期間

福祉避難所の開設期間は、原則として 7 日以内とします。しかし、大規模災害等により、やむを得ず 7 日以内で閉鎖することが困難な場合は、施設管理者等と協議を行い延長、若しくは個別に入所等の協議を行うものとします。

2. 福祉避難所の運営体制

（１）避難者名簿の作成・管理【様式 5】

福祉避難所担当職員及び施設管理者は、福祉避難所に避難している避難者の名簿を作成し、変更がある場合は災害対策本部に報告します。

また、避難者より退所希望があるときは、退所先等の確認を行い、その後の安全性確保の確認に努めて対処をします。

（２）災害対策本部への報告

福祉避難所担当職員及び施設管理者は、必要に応じて災害対策本部に報告します。

（３）食料及び物資等の供給【様式 6】【様式 7】【様式 8】【様式 9】

福祉避難所担当職員及び施設管理者は、食料・水・物資の配給については、公平性及び良好な健康状態の維持確保に最大限の配慮を行います。

なお、依頼された食料、飲料水及び物資・機器等が搬送された場合は、それぞれにおいて、受領日時を記入するとともに適正に管理をします。

(4) 避難者の問い合わせや呼び出し

外部からの訪問及び問い合わせには、個人情報保護に注意し対応をします。

また、避難者への訪問については、緊急な場合を除いて、他の入所者及び避難者へ迷惑がかからないよう、時間を決めるなどの配慮をします。

原則として、電話での避難者の呼び出しについては、折り返し避難者の方から連絡をとる方法とします。

3 福祉避難所における人材確保と要配慮者の支援【様式 10】

(1) 要配慮者の支援

要配慮者の健康状態、必要なサービスの状況などを把握し、それぞれの配慮事項に応じた人材を配置し、対応を図ります。

(2) 福祉サービスの提供

要配慮者が災害発生前に受けていた福祉サービスや医療を、災害後も継続的に受けることができるよう、福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要配慮者に対して、必要な福祉サービスを提供します。

(3) 総合相談窓口の設置

要配慮者特有の相談に対応する相談窓口を、福祉避難所に設置します。相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行います。

(4) 緊急入所等の実施

福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応します。

要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送します。

4 福祉避難所の閉鎖

災害対策本部は、福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図ります。

福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明します。

避難している要援護者が撤収し、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所としての指定を解除します。

5 費用に関する届出【様式 11】【様式 12】（別記様式）

福祉避難所管理者（福祉避難所担当職員）は、避難所運営に要した費用について整理し災害対策本部に報告します。

豊前市地域防災計画

資料編

(平成 30 年度修正)

発行・編集 豊前市防災会議

事務局 豊前市役所 総務課 交通防災係

住 所：〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955

電話番号：0979-82-1111 (代表)

ホームページ：<http://www.city.buzen.lg.jp/>